

強制しつゝある。英國政府が農業嫌ひの國民に滿洲の大豆を植付けしめ、伊太利が小學生に養蠶を教へつゝある事も皆同一理由に出發する。吾が内地及植民地に於ける餘剩土地を利用して麥、豆、粟等農産物の増産を圖るに方り、我農家をして收益を得せしむべき方策を講ずるは極めて當然の事であり、又それが國民經濟の全局を有利に展開することゝなるのである。

且夫れ國內に於ける生産品は高價なりとも、其代價は同一國民の手に落ち、轉々流動するに止り海外に逸出するものではない。只甲よりして、丙、丁等に移動するに過ぎない。之に反して外國に支拂ふ代價は、安きにせよ、高きにせよ、外國に持ち去られるのである。即ち夫

れ丈け國內の正貨は減少するのである。故に假令他國の農産物が低廉なりとも、夫を理由として輸入防遏策を忘るゝは、國民經濟を知らざる議論であり、自國の存立、自國の利害に頓着せざる非國家的僻見である。

固より此目的を達成するが爲には或程度の保護政策を必要とする外、更らに各般の施設と指導獎勵に力を盡さねばならない。米と云ひ、蠶と云ひ、砂糖、鐵、造船機械其他我國從來の重要産業中、直接間接政府の保護獎勵に依らずして、發達せるものは一つもない。政府の保護獎勵だに行届かば内地植民地を通じて産業の調整も、方向轉換も、決して不可能でなく、又現在外國品に壓せらるゝものも外國品と對抗し相當の利益を收得し能ふことゝなる。現今滿洲の大豆は中央集散地より内地に輸送するに一石約二圓二十錢の運賃諸掛を掛けて居るが、之を内地及植民地に於て生産せば、此運賃の差額丈は當然高くとも引合ふ勘定であり、之に若干の保護を加ふれば十二分に採算はつく、此種の實例は極めて多いのである。但しダムピングに依るものは列國共に別個の方法に依りて排拒しつゝありて、我國も無論自衛手段を執るべきである。

要するに專賣制度にせよ、朝鮮臺灣米の統制及輸出入米の管理にせよ、我黨としては前内閣の如き姑息にして效果なき方策に満足せず、更に徹底的にして效果ある施設を講じ、以て需要供給を調節すると共に價格の安定を圖り生産消費兩者の利益を確保し國民生活を安易ならしめんとするのであり、此の方針は明確に黨是として決定してゐるのである。但し誤解してはならぬ。吾々は今後全然米の増産を無用とするのもなければ、勿論不合理に價格の騰貴を圖るものでも無い。否、人口額加、生活上等よりする將來の需要増加に對して相當の増收計畫も必要であれば、種子耕作法の改良も一層大切である。我國の如く地域狹隘なる國に在つては極度に集約主義を採り、最小面積より最大收穫を上ぐる事に努力せねばならぬ。而して餘されたる土地を利用して他の農産林産其他適當なる産物を得る事に、人智を傾倒せねばならない。一反二石當りの産米が四石平均となれば從來の所要の米田が二倍に擴大したと同一であり、語を逆にして云へば從來所要の米田は二分の一で足りるのである。隨つて他の二分の一は別の生産事業に轉用し得る事となり。之に依つて國民は其處に新たな富を産み出し所得を増進し得るのである。常に人口過剩にして而かも資源の貧弱を嘆じつゝある國民としては、土地の利用價值を高むることが第一の要件であり最も有効なる富國策である。此意味に於て吾々は今後と雖も大に米の増産及改良計畫を緊要とするが、併し従前の如き無主義、無方針ではいけない。國民經濟の全局より觀察して合理的調整策を樹て、一方に生産過剩の弊なからしむると共に他方我國に不足するものは新たに生み出さねばならない。別言せば最良の集約法を採り大に産米の増收を計ると同時に、之を適度に調整し、之に依りて生ぜる餘剩土地を利用する事に依り國民生活に必要な他の産業を開拓振興せよといふのである。そは常に農業方面に止まらず、全般産業に亘りて同様方針を必要とする。

### 第三節 蠶業國策の樹立



第一項 滯貨買上と原蠶紙國營

我國民經濟に於ける蠶絲の重要性が、如何に重大なる地位を占むるか茲に收めて縷説する迄もなく普く世人の熟知する所である。養蠶戸數二百十五萬戸、繭の生産價額六億三千八百萬圓、而して之を製絲工場に送り生絲となりて海外に輸出せらるゝもの、内地需用を除きて、七億九千餘萬圓、是れ昭和四年以前の五箇年平均額であり、實に我貿易の大宗で、國際貸借を支配する位置に在る。夫れが一昨年には如何にありしか。繭の價格は半額以下に急落し、生絲の輸出額は四億一千萬圓臺に激減したのである。

前民政黨政府は此瀑布的暴落を以て専ら其原因を世界的不況に嫁しつゝあるも、實際には無準備の金解禁と輕卒無謀なる生絲補償法の發動が其最大原因たるは第五十九議會に於ける我黨の精確なる質疑檢討に依つて既に明々白白々秋毫の疑ひを容れないのである。蓋し前民政黨政府は金解禁の結果、必然に發生すべき對外爲替の變動をも無視し、且つ金解禁に先ちて、見越輸入品の米國に準備せられ居る事實を考慮せず、不用意にも千二百五十圓てふ不當價格を以て絲價補償法を發動せしめたる爲め、其處に二十萬梱の滯貨を生じ、忽ち市價の暴落を招いたのである。随つて其直接的影響として俄然繭價の慘落を告げ、一昨年の春繭は一昨々年に比して半額、夏秋繭は更に六割五分の暴落てふ底抜け相場を現はしたのである。

吾々は最早や一昨年の事情を語るに忍びない。それは餘りにも悲惨であり、痛ましさに堪へぬからである。問題は今後の對策如何に在る。それで茲に先づ我黨の對策を平易に打出し置くならば、一昨年前民政黨内閣が絲價安定補償法を輕卒に發動せる爲め、現在尙市場を壓迫しつゝある二十萬梱の滯貨を一旦政府に於て買上げる。そして市價の自然的健全を圖ると同時に、將來に於ける生産過剩の弊を防止する爲め原蠶種の國營統制を實現し、以て需給の統制と調節を行ふこととする。

勿論二十萬梱の滯貨を買上げる爲には政府に於て、それだけの經費を要するが、一箇年約百萬梱の生産高に對し其の二割にも該當する程の生絲が長く消化されずに停滯してゐることは、恰も國民經濟の腹中に不治の癩を藏するが如く、容易に市價の回復を望まれ能ぬのみならず、之が爲めに被る損失は莫大であり、一時の犠牲的負擔には換えられぬのである。故に政府は之を買上げて市場の壓迫を取除き、そして徐ろに其の處分方法を講ずることとする、例へば内外の需要に直接の影響を及ぼさざる方法に依りて新たな利用策を工夫するか。又は市場回復後、長期に亘りて徐に之を賣出し、適時内地向への消化を圖る等、何れにしても市場の癩を手術することが最先の急務である。

次に原蠶種の國營化は、之に依つて生産を調節すると同時に蠶種の改良と統一を圖らんが爲めである。そは米の場合に於けると同様に、需給關係を無視せる生産増加は、徒らに價格の低下を招くに止まり、却つて農家の損失を誘ふ結果となるが故に、國家の力を以て適度に之を統制するが利益であり、殊に我國の特殊的産物にして、而かも國際貿易品の大宗たる生絲の原料なるを以て、能ふ限り不利益なる結果を持ち來

さざる様、適當なる方法を定むるが當然である。曩に露西亞は其の特産たるブラチナを殆んど無制限に掘り出したる結果、其市價は從來の五分の一にも下落し金と差異なき程の値段となつた。流石の勞農政府も之に驚きて近來其の産出高を制限し市價の回復を努めてゐるが、彼のダイヤモンドの如きも現在僅に數箇のシンデケートに依り、嚴重に産出高を制限しつゝあればこそ非常なる高價を保つてゐるのであつて、必ら



其の處分方法を講ずることとする、例へば内外の需要に直接の影響を及ぼさざる方法に依りて新たな利用策を工夫するか。又は市場回復後、長期に亘りて徐に之を賣出し、適時内地向への消化を圖る等、何れにしても市場の癢を手術することが最先の急務である。

次に原蠶種の國營化は、之に依つて生産を調節すると同時に蠶種の改良と統一を圖らんが爲めである。そは米の場合に於けると同様に、需給關係を無視せる生産増加は、徒らに價格の低下を招くに止まり、却つて農家の損失を誘ふ結果となるが故に、國家の力を以て適度に之を統制するが利益であり、殊に我國の特殊的產物にして、而かも國際貿易品の大宗たる生絲の原料なるを以て、能ふ限り不利益なる結果を持ち來

さざる様、適當なる方法を定むるが當然である。曩に露西亞は其の特産たるブラチナを殆んど無制限に掘り出したる結果、其市價は從來の五分の一にも下落し金と差異なき程の値段となつた。流石の勞農政府も之に驚きて近來其の產出高を制限し市價の回復を努めてゐるが、彼のダイヤモンドの如きも現在僅に數箇のシンヂケートに依り、嚴重に產出高を制限しつゝあればこそ非常なる高價を保つてゐるのであつて、必らずしも原蠶石が世に想像せらるゝ程稀少なものは無い。我國の生絲は世界に於ける需用の約七割も占めて居り、隨つて其の市價は事實上我國の生産高に依つて左右され得る立場に在ることを見忘れてはならない。故に蠶種の統制は國民經濟の全局より見て頗る重要であり、それは同時に蠶種の統一、養蠶の改良進歩を計る上にも有効となるのである。

其方法としては政府の管理の下に原蠶紙を製造すること。而して其の配給は町村組合又は之に代るものをして之に當らしめ、需給關係を調節するのである。政府は豫め内外兩方面に於ける蠶絲の需要狀態及各地の要求に適合する蠶種を調査して毎年所要の種紙を調製し、公平なる規定を設けて原價又は原價に近き手数料を加へて之を全国各地に供給する——但し細かき配給方法に就ては茲に省略し兎に角原蠶紙の國營化に由り生産統制を行ふが主眼である——斯くせば年々の産繭高が需要以上なる過剰を生ずる恐れがなく、隨つて市價も自然に安定するのみならず、蠶種も統一せられ、且つ其價格も合理的に引下げ能ふのである。

## 第二項 將來の發展策

上述の如く當面對策として二十萬柵の滯貨を買上げ、低迷せる市價を安定し、そして原蠶紙の國營に依り、併せて今後の生産調節を圖るに於ては、現に自然に任せつゝある蠶絲業に對し組織的なる政策を建てられるが、しかし、それだけにて我國の蠶絲業が將來永久的に優越的地位を保持し能ふかと問へば、其處には人絹及支那絲の競争があり、往年の好景氣時代の如き飛躍は容易に望まれ能はぬのみならず、徒らに價格の騰貴を期待して居つては却つて低廉なる人絹支那絲の爲に侵略さるゝ虞れなしとはいへない。それ故に將來に對する根本方策としては、矢張り蠶絲業の進歩改良に努力するが肝要であり、國家は之に對して適當なる施設を怠つてはならない。

吾々の見聞する所に據れば、既に我蠶業試驗所に於ける實驗の結果として、從來一箇八匁の繭は十五匁に増し、又一箇の繭より五百米突の絲を繰出させたものが、今は千五百米突までの成功を告げてゐるといふ。更に今後の改良を加ふるに於て現在の桑園面積と勞力を以てしても、年額百萬柵の生産高を三倍に増加せしむること敢て不可能ならずといふ。それは第一に桑園の改植が必要であり、第二に原蠶種の改良、第三には養蠶の科學的設備等、種々の改善を加へなければならぬが、幸ひに是等の施設に完備したならば、假りに現在に比し二倍の製絲高を見るに至つたとしても、其の生産費は少くとも三四割を切下げ能ふのである。

同時に國家としては公租公課等の負擔を始め、地代、金利、肥料、光熱料金等の輕減策を講すべきであり、斯くして事業の科學化及經濟化



を圖るに於ては、農家の採算可能なる範圍に於て生産費の合理的低下を實現し得るに相違なく、其の生産費が安くなれば安くなる程、人絹及支那絲に對し其の抵抗力を絶大ならしめ能ふのである。

素より人絹は其實質に於て生絲と同じからず、支那絲の生産高も今は尙多寡の知れたものである。だが原料低廉にして機械工程の比較的單純なる人絹の發達は輕視し難く、又地代及勞銀等の極めて低き支那絲の進出とても、將來なか／＼に油斷はならない。之に對する方策としては科學の力と我國民獨得の技能に由り之を凌駕する外なく、随つて國家は極力經濟上の施設と援助とに意を注ぐべきである。

以上は概括的に蠶絲國策の要旨を述べたのであるが、此の他重要な事項は尙甚だ多い。殊に製絲及加工業方面の改良を促進し、將來は半製品たる生絲よりも、完成品としての輸出を主眼とせなければならぬ。又製絲技術の發達、工程の進歩、工費の節約、竝に販賣上の施設改善等も極めて緊要であり、養蠶家と製絲家との共存共榮を圖り利害の反撥を防止するは一段の急務である。

斯くして前記の蠶種國營に依る需給の調節と相待ちて私營的及及經濟的なる多量生産主義が合理的に實現し、其の生産費だに高からずば、人絹及支那絲の如きは餘りに恐るゝに足らないのである。否、我特産品たる生絲の將來は益々多望なるを信じて疑はない。何となれば、現に我生絲の最大顧客たる米國の需要高は、一昨年の如き不況時代に在つてすら、さしたる減退を見ず。其價格こそ、濱口内閣の失政に禍されて激落したれ、量に於ては昭和元年以來五年間の平均五十六萬六千捆に對しては一昨年は五十八萬二千捆を示し事實上には反て増加して居るのみならず、更に昨年に入りては、四月迄に前年同期よりも是れ又三分五厘の増加を示して居る。又之を米國過去十四年間の統計に徴するも、其需要増進率は、棉花羊毛等に比し遙かに優越して居るからである。

尙蠶絲の如き國民經濟上の重要輸出産業に對しては、國家として上述以外の事業にも十二分の力を添えるが當然であり、例へば東京、大阪は勿論、紐育、巴里及倫敦の如き世氣の大都會に於て、未だ一箇の織物陳列場だに備へざるが如きは寧ろ國際經濟戰に善處すべき用意を缺くといはなければならぬ。蠶業試験所の規模を擴充することも同じく急務であり、一年八億圓にも上る輸出品に對し、區々の經費を惜むが如きは却つて非常識の譏りを免れぬ。吾々は此意味に於て單に當面を糊塗するに汲々たる前民政黨内閣の退嬰政策を國民の最大不幸と認めざるを得ないのである。

#### 第四節 農村經濟の調整

我國農産物の二大主目たる米穀及蠶絲に對する我黨の主張及方針は大體上に説明したが、顧みて今日の農村を見れば、實際に於て文字通りに行詰りを告げつゝある。故に此の行詰りを一日も速に打開することの急務が更に痛感せられる。其處に農村經濟調整の必要が訴へられてゐる。

農村の行詰りは如何なる原因に由るか、それは大別して二つの方面から發生してゐる。其の一は農産物が急激に低落したに拘はらず他の物價がそれ程下らない、殊に公租公課諸掛りは殆んど變らない。雀の涙の如き前民政黨内閣の減税では大海に粟粒の類である。換言せば賣るものが安くて買ふものが高い、収入が激減して支出が減少しない。即ち收支の均衡が取れてゐないといふ點に、農村經濟の苦境が見出されるのである。



## 第四節 農村經濟の調整

我國農産物の二大主目たる米穀及蠶絲に對する我黨の主張及方針は大體上に説明したが、顧みて今日の農村を見れば、實際に於て文字通りに行詰りを告げつゝある。故に此の行詰りを一日も速に打開することの急務が更に痛感せられる。其處に農村經濟調整の必要が訴へられてゐる。

農村の行詰りは如何なる原因に由るか、それは大別して二つの方面から發生してゐる。其の一は農産物が急激に低落したに拘はらず他の物價がそれ程下らない、殊に公租公課諸掛りは殆んど變らない。雀の涙の如き前民政党内閣の減税では大海に粟粒の類である。換言せば賣るものが安くて買ふものが高い、収入が激減して支出が減少しない。即ち收支の均衡が取れてゐないといふ點に、農村經濟の苦境が見出されるのである。随つて此の方面に於ける農村經濟の調整策は、何としても収入の増加即ち所得の増進を圖ることが根本である。それには上述の如く米及蠶絲國策を樹立して農家の生産費を割らざる程度に合理化することが第一の要務であるが、其の他にも國內に生産不足せる農産物の増産を促進する、副業を奨励する、未墾地を拓く、各種の事業を振興し、失業者を活動せしめて購買力を盛んにする等、幾多の方法と施設とがあり得ると共に、他方支出の減少にも努力せねばならない。即ち中央及地方費の負擔の軽減を圖ること、肥料、運賃、動力、燃料等の低下策を講ずること、殊に一般的には生活必要品の低下を圖る。(是等の事は我黨の十大政策の各項に亘り、それら別章に具體案を記述しあるを以て參照ありし)

次に第二の方面より見れば、四十五億圓乃至五十億圓に達する農村の負擔である。それが最も直接的に農村經濟を壓迫してゐるのであつて、現時農家に叫びを聞けば何とかして此の負債を棒引して欲しい、昔の御仁政、今日の所謂モラトリアムを無期限に實行されたいと望んでゐるのである。吾々は全く此の實情に同情する。そして前民政党内閣の如き僞瞞的小策とは異なる有意義の一大方策を講ぜなければならぬのである。然れども借金の棒引は頗る難事であり、周圍の事情が容易に之を容認しない。例へば銀行郵便局の預金の如きも矢張り一種の借金である。借金を棒引きするとすれば此の預金亦帳消しにされねばならない。それでは預金者が承知しない。別の方法としては貨幣價值の改正に依り借金を樂にする、佛國がフランの價値を五分の一に切下げた如くせば、農家の負債はそれだけ輕くなる。是れも容易に行はるべきことではない。無期限のモラトリアムも同様である——事實的にモラトリアムが行はれて居り、多數の地方銀行が所謂開店休業の状態を呈してゐる程であるが——それで將來の事は別問題として現情の下に可能なる方策は、能ふ限り農家の借金を長期且低利のものとして借り替へしめる。即ち低資融通の條件を緩和し其の便宜を開く。前民政党内閣の如き窮屈なる方法と姑息の手段に依らずして事情の許す範圍に於て、民本的且つ機會均等主義を與へるやうにする。それが當面の對策たらねばならない。

若しも我國の農村が經濟的に破綻したとせば、國家の運命は如何にあらうか。假令何程巨額の遊資があつても、如何に法制、教育、軍備等が完備して居つても、果して何の用を爲すか。觀じ來れば農村經濟の調整は國家の死活問題と聯關する。これ我黨が米及蠶絲國策と共に、如上の方針に基き至大の關心を以て鋭意調査を進めつゝある所以である。

## 第五節 水産國策の樹立



我國の消極的悲觀論者は常に人口過剰にして資源に乏しきを嘆ずるも、水産に於ては、之を自然の環境より見るも、且又民族的素質及嗜好に徴するも、無限大に絶好機會を利用し得らるゝ立場に置かれて居るのが現實の日本である。就中其遠洋漁業の如き、南北に延長抱擁せる利用水面の漂渺、際涯なきものあるに想到すれば、其海岸線の延長一萬八千哩、抱擁水面九十萬平方哩にして世界一の漁業國と誇稱する加奈陀は勿論、其他世界の如何なる水産國も企及し難き優勝の地位を日本に與へられてゐるのである。

現在に於ても、若し單に其漁獲高から云ふならば、世界の水産國中、日本は確かに世界の主位を占むる資格がある。

年	日本の漁獲高(千圓)	加奈陀の漁獲高(千弗)
大正十二年	三二三、六八七	四二、五六六
大正十三年	三二四、一〇三	四四、五三四
同十四年	三三六、二三七	四七、九四二
昭和元年	三二〇、九五四	五六、三六一
同二年	三一七、九七五	四九、四九七

だが、日本が其漁獲高に於て世界の王座を占めてゐるのは、只單に其歴史的傳統の惰性に由るのであつて、少しく斯業の内容に立ち入つて觀察すれば、漁船の機械化と、其必然の結果として近海沖漁業の多少進歩の跡を認められるが、それ以外には北洋漁業への進出を除いて、内地の漁業には大した進歩も認め得られない。現に前掲の漁獲高に就て觀るも其金額の遞減は物價下落と相殺さるゝとしても停滯不動の有様ではないか。又此漁獲高は七十六萬の專業者と七十二萬の兼業者より成るものであるが故に、漁業家も使用人も加へ平均一人頭當り僅かに年額二百圓程度に過ぎない。之を加奈陀が六萬三千四百人にて平均一人當り七百八十七弗の漁獲を示せるに比較し僅かに其一割三分に過ぎぬのである。素より漁場の形勝、漁獲物の種類にも依るのであるが、全體的能率に於て餘りにも懸隔が甚だしいと云はねばならない。試みに兩國の漁船に比較して觀ると、

日 本	加 奈 陀
モーターボート	一七、五〇五艘(帆船ヲ含ム)
蒸 汽 船	二八
漁 船	一四、五五九
計	三二、〇九二
	三五六、一九五
	三三二、九六六

加奈陀の持つ漁船、漁具は其の數に於て我が十分の一以下であり、其中漁船の評價格は千七百六十萬弗であるが、彼れは此投資額に依り

約五千萬弗の漁獲を擧げて居るのである。故に固定資本に對し相當の金利と消却を行ひても猶且十割位の收穫を擧げつゝある。而かも加奈陀政府としては、間接に中央及地方に於て學術研究、種魚の育成、配給等に力を注げる以外、直接に保護せるものは、約二萬人の漁業家に對し十五萬八千四百弗の保護金を與へ、鹽を無税にして居る丈けである。



蒸 汽 船  
漁 船

計

三三二、九六六  
一四、五五九  
三五六、一九五  
三二、〇九二

加奈陀の持つ漁船、漁具は其の數に於て我が十分の一以下であり、其中漁船の評價格は千七百六十萬弗であるが、彼れは此投資額に依り

約五千萬弗の漁獲を擧げて居るのである。故に固定資本に對し相當の金利と消却を行ひても猶且十割位の收穫を擧げつゝある。而かも加奈陀政府としては、間接に中央及地方に於て學術研究、種魚の育成、配給等に力を注げる以外、直接に保護せるものは、約二萬人の漁業家に對し十五萬八千四百弗の保護金を與へ、鹽を無税にして居るだけである。

彼等の環境は素より差異あるにもせよ、日本の現状は、假令三億圓の漁獲高を示せばとて、又それが如何に世界一なりとしても、事業其物が近時の如く殆んど破産的狀態に陥りつゝあるに比較すれば全く同日の談では無いのである。而して其の原因を質せば畢竟するに我國が水産に對して未だ根本方針を有せず、施設上に缺陷多き爲め、著しく其の能率が低いのである。

さればこそ、加奈陀諾威は各々八千萬圓内外の水産物を輸出して居るに關はらず、天興の好環境に恵まれ、幾世紀の古き歴史を遺して來た日本の輸出は左表の如くあらゆる物を合して、今日猶五千萬圓程度に低迷して居る有様である。

年	一般水産物	加工水産物	特殊水産物	合 計
昭和元年	二二、六五〇 <small>千圓</small>	一三、九九〇 <small>千圓</small>	九、三三〇 <small>千圓</small>	四五、九八〇 <small>千圓</small>
同 二 年	二〇、一三〇	一七、八二〇	一一、五八〇	四九、九三〇
同 三 年	一七、三七〇	一一、〇七〇	一三、〇四〇	五一、四八〇
同 四 年	二一、六五五	二二、一五六	一三、三一四	五七、一二五
同 五 年	一八、七六四	一九、三六〇	一二、四八五	五〇、六〇九

加工水産物は罐詰、特殊水産物は魚油類寒天、沃度、

勿論我國民は一般に魚類を常食とする爲め自然輸出額の少なき事ありと雖も、此の間、其處理法を誤り高價の食料たり得べきものを肥料に供するが如き舊慣を脱せず、爲めに世界第一位の漁獲高を有しながら、依然食料の不足を訴へ、年々露國と加奈陀より

昭和三年	三千九百九十萬圓
昭和四年	七百七十九萬一千圓
昭和五年	一千九百二萬三千圓

の鹹魚を輸入し、其上に猶鳥獸肉、鶏卵迄も輸入に仰いで居る状態である。

只聊か自ら慰め得る事は露領沿海洲に於ける漁獵で、之は左表の如く、

年	鮭	鱒	蟹	總漁獲高及生産
昭和元年	六三二 <small>千石</small>	六三二 <small>千石</small>	四、六四五 <small>千尾</small>	三五、六一八 <small>千圓</small>

第三編 政友會十大政綱解説 第四章 米穀蠶絲及水産國策の樹立並に農村經濟の調整



犬 養 内 閣

同	二 年	二九七	八、七八八	二七、〇八九
同	三 年	七五一	六、〇六九	四六、三八三
同	四 年	三七六	七、〇四五	三二、一九八
同	五 年	五九三	四、八四七	三一、二三五

此内約三千万圓は直接外國に輸出せられつゝあるを以て、之を合算すれば、我水産物の輸出總額八千万圓内外となり、生絲、綿織物、絹織物に次いで輸出品の第四位を占むるのである。但し此北洋漁業すら前民政党内閣の退嬰外交に禍ひされ、露國の新國策樹立と相俟つて、二百年の歴史と國民の血と莫大な國費に依つて購はれたる漁業權を殆ど空文に歸せしめんとする危機に頻し、昨年を以ては次表に示す通り遂に日露其地位を顛倒する迄に壓迫せられて居るのである。

年 次 日本側漁區數と其割合 露國側漁區數と其割合

昭 和	三 年	二五七	八六・〇%	四二	一四・〇%
同	四 年	三〇三	六五・一	一六二	三四・九
同	五 年	三一八	五四・九	二七一	四五・一
同	六 年	三〇八	四九・六	三一三	五〇・四

北洋漁業に於ける此類勢は最早軟弱なる外交上の折衝に依り恢復し得ざる迄に逐ひ詰められてゐる。それは既に露國の極東漁業第一期、第二期の五箇年計畫上に歴々表現されて居る事實であり、彼れは我が外交の空虚なるに乗じて、計畫的に漁業權の奪還を計つて居るのである。吾々は飽迄も露國に對抗して、我權益を守ると同時に、別に適當の方法に依り他に對策を講ずる要がある。それには根本的に大洋漁業への進出、漁船漁具の改良及運輸貯藏の設備を改装し、一面國內への供給を豊富ならしむると同時に他面水産商品の國際化とを圖るを最急務とするとして一日も早く、從來の如き漁獲の大部分を鹽藏か干物、又は肥料にする様な不經濟極まる原始的な境地を脱却して、其生産機構を改装せねばならぬ。

近時海外の需要に刺激せられて、我當業者の一部には此點に就て漸く覺醒せるものあるが如きも、他の大多數は依然海産物といへば支那以外に販路なきものゝ様に思つてゐる。だが加奈陀の水産及其製造品が如何なる方面に分配せらるゝかを一瞥せんか。

一九二七年加奈陀輸出水産物及製品 (單位千弗)

英 國	仕 向 國	金 額	仕 向 國	金 額	仕 向 國	金 額
五、五七七	ト リ ニ ダ ッ ト	四二四	チ リ	一六〇	日 本	一、四三七

ア フ リ カ	三 八 三	香 港	四 〇 二	支 那	六 五 二	メ キ シ コ	一 六 四
バ ー ミ ュ ダ	四 七	ニ ウ フ ア ウ ン	二 六	キ ウ バ	九 七 四	和 蘭	一 一 八
印 度	二 三	ト ラ ン ド	二、一三一	丁 抹 洲	一 五 六	バ ナ マ	七 七



近時海外の需要に刺激せられて、我營業者の一部には此點に就て漸く覺醒せるものあるが如きも、他の大多數は依然海産物といへば支那以外に販路なきものゝ様に思つてゐる。だが加奈陀の水産及其製造品が如何なる方面に分配せらるゝかを一瞥せんか。

一九二七年加奈陀輸出水産物及製品 (單位千弗)

仕向國	金額	仕向國	金額	仕向國	金額	仕向國	金額
英 國	五、五七七	トリニダット	四二四	チリ	一六〇	日 本	一、四三七

アフリカ	三八三	香 港	四〇二	支 那	六五二	メキシコ	一六四
パームユダ	四七	ニウファウン トランド	二六	キウバ	九七四	和 蘭	一一八
印 度	二三	濠 洲	二、一三一	丁 抹	一五六	バ ナ マ	七七
海峽殖民地	一一〇	フキージ	六七	佛 國	一、二一一	ポルトガル	九六
ギ ニ ア	一三八	ニウジ ラ	五六〇	獨 逸	二九五	サンドミンゴ	一一四
バーバトリス	八八	白 耳 義	三一八	希 臘	九八	スウェーデン	三一八
ジャマキカ	八五二	ブラジル	三八二	伊 太 利	一、五八三	米 國	一四、六一二
ポルトリコ	八三六	其 他	一一、一九九	計	三六、三六六		

則ち世界至る處の國は水産食料品の市場である。只我日本丈けが、鹹藏乾魚の原始的狀態を墨守して、殆んど其の製品の國際化を企畫しないのである。

之に對する要策として、先づ第一に水産教育の普及發達を圖る事が刻下の日本に於ける急務中の尤も緊切なるものである。更に産業五箇年計畫に依る我黨の水産政策は大要下記の如くである。

水 産 國 策 の 要 綱 施 設 の 概 要

- 一、漁 港 修 築 計 畫
  - 遠洋漁港修築補助 (二十箇所)
  - 近海漁港修築補助 (四十箇所)
- 二、漁村共同設備獎勵
  - 船溜、貯藏設備、加工製造設備、冷蔵設備、其他の助成
  - 水産試験場の充實
  - 同支場の創設 (五箇所)
- 三、研究調査機關整備
  - 水産單科大學創設 (一箇所)
  - 高等水産學校の創設 (一箇所)
  - 師範學校に水産科設置 (百二箇所)
  - 漁村小學校、補習學校の設備 (五百箇所)
- 四、水産教育の整備
  - 水産金融の改善
  - 特殊銀行業務範圍の擴張
- 五、水産金融改善及漁



船相互保險の創設

水産貸付損失補償制度の創設  
漁船相互保險の創設 (再保險の國營)  
漁船法の制定、漁業法の改正

六、水産輸出増進

研究指導の徹底的實施  
國營検査所の設置 (五箇所及各地に支所を置く)  
水産商務官の設置 (駐在地六箇所)  
金融の助成

七、水産増殖の奨励

種卵配給の國家統制  
築磯、移植、孵化、放流等の奨励  
淺海増殖奨励 (適地五十萬町歩)  
内水増殖奨励 (同上七十五萬町歩)

八、遠洋漁業根據地の設定

北方漁業根據地 (一箇所) 北島の見込  
南方漁業根據地 (バラオの見込)

以上各般の施設を實現するとして、現在の我が水産物の生産を、如何なる程度に増進せしめ得べきやは、容易く推斷し得る處ではないが、諸般の情勢より考察して、計畫完了直後に於ける年産額の増加を次の如く豫想するものである。而して是等の増加生産高一億圓の内其五割を海外に輸出するものと推定しての概算は下記の如し。

種 別	現 生 産 高	増 加 生 産 高	推 定 の 根 據	備 考
沿 岸 漁 業	二二五、〇〇〇	四五、〇〇〇	現在の二割増	現在の最近五箇年平均
内地沖合漁業	八一、〇〇〇	二五、〇〇〇	現在の三割増	同
北 方 漁 業	五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	現在の五割増	概算
南 方 漁 業	?	五、〇〇〇	—	現在生産不詳
水 産 殖 増	七〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	現在の五割増	
通 計	一三五、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	—	
水 産 物 輸 出	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	—	現在輸出高は三箇年平均 約六割増

第六節 總 括

我黨が主張する米穀、蠶絲並に水産國策の概要は上來一わたり之を解説した。顧みて之を前民政黨内閣の施設と對比すれば果して如何の感  
を興ふるか。彼等が行ふ處は單なる宣傳、若くは當面一時逃れの姑息手段以外、政策らしき政策を那邊に發見し能ふか、假りに彼等が云ふ所  
の全部を遠き將來に實現すとしても、一方には内地關係のみにて既に五億圓を算する事業費を打切りつゝ、他方其三分の一にも足らざる俄か



水産物輸出	八〇、〇〇〇	以上増産生産 約六割増	現在の五割増
通計	一三五、〇〇〇		
水産物輸出	七〇、〇〇〇		
現在輸出高は三箇年平均			

## 第六節 總括

我黨が主張する米穀、蠶絲並に水産國策の概要は上來一わたり之を解説した。顧みて之を前民政党内閣の施設と對比すれば果して如何の感と與ふるか。彼等が行ふ處は單なる宣傳、若くは當面一時逃れの姑息手段以外、政策らしき政策を那邊に發見し能ふか、假りに彼等が云ふ所の全部を遠き將來に實現すとしても、一方には内地關係のみにて既に五億圓を算する事業費を打切りつゝ、他方其三分の一にも足らざる俄か仕立の一次的彌縫策を誇りとするが如きは、自家懂着の甚しきのみならず、所謂農村救濟其他種々の名目に依りて融通せられたる預金部資金は、悉く元利返還を必要とするのである。預金部資金と雖も之を客觀的に見れば何等公債と異るなく、隨て彼等の所謂非募債主義に矛盾するは勿論、地方農家及中小産業家に取りては、新たなる負擔を増加したる結果に歸着せざるを得ない。而かも濱口内閣以來國民の被れる打撃は、單に農村に於ける米、麥及繭のみにても既述の如く昨一年間に八億八千萬圓に上りつゝあるのである。其上に農村が負擔しつゝある債務は四十五億圓、其利子のみにも約五億圓を要するのである。況んや商工業林産漁業等全部面に亘りて被れる打撃は到底二十億の程度に止まらざるをや。之に對して姑息なる一次的救濟が何の用を爲すか。そは恰も柄杓を提げて、全國に延焼しつゝある大震火災を消し止めんとするの類ではないか。

我國民生活は斷じて、斯の如き其の場逃れの手段に依つて好轉の端緒をも見出し得るものではない、我黨の提唱する新經濟政策は、當面緊急對策たると同時に國家永遠の根本策であり、刻下の國難を打開すると同時に、内地植民地を通じて、國民經濟の更生を主眼として立案し樹立せるものである。



## 第五章 國稅及地方稅の輕減

若 宮 貞 夫 述

### 第一節 財政の現状と國民負擔輕減の急務

行政、財政及稅制の整理は我黨多年の主張である、殊に一昨年の臨時大會に於ては國難應急打開策として國稅五千萬圓以上の減稅竝に産業五箇年計畫の遂行に必要な六億圓の財源に充當するため、行政機構の根本的改廢を斷行すると共に、官業及官有財産を整理し、一般及特別會計の總てを通じて國民の實生活に適合し經濟界の趨勢に妥當なる改革を加ふべきことを聲明したのである。勿論我黨の目的は單なる財源捻出のためで無く、世界大戰後に於ける列國の改造事業に立ち遅れたる舊き制度、舊き組織を建直し名實共に昭和維新の皇運に適應せん事を期するに在る。然るに當時前民政黨内閣も亦遽に三大整理を呼號し、與黨と謀し合せて頻りに鳴物入りの宣傳を行ひつゝありき、然りと雖も、そは我黨の主張に追隨し且我黨の提案を切り取りつゝあるに過ぎずして、彼等が日々に打ち出したる各種の整理題目及考案は其の全部を擧げて吾々の發案を模倣する以外の何物でもなかつたのである。前民政黨内閣は一昨春の總選舉に際し頻りに行財政整理を高調し之を國民に公約したるに關はらず、其後何等之に打着せず、たゞ／＼事業の中止と繰延とによりて、徒らに豫算の辻褄を合すことのみに没頭し國民に對する公約を蹂躪して現在に及んだのである。そは畢竟我黨の主張を摸倣せるに止まり眞實履行の誠意も自信も所持せざる證據である。然るに今や彼等の夫政に因り最早や尋常にては豫算の辻褄を合す事すら不可能となり財政的破綻に瀕せるを以て、窮餘の策として再び持ち出したる窮策が即ち所謂三大整理であり、隨つて其の本質實績の如何に在るべきかは識者を待たずして知るべきのみ。何となれば單なる整理はそれ自體何等建設的價値を有せざるが故に。

併しながら前内閣の責任問題は暫らく之と別とし、吾々は茲に我黨の政策の一要目たる國稅及地方稅の輕減に就き其の要旨を述べべき順序に在る。

さて然らば如何にして國稅地方稅を輕減すべきか。そは言ふ迄もなく中央及地方財政の改革及整理を行はんが爲には又當然に行政機構の改善を併行せなければならぬ。蓋し我國の如く國事が法規萬能主義の組織を持ち且つ政府中心主義の形態と風習より成る國家に在りては、行政を離れて稅制を論ずることも不可能であり、此の三者は不可分の因果關係に置かれてゐるからである。

勿論行政にせよ、財政にせよ、其の整理改善は必ずしも經費の節減を絶對的目的となすべきにあらずして、本來は時勢の變化と國民の實生

活に適應し合理的改正を圖るが至當であり、經費節減は寧ろ第二義的要件とも認め得るのである。唯夫れ我國の現状に於ては行政の合理化と同時に、財政の整理改革がヨリ緊切なる意義を有しつゝある。それ故に吾々は行政改革問題を後の機會に譲り（第十章に説く）先づ財政につ



併しながら前内閣の責任問題は暫らく之と別とし、吾々は玄に我黨の政策の一要目たる國稅及地方稅の輕減に就き其の要旨を述べべき順序に在る。

さて然らば如何にして國稅地方稅を輕減すべきか。それは言ふ迄もなく中央及地方財政の改革及整理を行はんが爲には又當然に行政機構の改善を併行せなければならぬ。蓋し我國の如く國事が法規萬能主義の組織を持ち且つ政府中心主義の形態と風習より成る國家に在りては、行政を離れて稅制を論ずることも不可能であり、此の三者は不可分の因果關係に置かれてゐるからである。

勿論行政にせよ、財政にせよ、其の整理改善は必ずしも經費の節減を絶對的目的となすべきにあらずして、本來は時勢の變化と國民の實生

活に適應し合理的改正を圖るが至當であり、經費節減は寧ろ第二義的要件とも認め得るのである。唯夫れ我國の現狀に於ては行政の合理化と同時に、財政の整理改革がヨリ緊切なる意義を有しつゝある。それ故に吾々は行政改革問題を後の機會に譲り（第十章に説く）先づ財政について所見を述べる。

何故に財政の整理改革が緊切なる意義を有するか。それは既に各論にも指摘せる通り昭和五年度豫算は前政府の當初言明を裏切りて一億三千万圓内外の歳入減となり、内約八千万圓は所謂行政の經濟化及煙草元賣捌廢止等の手段に依り之を補填せしも、其の殘額は震災善後公債の發行に依り辛じて辻褄を合しつゝある狀態である。随つて前年度の計畫を繼げる六年度豫算が今後更に必然的に豫想さるゝ歳入減と合せて又約一億圓内外の缺陷を生すべきは既に一般の推定する所であり、若し之を成行きに放任するに於ては我國の財政は勢ひ破綻を免れざる窮地に曝されてゐる。前民政黨政府が遽かに行財政整理を呼號し、歳出を縮少する事に依つて豫算の帳尻を合すべく焦慮しつゝあるは之が爲に外ならぬ。而して夫れと同時に我國の歳入が一昨年來の不況に禍されて激減せる事實を證據立つるものであり。歳入の激減せるは即ち國民の負擔が過重を告げつゝある反證を示してゐるのである。別言せば經濟界の不振、物價低落等の結果として、國民は前民政黨政府の豫期せる租稅其他の負擔に堪へやらず、深刻なる生活苦に喘ぎつゝある事實の反映に外ならない。之れ我黨が國稅及地方稅の輕減を急務とする所以である。

## 第二節 大戰後に於ける歳出入の變遷

現時の實情既に前述の如くなるを以て我國刻下の急要問題は歳出入の均衡を圖りて財政の基礎を鞏固ならしむる事と、國民負擔の輕減との二方面が中心點である。其處で先づ歳出入の方面からいへば、我國現時の政府は、之を世界大戰當初の大正三年に比して左の如き膨脹を示してゐる。

年	世界大戰後の歳入出比較 (一般會計分)		(單位百萬圓)	
	經常	臨時	經常	臨時
大正三年	五三六	一九八	七三四	三九九
同 十 年	一、二八三	七八二	二、〇六五	八四一
昭 和 元 年	一、四五二	六〇三	二、〇五六	一、〇八一
同 六 年(豫算)	一、三九六	九二	一、四八九	三〇六
同 六 年(豫算)	一、三九六	九二	一、四八九	三〇六

斯くの如く歳出は大正三年當初の約六億五千萬圓に對して十四億八千八百萬圓となつて居り正に二十三割の増加である。此の間歳出が急に



激増せしは無論世界大戦の影響、就中物價騰貴の爲めであつて爾來年々一億數千萬圓を増し大正七年には前年の七億三千萬圓より一躍して十億圓を突破するに至り、其の後も更に増進を續け昭和三年の十八億一千四百萬圓を以て最高潮に達したのである、昭和六年度歳出十四億八千萬圓は恰かも大正十年度のそれに彷彿たるも、一方歳入を見れば其處に大差があり、即ち大正十年には二十億圓以上の歳入ありしも今は辛じて歳出を支へ得る程度に過ぎない——それも七千萬圓乃至一億圓の見積過大を假りに別問題としての事である——隨つて國民の經濟力に於ては之を當年と比較し同時の談にあらざるは一目瞭然である。

尙前表に省略したるも我國の歳入は大正六年十億八千萬圓、同七年十四億八千萬圓、同八年十八億圓、同九年二十億圓と躍進を續けたが、是又世界大戦と物價騰貴の影響なるを以て其後は停頓して伸びず、僅かに大正十三年に於て二十一億二千萬圓臺に上るを異例とするのみ（固より此の間には年々巨額の剩餘金繰入れがあり大正十年の如きは其の額五億圓に上つてゐる）。而かもそれが昭和四年に至つて忽然十七億圓臺に下り更に昨年以來急轉直下今や十三億圓臺に落ちんとし、且多年の剩餘金も使ひ果して以上の事實と歳入關係よりいへば、我國の歳出豫算は大正七年の十億百萬圓臺にならしむることを以て歳入との均衡を得との見解に到達する。

勿論、我國の人口は年々に増加し且時代の變遷と内外の實情に應じて相當の對策施設を缺くべからざるが故に、現在を以て十年二十年の昔に復歸せしむることは寧ろ不合理であり不可能でもある。併しながら明治四十年より大正五年に至る迄の十箇年に亘り、一般會計に於ける歳出が五億乃至六億圓臺の間を上下し、最も多額に上れる大正三年と雖も尙六億四千八百萬圓に止まれるに關らず、大正六年には一躍七億三千萬圓、同七年には十億を突破せる如きは全く異常の現象と見るべきであり、而かもその原因が主として世界大戦に由る好景氣、特に物價騰貴の反映に外ならずとせば、今日我國の物價が大正三年を一〇〇として既に一二五の程度にまで下降し、大戦當時及直後二五〇乃至二七〇にも上れるが如き暴騰時代に比し隔世的差異を生じつゝある事實と對照して、我財政を相當程度に引下ぐべき必要あるは寧ろ自明的である。何となれば物價の斯く迄も低落せることは即ちそれだけ國民の所得が減少せると同じ事實の反映であるからである。

大正七年乃至大正十年に於ける歳出の大膨張は世人の尙記憶する通り物件費の激増に加ふるに物價騰貴の理由に基きて一般に俸給及給料等の増額せられたことが最大の原因である。例へば大正五年度の小學校本科正教員平均月俸二十二圓二十二錢なりしに、爾年後年々増給されて大正十年にはそれが六十二圓四十七錢、即ち約三倍に増加し、他方恩給年金等の義務費に屬するものも同じく増額せられてゐるのである。此の間、生活の向上、環境の變化等も見遁し難きを以て、専ら物價を標準として萬事を律するは輕斷に失する虞れあらんも、とにかく國民生活の基礎たる諸物品の價格が殆んど戦前状態に復しつゝあるに關はらず、今日に至る迄人件費及義務費に何等妥當の措置を執らず姑息に經過し來れる前政府の整理が不徹底極まれる事は何人も争ふ能はざる事實である。たとへ急激且不合理に之を輕斷するの非なるにもせよ、正しき順序を履みだにせば自から適當の方法を見出し得べき筈であり、然らざれば政府は物價騰貴時代の負擔を今日の不況時代に強制し敢て改むるを知

らざる稅政を持續する結果となるのであつて、それは恰も一般國民に對し大戦當時に比し二倍以上の増稅を課しつゝあると同様の重荷である。さればこそ前政府夫れ自身空前の歳入減に惱まされ遂に五年度豫算に於てすら五千萬圓近くの赤字を出し、又地方に在つては小學教員の給料不拂を續出し、甚だしきは町村役場の閉鎖をすら見るが如き慘憺たる光景を呈するに至つたのである。尙參考のため一般會計經常部歳入に關



の間、生活の向上、環境の變化等も見遁し難きを以て、専ら物價を標準として萬事を律するは輕斷に失する虞れあらんも、とにかく國民生活の基礎たる諸物品の價格が殆んど戰前狀態に復しつゝあるに關はらず、今日に至る迄人件費及義務費に何等妥當の措置を執らず姑息に經過し來れる前政府の整理が不徹底極まれる事は何人も争ふ能はざる事實である。たとへ急激且不合理に之を輕斷するの非なるにもせよ、正しき順序を履みだにせば自から適當の方法を見出し得べき筈であり、然らざれば政府は物價騰貴時代の負擔を今日の不況時代に強制し敢て改むるを知

らざる稅政を持續する結果となるのであつて、それは恰も一般國民に對し大戰當時に比し二倍以上の増稅を課しつゝあると同様の重荷である。さればこそ前政府夫れ自身空前の歲入減に惱まされ遂に五年度豫算に於てすら五千萬圓近くの赤字を出し、又地方に在つては小學教員の給料不拂を續出し、甚だしきは町村役場の閉鎖をすら見るが如き慘憺たる光景を呈するに至つたのである。尙參考のため一般會計經常部歲入に關する重要事項に付き、世界大戰當初の大正三年と一昨年度の比較對照表を左に掲げ置く。

一般會計經常部 歲入 (單位百萬圓)

	大正三年	昭和五年
租 稅	三四三	八九七
印 紙 收 入	二八	八五
官業及官有財産收入	一三六	五〇一
雜 收 入	三	一七
預金部特別會計より繰入れ	一〇	六
其 他	一四	八
計	五三六	一、五一四

表は總て約數を示す。

即ち雜稅に於て二十六割、印紙收入に於て三十割、官業及官有財産に於て約三十七割等何れも戰前に比し二倍三倍の増加を示しつゝある。

租稅收入中主なるものを擧ぐれば(單位百萬圓)

	大正三年	昭和五年
所 得 稅	三七	二〇四
地 租	七五	六七
營 業 稅	二八	△五九
相 續 稅	三	二七
鑛 業 稅	三	六
酒 稅	九六	二二九
關 稅	四四	一四四



砂糖消費税	二三	八三
織物消費税	一七	三八
資 本 利 子 税		一六

△印營業收益税なり

又官業及官有財産收入中主なる項目は左の如し(單位百萬圓)

	大正三年	昭和五年
郵便電信電話收入	五八	二五三
森 林 收 入	一〇	四七
專 賣 局 益 金	五五	一七七
配 當 金 收 入	二	一二
刑 務 所 收 入	一	六

以上の數字を一覽せば大正三年當時に比し我國民が直接税及間接税其他何れの部面に於ても、如何に其の負擔の増加しつゝあるかは極めて明瞭である。

### 第三節 財政改革の目標

翻つて今日約十五億圓に近き一般會計歳出豫算の内容を大まかに概観するに各省を綜合して大畧三種類に分たる。

- 一、義 務 費 約六億五千萬圓
- 二、人 件 費 約三億圓
- 三、物 件 費 約五億五千萬圓

前民政党内閣が從來緊縮竝に節約を加へたりと稱するは主として前記物件費を對象とせるものにして義務費及人件費は今日に至る迄殆ど一指をも染めざる状態に放置されてゐたのである。世人は前民政党内閣の宣傳を過信して一昨年来巨額の緊縮整理を行はれてゐるが如く想像するも、實際は事業の繰延及既定事業の終了竝に物價下落に由る自然的支出減が大部分を占めてゐるのである。此の間政府は昭和四年度實行豫算に於て九千百六十萬圓を節約せりといふも、眞の節約額は經常部の七百七十萬圓中の三四百萬圓に過ぎず、昭和五年度の實行豫算に於ても眞の節約額は經常部に計上せる三千萬圓の約半額だけであり、更に六年度豫算の如きも前民政黨政府は一億二千九百萬圓を節約したりといへど

其實繰延が六千五百八十萬圓もあり、節約六千三百萬圓中經常部に屬する三千七百萬圓の半額位が眞の節約に過ぎないのであつて、概算二千萬圓程度を出でない。而かも是れ唯歳入の減少をカバーする爲めの手段に由るのであつて何等義務費及人件費の整理を目標としての節約では無いのである。固より上記義務費中には恩給年金の約一億五千萬圓を始め國債利子二億五千萬圓、小學教員國庫支出額八千五百萬圓、補助



前民政党内閣が從來緊縮竝に節約を加へたりと稱するは主として前記物件費を對象とせるものにして義務費及人件費は今日に至る迄殆ど一指をも染めざる状態に放置されてゐたのである。世人は前民政党内閣の宣傳を過信して一昨年来巨額の緊縮整理を行はれてゐるが如く想像するも、實際は事業の繰延及既定事業の終了竝に物價下落に由る自然的支出減が大部分を占めてゐるのである。此の間政府は昭和四年度實行豫算に於て九千六百萬圓を節約せりといふも、眞の節減額は經常部の七百七十萬圓中の三四百萬圓に過ぎず、昭和五年度の實行豫算に於ても眞の節約額は經常部に計上せる三千萬圓の約半額だけであり、更に六年度豫算の如きも前民政黨政府は一億二千九百萬圓を節約したりといへど

其實繰延が六千五百八十萬圓もあり、節約六千三百萬圓中經常部に屬する三千七百萬圓の半額位が眞の節減に過ぎないのであつて、概算二千萬圓程度を出でない。而かも是れ唯歳入の減少をカバーする爲めの手段に由るのであつて何等義務費及人件費の整理を目標としての節約では無いのである。固より上記義務費中には恩給年金の約一億五千萬圓を始め國債利子二億五千萬圓、小學教員國庫支出額八千五百萬圓、補助費約七千萬圓、其他法律に依つて決定づけられたる歳出を含み、又人件費としては即ち親任官以下政府支辨の全吏員に對する俸給給料及旅費等を主目とするのである。随つて義務費及人件費を整理せんが爲には是非法規の改廢を必要とし、法規を改廢するには行政機構の全般に亘り組織の建直しを行ふ決意を要する。同時に繼續費の整理も重要であり、更に特別會計所屬の各方面に於ては一層根本的なる改革を斷行せられなければならない。其の具體的方法如何。吾々は別に第七章に於て『國防の經濟化』第九章に於て『教育制度施設の根本的改善』第十章に於て『國政一新を基調とする制度法規及行政機構の全般的改革』の三政綱を物語る機會あるを以て、茲には總て重複を避け、其説明を後の機會に譲ることとし、専ら財政的見地より觀察して特に重要と認めらるゝ二三の問題につき記述する。

(一) 恩給令の改正——其の第一は現に世論喧しき恩給令の改正である。既に歳出の一割即ち一億四千五百萬圓にも達する恩給年金額が我財政の癌と見られ而かも年々三四百萬圓を増加しつゝある實情に照らし、所謂恩給亡國論の叫びを耳にするは必ずしも無智の見解といはれない。之に對して何等か妥當なる方策を講ずることは單に刻下の財政難を緩和するがためばかりで無く、國家百年の長計として考究せなければならぬ問題である。而して其對策としては

- イ、受給資格年限の延長
- ロ、受給資格發生年齢の制限
- ハ、文官恩給納金率の引上並に武官納金制度の開設
- ニ、恩給支給率の引下
- ホ、物價指數を基準とする改正
- ヘ、別途有所得者に對する恩給の停止
- ト、國家保險制度の設定
- チ、恩給公債の下附

(イ) 現在の恩給令にては文官十五年、武官十一年、警察刑務所職員十年にて受給資格を得るのであるが、各五ヶ年位づゝ之を延長する。但し武官は戰に於て二倍に計算さるゝが故に今後必ずしも文官より年限を短かからしむを要せず。警察刑務所職員の如きも其の職守に依つては普通文官と同一ならしむべきである。



(ロ)今日の受給平均年齢調査に據れば(大正十三年より昭和三年に至る五ヶ年間調査)文官四十七歳、武官は陸軍三十四歳、海軍二十九歳となつてゐるのであつて何人の眼にも身體尙強壯なる働き盛りの國民が恩給を受けつゝあることの寧ろ却つて奇異なるを感ぜしめる場合が極めて多い。是等は無論他に相當の業務に従事し得る人々であり、又實際にはそれらの業務に就きつゝある。故に不具廢疾其他正當の理由に依り眞實勞務に堪へざるものにあらざる限り五十五歳乃至六十歳に至る迄は受給資格を制限し其の發生効力を留保する。

(ハ)現行恩給令に由る文官の納金率は百分の一に過ぎずして國庫收納金は教職員の分を合せて總額百七十萬圓に止まる。故に之を三倍乃至五倍すると共に從來納金を要せざる武官其他受給資格を與へらるゝものゝ全部に對しても相當の納金率を適用する。此の制度を合理的に運用すれば別項(ト)案の國家保險制に近づく。

(ニ)現在の恩給支給率を引下げ、初率俸給の三分の一とあるを平均四分の一程度に減率する。但し低額受給者は比率を高くし高額受給者に對しては累進率を適用する。

(ホ)此の案は後に俸給令改正問題につき説明せると同様物價指數を參酌して之を恩給支給額の一基準とするのである。

(ヘ)退職受給者にして自己又は自己の家族に相當の資金を有するもの、若くは退職後の職業に依り相當の収入を有するものに對しては恩給の支給を停止する——其の標準は最低所得稅納附資格乃至年收二千圓程度と定む——本案は受給資格者名譽功績を尊重し受給者自身の自發的恩給辭退を義務づくるを穩當とするも實績疑問なるを以て寧ろ強制的ならしむ。

(ト)前記各案は現行恩給令を基準としての改正案であるが、別にヨリ根本方策としては國家保護制度を布き、養老、失業、疾病、死傷等の場合に處すべき適當の方法を設く。

本案は最初恩給令に代るべき方法として之を設定し以て將來財政の禍根を取除くと共に、進んで一般國民に對しても廣く之を適用するの途を開くべきであり、そは社會政策上の施設としても最も効果的方策と信ずる。

(チ)此の案は有給受給有資格者の希望に依り適當の標準額を定め一纏めに恩給を受くること例へば養老保險の如くならしめ、又恩給令の改正其他緊要の場合にも本人の希望に依り之を下附すること往時の秩録公債と同様ならしむ。

以上の諸案は何れも併用可能であり、其全部を同時に採用するも差支なしと考へる。前民政黨政府は單に目前の財政難に困じ何等將來の計を考慮せざるが如きも、吾々は更に根本的改正案を必要とするものである。勿論其の中には既得權侵害の非難を惹起すべきものなきにあらずと雖も、大觀的にいへば國家の法規は其の全部が國民の自由を拘束すると同様の意味に於て、如何なる權限たりとも國法の合理的改正を阻害し能はざるは、曩に郵便貯金の利子引下に徴しても明らかである。殊に今日の恩給令は世界大戰時代物價騰貴の實情に鑑みて増加せられたるものなるが故に、現在物價も低落し國民的苦難の時代に際しては何人も若干の犠牲を忍受する覺悟あるべく、三十五萬人に上る恩給受給者の利害

は固より之を輕視すべからずと雖も、七千萬國民の休戚はより重大なりと云はねばならない。以上の趣意に依りて吾々は恩給の合理化を基調として前進する。

(2) 俸給令の改正——次には俸給令の改正問題である。現在國民の多數は一般會計及特別會計兩方面に亘り人件費總額八億五千萬圓(此



以上の諸案は何れも併用可能であり、其全部を同時に採用するも差支なしと考へる。前民政黨政府は單に目前の財政難に困じ何等將來の計を考慮せざるが如きも、吾々は更に根本的改正案を必要とするものである。勿論其の中には既得權侵害の非難を惹起すべきものなきにあらざると雖も、大觀的にいへば國家の法規は其の全部が國民の自由を拘束すると同様の意味に於て、如何なる權限たりとも國法の合理的改正を阻害し能はざるは、曩に郵便貯金の利子引下に徴しても明らかである。殊に今日の恩給令は世界大戰時代物價騰貴の實情に鑑みて増加せられたるものなるが故に、現在物價も低落し國民的苦難の時代に際しては何人も若干の犠牲を忍受する覺悟あるべく、三十五萬人に上る恩給受給者の利害

は固より之を輕視すべからずと雖も、七千萬國民の休戚はより重大なりと云はねばならない。以上の趣意に依りて吾々は恩給の合理化を基調として前進する。

(2) 俸給令の改正——次には俸給令の改正問題である。現在國民の多數は一般會計及特別會計兩方面に亘り人件費總額八億五千萬圓(此の内重複勘定も含まるれど)を負擔してゐるのであつて、單に年俸受給官吏のみにても文官七十一萬人、武官三萬人に上つてゐる。そは恰かも老幼男女全部を加へたる人口百人を以て、一人強の受給者を抱へてゐると異ならない。一昨々年來前民政黨政府は頻りに緊縮節約を宣傳してゐるが、試みに此の方面に於ける實績を見んか。

既往三箇年間の人件費中俸給及給料比較(一般會計)

年次	俸給(百萬圓)	給料(百萬圓)	合計(百萬圓)
昭和四年	一七九	一〇〇	二七九
同五年	一七九	九九	二七八
同六年	一七五	九八	二七三

即ち既往三箇年間に於て僅々六百萬圓を減少したるに過ぎないのであつて、官界は依然國民經濟が恐慌的悲況に在るとは没交渉である無風地帯に在るかの如く觀ぜらるゝ所以ではないか。官界に於ける減俸問題は固より輕率に取扱ふべからずして、それには相當の順序方法があり、何より先づ行政及財政の徹底的整理を行ふと同時に税法を改正して社會政策的意義を表現せしむる等諸般の改革を圖り、國民經濟の現状眞に已むを得ざる理由及事情を遺憾なく理解し敬服せしむる用意を缺いてはならない。だが單にサラリーマンの階級意識を唯一論據として現行俸給令に指を染むべからずといふが如きも亦決して妥當の見解とはいへない。但し一昨年濱口内閣が抜き討的に減俸案を立てたる如きは自己の失敗に反省することなくして獨り犠牲を官吏に轉嫁せんとせる輕舉であり、本來は此の國難を招き此の不景氣を激發せしめたる前政府それ自ら先づ引責するを當然としたのである。當時輿論の反對に逢いて一旦聲明せる閣議の決定をすら翻へし遂に之を中止するに至れるは輕舉に加ふるに無責任の上塗りを以てせるものにて畢竟彼等に何等誠實なる思慮なく、又確乎たる方針も信念も無きを自白せるに過ぎない。

吾々は前者と全然異り行政の根本的的改革を圖り國防教育等の施設を改善すると共にそれと併行して人件費の整理を實現せんとするものである(第十章參照)而して俸給令改正の一要件として英國の實例を參酌し物價指數を基準とする方法をも繰り入れ、將來經濟界の實情に應じて増減伸縮の餘地あらしめ、一般に初任給を引下げる。此の改正案は原則的には減俸主義にあらずして他日財界好轉の物價騰貴の場合には當然増給せらるべきが故に、必らずしも既得權の侵害とはならない。(民間に在つては夙に其の初任給も引下げられ、經濟界の趨勢に順應して今日俸給賞與も減少してゐるのであるが、官界に於ては事甚だ至難なるを以て其處に一定の規準を設くるが合理的であり、其方法として公定物價指數案



の採用を妥當と考へる。唯今日此の案を採用するに於ては自然減額を來たすべきも、それは下級員を厚遇し上級者に累進率を適用するが當然であり、又遞信、鐵道等の現業員及雇員の如く現に比較的薄給の地位に在るものは特に斟酌せらるべきである。而かも人件費全額としては本改正に依り人員及旅費等の整理を加へて現在所要經費に比し二割内外を減額することは敢て不可能ならずと思ふ。尙此の俸給令改正と同時に司法官との差別的待遇、各省賞與金額の不均衡等不合理なりし從來の缺點を取除くべく適正に改めらるべきである。

【附記】 本篇稿了後、前内閣は月額百圓以上の官吏に對し最低三分より最高二割に至る減俸を決定したが、之に依つて捻出し能ふ金額は當初の豫定三千萬圓と傳へられたるに關はらず、實際は僅々五百萬圓程度に止まるのみならず、其の順序方法を誤れる爲め鐵道省管内を初め各方面に非常なる反響を惹起し空前の官紀紊亂を暴露したるは甚だ遺憾である。

(3) 繼續費の整理——凡そ我國の豫算ほど長年月に亘る繼續費を有する國家は他に例なく、五年十年は普通にして今後昭和二十六年迄も繼續するものがある。而して昨年度豫算に由る繼續費は一般會計十五億二百萬圓、特別會計十一億六千二百萬圓、合計二十六億六千四百萬圓てふ巨額に上つてゐるのであつて、其各年度割は特別會計に於ては漸次遞減するも、一般會計は一億四千六百萬圓より十一年度一億八千六百萬圓に至る迄年々遞増しつゝある。是れ即ち前民政黨内閣が所謂緊縮節約を名として後年度に事業を繰延べたる爲めであり、國民負擔を後年度に過重ならしむる結果を示してゐるのである。斯くの如きは何れも財政の重荷となるものたるを以て根本的に之を整理すると共に經濟界の變動と物價低落の事情に鑑み物件費の單價切下をヨリ徹底的に實行せなければならぬ。

(4) 補助費の整理——六年度に於ける補助費の總額は一億九百餘萬圓、内一般會計六千八百萬圓、特別會計四千百萬圓である。其大部分は地方公共團體に交付するものであるが、他方に於ては地方公共團體より各種の名目の下に國庫に納付せしむる金額も少からず。斯る事は徒らに會計手續を煩雜にし、國費と地方費とを益々曖昧ならしむるものなるが故に之を整理すると同時に産業國策上の有効施設以外、既に必要なくして而かも補助を受けつゝある費目を排除して然るべきである。二千數百萬圓に上る植民地補助金の如き亦嚴密なる再検討を加へねばならぬ。

(5) 特別會計の整理——此の問題に關しては後に論述の機會あるも(第十章 參照)現在我國には三十三種に上る特別會計を有し、之が爲に一般會計との關係を錯綜せしめ、且つ特別會計相互間にも所謂通り抜け勘定を含むなど國民をして容易に豫算を理解し能はざらしむる實情に在る。故に特別會計中之を民間に委し又は半官半民の事業に移すを妥當とするものは速に之を執行すると共に豫算簡明單純化を圖るべきである。

此他國債の整理、決算報告の迅速を圖るは勿論、殊に年度末に至りて強て豫算を費消するが如き積弊を斷然一掃する爲め適正なる改革を必要とする。そは國帑の濫費であり、道德的にも經濟的にも之を放任するの非なるは言ふ迄も無く、單に此一事を嚴正にするも其處に相當の財源は見出され能ふのである。

## 第四節 今後の財政及減稅方針

我黨は上述の趣旨に基き他方行政機構の改善と相待ち財政の根本的建直しを行はんとするのであつて、幸ひにそれが實現したならば我國家



計との關係を錯綜せしめ、且つ特別會計相互間にも所謂通り抜け勘定を含むなど國民をして容易に豫算を理解し能はざらしむる實情に在る。故に特別會計中之を民間に委し又は半官半民の事業に移すを妥當とするものは速に之を執行すると共に豫算簡明單純化を圖るべきである。

此他國債の整理、決算報告の迅速を圖るは勿論、殊に年度末に至りて強て豫算を費消するが如き積弊を斷然一掃する爲め適正なる改革を必要とする。そは國帑の濫費であり、道徳的にも經濟的にも之を放任するの非なるは言ふ迄も無く、單に此一事を嚴正にするも其處に相當の財源は見出され能ふのである。

#### 第四節 今後の財政及減稅方針

我黨は上述の趣旨に基き他方行政機構の改善と相待ち財政の根本的建直しを行はんとするのであつて、幸ひにそれが實現したならば我國家經濟は初めて基礎鞏固となり、國民の切實なる要求を達成し得べきを疑はない。我國の豫算が何程の金額を以て大體の標準とすべきかは一概に論定し難きも既記の通り歳入状態を標準として過去の例を語れば大正七年の十億圓臺を參考とすべく、又假りに物價指數を標準とせば、現に大正三年の一〇〇に對し今や一二五・六を上下しつゝある事實に照らし、一般會計歳出額は八億一千萬圓にて足る勘定となる。(大正三年の一般會計歳出額は六億四千八百萬圓なるが故に)併しながら時勢の變化及人口の増加等に依り國家の施設は勢ひ多端となるを免れざるが故に、單に物價指數のみを以て標準と爲すは穩當ならずして少くとも三割乃至五割の増額を見込むべきは蓋し已むを得ざる處である。又一方には我國民所得額を標準として現在の總所得額約百十五億萬圓に對し其の一割即ち九億五千萬圓程度に切下ぐべしと主張する論者もある、是れ亦一箇の參考材料と爲すべくして、之を何れの方面より考察するも、一般會計歳出總額が一昨年末の暴風の不況時代に際し尙十五億圓近くを算するは決して權衡を得てゐるとは云へない。

而かも歳入状態は既述の如く六年度成立豫算中既に一億圓内外の見積過大を示しつゝあるを以て、それだけの歳出額は是非共六年内に整理せられなければならない。其の上に我黨は既定方針として五千萬圓を下らざる減稅を主張するものである。故に我黨は六年度豫算に比し差當り最少限一億五千萬圓乃至二億圓の財政整理を必要とするものであり、そは上來記述し來れる方法に依り必ずや其の目的を達成し得べき可能性あるを確信するものである。そして國情之を許さば更に行政機構の全般的改革を遂行する事に依り前記三箇の標準に適合せしむべく目下調査を進めてゐるのである。同時に特別會計に於ても例へば鐵道、製鐵所、直轄學校及陸軍及大藏省所管の諸事業に對して根本的整理を行ふ事勿論である。

斯くして我黨は一般會計に於ける歳出減少額を以て先づ國稅の輕減に充當し、更に特別會計の整理其他に依つて産業計畫其他の建設的政策を實現するのである。別言せば一方に國民の負擔を輕減しつゝ、他方に進取的積極的なる經濟立國策を遂行し以て國難を打開し國民經濟の更生を期するものである。

それにつけても論者或は上述の如き改革及整理を行ふ結果、自然失業者の數を増し、然らざるものも減俸又は恩給減少に伴ひ、それだけ購買力を減退せしめ、一層不景氣を助長せずやとの懸念を懷くものが無いでは無い。併しながら此の種の非難は單に前民政黨内閣の所謂整理のみを聞いて未だ我黨の政策の全豹を理解せざるが爲である。

即ち我黨は一般特別兩會計を通じ政府從來の經費を極度に整理節約し減稅を行ふと同時に、別に其の餘剩財源を活用して産業五箇年計畫に



依る各般の施設に着手するのである。故に前者の爲に整理せられたる人員は直に後者の施設に其の活動舞臺を見出し得るのである。單に五箇年計畫の經費のみに就ていふも其額は六億圓に上り之が所要人員は前政府の救濟事業と同一計算に據るも實に二百數十萬人に達す。之を五箇年に分つとして一年四五十萬人の勞力は優に消化せられ、事業に缺くべからざる知識階級其他の有能者は各々其の途を得るに相違ないのである。これ前民政党内閣が何等建設的結論を持ち合はさず、唯姑息なる消極的緊縮主義に陥れるとは全然政策の基調を異にするのみならず、我黨の産業國策を遂行するに於ては、民間事業も亦必然的に興隆し農商工其他全部面に互り活況を呈すべきこと明瞭なるを以て、例へば佛國及露國に失業者なしと言はるゝ如く國民は現在の失業苦と就職難の煩悶より解放され得べきを疑はない。我黨の政策價値は其處に存在するのである。

### 第五節 地方財政の現状

上來吾々は財政改革及國稅輕減案を略述したが、次には地方稅の整理と輕減である。請ふ先づ左表を見よ。

年 次	地方費膨脹一覽 (單位百萬圓)		
	道府縣費	市 費	町村費
大 正 三 年	一〇二	八三	一二五
同 十 年	三二三	三二四	三八七
昭 和 元 年	四四九	六四四	五〇〇
同 五 年	四〇二	六八六	四七四
			水利組合費
			合 計
			一戸當
			三 一 圓
			九 五
			一 三 三
			一 五 六 二

昭和五年度は數字不判明の分あり、隨つて其合計額も尙確定的のものではない。

中央財政が大正三年の六億圓臺から昭和六年の約十五億圓に増大せる間に、地方財政は三億圓臺から同じく十五億圓近くに膨脹したのである。前者は大體二倍半の増加なるに對し、後者は約五倍にも達する膨脹ぶりである。精密には昭和二年度の地方費總額は實に二十億圓を突破し此一戸當り負擔は百六十四圓餘となつたのであつて、それが地方費膨脹の最高潮期である。次で昭和三年には十七億三千萬圓に減じ翌四年には又少しく増加して十七億七千萬圓臺となつたが、五年度に至つて上表の如く十五億近くに減じた。

かく地方費の異常なる膨脹を來せる結果として例へば關稅、酒稅、專賣益金の如き間接稅の何ものをも有せざる地方の財源は殆んど其の全部を戸數割及各種附加稅に求めざるべからずして其處に地方民の負擔過重を餘儀なからしめつゝある。就中其の最も著しきは商工業中心の都會地よりも農村である。

### 農村に於ける公租公課負擔 (農林省調査資料)

種 目

一戸當り

一人當り

比 率

國 稅

一五・一三

二・六〇

一六・二七



し此一戸當り負擔は百六十四圓餘となつたのであつて、それが地方費膨脹の最高潮期である。次で昭和三年には十七億三千萬圓に減じ翌四年には又少しく増加して十七億七千萬圓臺となつたが、五年度に至つて上表の如く十五億近くに減じた。

かく地方費の異常なる膨脹を來せる結果として例へば關稅、酒稅、專賣益金の如き間接稅の何ものをも有せざる地方の財源は殆んど其の全部を戸數割及各種附加稅に求めざるべからずして其處に地方民の負擔過重を餘儀なからしめつゝある。就中其の最も著しきは商工業中心の都會地よりも農村である。

農村に於ける公租公課負擔 (農林省調査資料)

種目	一戸當り	一人當り	比率
國稅	一五・一三	二・六〇	一六・二七
府縣稅	二六・九八	四・六五	二九・〇三
村稅	七三・三三	六・四二	四〇・一五
諸負擔	一三・五三	二・三二	一四・五五
計	九二・九七	一六・〇〇	一〇〇・〇〇

(右は四十二府縣四十二ヶ村に就きて調査せる昭和二年度現在額にして一村平均負擔金額は七萬九百七十三圓となつてゐる。)

即ち國稅は僅に總額の一割六分餘に過ぎざるに對し府縣稅は二割九分餘、村稅は四割、其他の諸負擔が一割四分餘となつてゐる。隨つて地方費輕減の必要は國稅の輕減よりも更に急務であり、國民の過半數を占むる農村に於て殊に然りである。此の意味に於て第五十九議會に於ける前政府の減稅案の如きは其の實質の極めて貧弱なるに止まらず、殆んど地方民を悦ばすに足りないものである。

(但し都市に於ては事實上地租の増徴となり却つて負擔増加となれるを以て、結局地方にも都會にも效果なきものである)

かゝる實情なるを以て近年地方稅の整理輕減を要求する聲は到る處に高調され、田中内閣時代に於ても之が調査に努力しつゝあつたが、一昨年來の不景氣に依り幾分地方費の減少を示すに至つた。併しながら現在尙約十五億圓を唱ふる地方費は更に大に輕減されなければならぬ必要があり、之に對して前政府も亦頻りに其の緊縮節約を命令しつゝあれど、其行ふ處は不親切且不徹底を極め實際には却つて地方財政をヨリ困窮せしむるが如き状態である。現に昭和五年度に於ては前年度豫算に比し四十七府縣中三十三縣迄も却つて増加を示してゐるではないか。而かも前政府は尙其上にも地方財源を奪ひ又は地方民の負擔を増加するが如き政策を執りつゝある。

例へば前政府の豫算に據れば六年度所得稅の減收四千萬圓、營業收益稅の減收千三百萬圓となつてゐるが、其の結果として府縣の減收が約千四百萬圓、町村の減收亦一千萬圓となる。

又曩に若槻内閣當時、家屋稅を一般農村に及ぼす制度を布いたが、其の際政府は三千萬圓の家屋稅、千五百萬圓の附加稅に止めると言明したが、地方財政難の爲めそれが今日に於て實に一億圓を超ゆる有様である。

然らば他方都會地は如何といへば、地租法の改正及附加稅増加の爲め宅地租は全國的に計算して五百萬圓以上の増率となり、就中六大都市殊に東京市に於ては從前に比し二倍七割、大阪は二倍九割等々何れも二倍以上三倍に及ぶ所もある。之を東京市についていへば一戸當り平均十五圓以上の増加となる。







士	八四、〇七九	五二、八〇一	三一、二三九
衛	九、五一一	七四、一八〇	二六、八〇二
勸	四三、四〇六	八、六五五	九、八〇八
社	—	一二、五〇九	八、三六九
會	—	—	—
事	—	—	—
業	—	—	—
業	—	—	—
生	—	—	—
木	—	—	—
警	七八、七〇一	—	—

役	—	二五、六一四	七九、八〇〇
所	—	—	—
役	—	—	—
場	—	—	—
公	四〇、五〇〇	一九六、二三九	三〇、四八四
債	—	—	—
其	四一、九〇六	二三七、〇六五	六八、九〇一
他	—	—	—
計	四〇二、三一二	六八六、五七八	四七四、一〇〇

即ち道府縣に於ては教育、土木及警察が最も多く、市に於ては教育、土木、衛生、而して町村に在つては、教育費が斷然他を壓して總額の殆んど半額近くを占めてゐる。

之を綜括して何人の眼にも顯著なる事實は地方費全面に互り教育費の最多額なることである。それは道府縣費に於ては中學、女學、實業及師範學校に支出せられ、市町村に在つては言ふ迄もなく義務教育機關たる小學校の爲である。故に地方財政に心を注ぐものは誰れしも第一に教育の事を重要視する。其の意味は何か合理的方法の下に、ヨリ少きの經費を以てヨリ效果的なる妙案は無いものかといふことである。

固より教育は國民生活の基礎要件なるが故に之を蔑如し能はざるのみか、國家が其の施設を命令し強制してゐる。こゝに府縣及町村の深き悩みがある。而かも吾々は此點に於て單なる經費節減の目的でなく、時代の要求と國家内外の實情に適應する教育改造案を持つてゐる。簡單にいへば師範第一部の廢止である。能ふ限り公立中等學校を民間特志家の手に移すと共に公立學校の數を減ずる。同時に小學校令を改正して地方事情に依り、適宜の教育方法を採用せしめる。之が爲めには現畫一制打破を必要とし、教育の地方化、自治化、實際化を圖らねばならぬ(第九章參照)

それは歐米各國が既に現實に之を行ひて着々成功を擧げつつある教育制度の根本的建直しであり、而かも此の方針に徹底するならば、現在の經費を著減することも決して不可能では無い。

勿論、地方財政の改革整理に關しては教育事業ばかりではなく土木其他の各施設に互り改善の方法を講ずべきであり、又府縣及市町村の廢合、局課の整理、事務の簡捷、進んでは中央集權主義を改めて地方自治權を擴充する等、幾多の手段方策もあり得るが、原則としては單に教育方面のみに止まらず、全般に亘りて地方制度に於ける從來の畫一主義を改廢緩和し、地方の事は主として地方それらの實狀に考へ其自發的意思に依り組織機構の改善其他萬事の施設運用を計らしめる。又數府縣聯合の施設も數市町村共同の事業も適宜ならしめる。斯くせば現時の地方財政をして各地方民の經濟力に適應し其の負擔に堪へ得べき程度に改正増減し能ふのである。

更に我國地方財政の弱點は確乎たる財源を有せないことである。國民經濟に於ける重要財源は殆んど全部中央政府に集められ、他方は戸數割、家屋税其他の雜種税の外、大部分を附加税に求むる状態であるが吾々は此の點に於て地租及營業税の移讓に付き公正なる再吟味の必要を主張する。今日地租を以て國民の愛國心と因果的關係を有するが如く想像するは寧ろ觀念の錯誤であり、國家は義務教育施設を地方に強制し



つゝ、何等其財源を與へざることも不合理ならずとはいへない。而かも此缺陷を補ふ爲に義務教育費國庫負擔額八千五百萬圓を支出するが如きは本來の立法精神と合致せざる姑息策であつて、其效果の良好ならざるは自明の理である、現に一昨年加増せられたる一千萬圓の負擔金の如きも實際的には地方費の窮乏を埋むる用途に供せられつゝある。故に義務教育費も全部國庫支辨とするか、又は確乎たる財源を地方に提供するか、二者其の一を選ぶが當然であらねばならない。

且又土地賃貸價格を課税の基準とする新地租法には種々の無理があり、例へば十年間其の課税基準を据置くが如きは變動常なき地價及地代の騰落を無視する結果となるべく、さりとて年々賃貸價格調査を行ふに於ては巨額の經費を要すること前回の調査に一千萬圓を費やせる事實に徴して知るべきである。然るに之を地方に移譲するに於ては其の調査は極めて簡易となり課税額も比較的公正を期し得るのである。抽象的な租税體系論は別問題であり、又兩税移譲よりする歳入缺陷を如何にするかの問題に就ては行政及財政の改革を行ふ事に依り何等支障なからしむるに充分である。故に吾々は此の機會に於て重ねて兩税移譲案の再検討を廣く國民に要望する。

前にも言へる通り地方税の輕減は確に中央財政の整理以上に切實の急を訴へつゝありて、若し之を怠る時は常に教員俸給の延滞や、役場員の給料不拂に止まらず、遂に地方自治體の機能を麻痺する虞れなしとせない。殊に農村に於て然りである。今日農家の収入は十町步地主は收入の八割三分、養蠶地方の一町步自作農が同五割七分迄も公租公課に奪はれてゐる(兵庫縣農會調査)。況んやそれ以下の農村に於ておやである。而かも我國の農村は五十億圓近くの借金を背負つてゐるのである。區々たる一時的救濟では其利子にも足りない。中央財政の建直しと共に、地方費を整理し人民の負擔を輕減することは寧ろ國家の保安問題である。



## 第六章 失業對策及社會政策

田邊熊一述

### 第一節 姑息なる失業救濟

失業は世界共通の事實なりと稱して平然たるものは、その身煙幕に包まれ毒瓦斯を呼吸して既に自己の知覺神經を麻痺せる證據である。英國の失業者數二百七十萬、獨逸が同じく四百七十萬、米國は五百萬、澳太利二百三十萬、伊太利六百四十萬(佛國エキセルシヨール誌二)として日本と濠洲の三十何萬は今の所尙世界第六位だなど、聞かされては、成る程そんなものかと素人は諦めさせられる。併しながら歐米と日本とは大に事情が違ふのである。

第五十九議會に於ける質疑に依つて判明せる通り、我國の失業統計には幾多の調査洩れや除外者がある。第一、我國には失業保險制が行はれ居らざるを以て精確なる失業調査は殆んど不可能でもあり、第二、に農家小賣商及家内工業等の自立業者は仕事の有る無しに關らず全部調査の數に加はらない。第三、大工左官等にして一箇月の間に三日か五日の仕事に従事せるものも同じく失業の中に入らず。第四、數萬人に上る學校卒業者其他の末就職者も矢張り範圍外に取殘され、都會に職を失ひて已むなく歸農し、又は歸農と稱して各地を流浪しつゝあるものも失業とは認めない。皮肉にいへば眞實の失業者を計畫的に除外し、故意に其實數を少く見せかけんが爲めの失業調査と疑はるゝ迄に其範圍對象をせばめての統計が即ち例の國勢調査並に内務省公表の數字である。故に之を精密に調査したとせば、我國失業者の實數は三十何萬の二倍三倍にも上り、一般に傳へらるゝ常識的推定の如く百萬をも突破するであらう。此凄慘なる事實をしも、何人か冷然として無策に看過するも可なりとするか。

それで前民政黨政府は一昨年來地方公共團體に起債を勸めて失業救濟事業を起さしめたが殆んど何等の効果も現はれず、そして昨年度豫算には内務省に二千二百萬圓、鐵道特別會計に一千二百萬圓並に樺太廳豫算にも失業救濟事業費を計上して當面の應急策と爲しつゝある。だが之に依つて救はるゝものは僅に八萬一千人——それは前安達内相自身が議會に説明せる數字である——然らば之に洩れたる失業群を何とするか 假りに内務省發表の統計に隨ふとしても三十七萬餘の失業者に對し八萬一千人では算盤がはじけない。況んや常識的推定數百萬人を前にして大風灰を撒くが如き姑息の計畫が何の用を無すか。



而かも其の反面には政府の起債勧誘の爲め地方債は益々増加し、一昨年度の公債増加額は農山村救済低利資金七千萬圓を加へて三億圓を超へつゝある。それだけ地方民の負擔が此の不況時代に加重されてゐるのである。

〔備考〕 失業救済事業の内容（五月中旬迄に決定認可のもの）

(一)中央計畫		畫道改良事業		一八、五〇〇	内國庫負擔	一三、〇〇〇千圓
		府縣道改良事業		一八、〇〇〇	同地方負擔	五、五〇〇 ▲
				三、一、六一八	内國庫補助	六、〇〇〇
				三、一、六一八	同地方負擔	一、〇〇〇 ■
				三、一、六一八	同地方負擔	一、五七四
				三、一、六一八	同地方負擔	三、〇四四 ●
(二)地方計畫各種救済事業		國庫負擔		二〇、五七四千圓	合計	六八、五一四千圓
		地方負擔		四七、九四〇千圓	合計	六八、五一四千圓

注 (▲全額■全額●の内二六、九〇〇千圓 合計四四、四〇〇千圓は全部公債に依る)

此結果地方起債額は

昭和三年	八六、一〇四千圓(決算)	昭和四年	五五、三七二 (豫算)
昭和五年	一四、八〇八 (豫算)	昭和六年	四五、六二七 (豫算)

となる、猶外に失業救済道路事業起債一七、五〇〇千圓は當初豫算に計上されてゐない分がある、之を合算すると六年度の地方起債は六千萬圓を突破する。

そのみならず、前記内務及鐵道特別會計に依る失業事業は、其の實一昨秋の府縣會議員選舉を當て込んで國道及府縣道を改修せんとする黨路案と見做されてゐるのであつて、其改良道路網は國民疑惑の集點となりつゝあつた。前民政党内閣は一昨々年既定の道路及河川費等に大削減を加へ、自ら其節約緊縮を誇りながら、忽ち手を變へて公債を財源とする同種の事業を起す。蓋し言を失業救済に籍りて黨略を弄するものと認められても辯解の辭が無いのである。

實情斯くの如きを以て一昨年來前民政黨政府は頻に失業救済の成功を放送しつゝありしも、事實は全然之を裏切りて失政の犠牲者は洪水の如く増加の趨勢を示してゐる。試に左記昨年五月十日社會局公表の數字を見よ

最近失業趨勢 (人員單位は千人)

種別	給料生活者	日傭労働	其他	合計
一月前	一月前	一月前	一月前	一月前



削減を加へ、自ら其節約緊縮を誇りながら、忽ち手を變へて公債を財源とする同種の事業を起す。蓋し言を失業救済に籍りて黨略を弄するものと認められても辯解の辭が無いのである。

實情斯くの如きを以て一昨年來前民政黨政府は頻に失業救済の成功を放送しつゝありしも、事實は全然之を裏切りて失政の犠牲者は洪水の如く増加の趨勢を示してゐる。試に左記昨年五月十日社會局公表の數字を見よ

最近失業趨勢（人員單位は千人）

種別	給料生活者		日備労働		其他		合計	
	一月	前月	一月	前月	一月	前月		
調査人口	一、六三五	一、六二四	一、六〇八	一、六一五	三、六四七	三、六五一	六、八八九	六、八九〇
失業者數	六三	六四	一五〇	一四六	一五九	一五二	三七二	三六二
失業率	三・八五%	三・九一%	九・三四%	九・〇七%	四・三五%	四・一六%	六・三二%	五・二五%

之を一昨年一月と比較すれば三萬一千人以上を増加してゐるのみならず、一昨年十二月と昨年一月の一箇月間に於ても上表の如く一萬人の失業者を増しつゝある。調査範圍極めて狹隘なる不完全の調査にても、斯く失業者の毫も減少せざるは即ち前民政黨内閣の施設に何等救済の效なき證左であり、たとへ緩和されつつありとしても、更に後より續出し來る新失業者の方が遙に多數なる事實を示してゐるのである。

其後引續き内務省社會局の發表する處に依れば全國の失業者は三月現在三十九萬七千人、五月現在四十萬一千四百十五人と著増して居る歐米各國の失業救済策は決して斯くの如き姑息手段に満足するものではない。例へば英國が所謂『ドル』の名を以て失業救済に支出しつゝある金額は既往十年間に四十五億圓以上に達し、別に貧民救済資金として支出せる金額が同じく約十年間に三十八億圓に上つてゐる。兩者を合計すれば實に八十三億圓、一年平均八億三千萬圓にも上るのである。無論貧民救済資金中には老廢病幼等に對する救護に充當せらるるもの其の大半を占めつつあれど、此の内少くとも其の三分の一は事實に於て失業救済に振り向けられ、隨つて英國政府が失業救済に投じつゝある經費は前記『ドル』の分を合せて一年約五億八千萬圓乃至六億圓を下らないのである。此事實を以て假令生活程度の差隔はありとするも、我國の政府が昭和六年度に至り漸く三千四百萬圓の失業救済事業を開始せると比較せよ、諺に所謂提灯と釣鐘ほどの差異があるではないか。

前民政黨政府は頻りに職業紹介機關の増設を辭柄とし、此種の紹介所だにあらば直に失業者を救ひ得るが如く強辯するを常とした。だが紹介機關は文字通りの紹介機關にして、それ自身何等職業を提供するのでは無い。事業振興して求人者の増加を見るにあらざれば、以て失業者を働かし能はぬのである。敢て無用の機關といふにあらざるも、單なる紹介機關増設に依つて失業群を減少し得べしと考ふるが如きは寧ろ政府の無策を自白するに異ならない。

尙前民政黨政府は上述失業公債に依り國道府縣道改良工事を行ひ延人員一千三百萬人を使用すと放送しつゝあるも、その實人員は前政府の計數に隨ふとも全國を通じて僅に五萬七千人を働かすに止まり、三十七萬乃至百萬の失業群に對し二階から目藥の類に過ぎない。

## 第二節 失業者活用の根本策

改めて説く迄もなく國に多くの失業者あるは、何物も換へ能はざる損失であり、永久に償却不可能なる政治上の負債である。そは有爲の國



民を不生産的に睡眠せしむるに止まらず、共同生活帯の同胞をして共喰ひの悲境に立たしむるものである。單なる睡眠にあらずして累を親戚知友に及ぼし、或は借錢に坐食し徒らに貴重なる時日と精力とを消耗するだけである。これ實に國民經濟上に於ける最大の浪費であり、其の無形的損害に至つては更に知ることが出来ない。前民政党内閣が所謂消費節約を唱へつゝ、斯の如き最大浪費、最大損害に考慮せざるが如きは思はざるも亦甚だしといはねばならない。

さればこそ列國は力を極めて失業對策に智能を傾けてゐるのであるが、元來失業者は之を「活用」すべくして之を「救濟」するは當らない。通俗的には活用と救濟とを混同しつゝあるも、救濟すべきは不具廢疾の類であり、失業者の要求する所は各自の生業である。故に眞實の失業解決策は廣く生業を興ふる事を根本義とすべきであり、其の原則的方針として如何に賢明なる識者政治家を以てしても、唯二つの施設あるのみと結論づけられてゐる。何ぞや、其一は輸出増進である。其二は輸入防遏である。國に失業者あるは、内地産業に於ける勞力需用が既に飽和點に達せる反映であり、隨つて對外的生産事業を刺戟し振興して國內の餘剩勞力を間接的に國外に利用する以外、別の手段はあり得ない。而して其積極的方策は即ち輸出増進であるが、從來外國に供給を仰げる輸入品を防遏することも亦同じく餘剩力の國際化を意味する。

それで列國は如何にかして此方策を實現せんと欲し必死の努力を續けてゐるのであつて、所謂ダンピング策は輸出増進上の非常手段であり強烈なる列國間の關稅戰も亦輸入防遏の爲に外ならない。而かも其目的とする所は何れも皆餘剩勞力の國際化、即ち失業者活用を政策の基調としてゐるのである。先頃ロイド・ジョージ氏は失業問題に關するパンフレットを公表したが、其論旨は既に自國に發達せる工業上には自由主義を採り、原價切下、設備改善等に依り輸出増進を圖ると同時に、農業上には保護獎勵策を講じて輸入防遏の計を立つべしといふにある。自由貿易の本家たる自由黨首領の主張すら然り。又現時の勞働黨内閣と雖も大體同様の政策を把持してゐるのである。結局何人が見ても此方針を措きて失業問題解決は無いのである。

しかし、列國が其目標とする所は何れも皆同一であり、そして何れも自給自足主義を執りつゝある爲め、從來の輸出品は他國の追隨を容さざる特産物でない限り、今や容易に賣捌けず、列國共に關稅障壁を高めて之を買はなくなりつゝある。それが各國を通じて生産過剩となり、物價の暴落となり、購買力の減退となり、事業不振となり、延て益々失業者を増加する一大原因となつてゐるのである。故に列國は今や輸出増進を圖るよりは、勢ひ輸入防遏策に主力を注ぎ、依て以て國內の餘剩勞力を消化すべく精進しつゝある。米國が昨年關稅改正を斷行し自國の農業を保護せるも之れが爲めであり、同國は該關稅改正の結果十億弗の輸出減退を招くべきことを豫め覺悟しつゝ、農村を救濟することに依り失業者活用の途を開き得ると共に、從來輸入せる農産物を防遏し能ふが故に、國民經濟の全局に於て却て有利なりと認めた結果である。

### 第三節 效果的なる失業者活用施設

顧みて我國を觀れば果して如何に在るか、前民政黨政府の對失業施設の姑息極まれる事は既に指摘した通りであるが、今日列國が原則的に實行し努力しつゝある失業者活用の根本策として如何なる計畫が考案されてゐるか。大正十五年以來部分的補修以外、有意義の關稅改正も行はず、懸け聲ばかりの國產愛用、若くは消費者泣かせの産業統制法等に其の目を送るに止まり、未だ失業者活用策として效果的なる何一つの



の農業を保護せるも之れが爲めであり、同國は該關稅改正の結果十億弗の輸出減退を招くべきことを豫め覺悟しつゝ、農村を救済することに依り失業者活用の途を開き得ると共に、從來輸入せる農産物を防遏し能ふが故に、國民經濟の全局に於て却て有利なりと認められた結果である。

### 第三節 效果的なる失業者活用施設

顧みて我國を觀れば果して如何に在るか、前民政黨政府の對失業施設の姑息極まれる事は既に指摘した通りであるが、今日列國が原則的に實行し努力しつゝある失業者活用の根本策として如何なる計畫が考案されてゐるか。大正十五年以來部分的補修以外、有意義の關稅改正も行はず、懸け聲ばかりの國產愛用、若くは消費者泣かせの産業統制法等に其の目を送るに止まり、未だ失業者活用策として效果的なる何一つの施設も講ぜられてゐないのである。そして失業群の増加が國家の大損失、大浪費たる事實をすら正當に認識し能はず、唯列國の政策に無關心なる爲政者の怠慢自覺を遺憾なく暴露してゐるに過ぎない。

幸か、不幸か、我國は多年輸入超過國である。國民經濟より見たる輸入品は單に國際上の負債たるばかりでは無く、國內の餘剩勞力を遊ばせ置きて、而かも諸外國人に對し不廉の勞銀を支拂つてゐると異ならない。商品價値の大部分は勞力の代償である。故に外國品を購ふことは即ち外國人に對して勞銀を提供することになる。それ故に苟くも列國の政治經濟家と同様の常識があるならば、此の明瞭なる事實を見通さざる筈であり、其處に適確なる根本方策が樹立されて居るが當然である。

ところが現實には列國が認めて當然とする原則的方策すらが我國に於て見通され、若くは打棄てられ、唯一年限りの姑息なる救済策以外何等有意義の計畫も立つてゐないのである。然らば適切なる對策の立てやうなきかといへば、他國は別問題として、我國に在つては毫も策なきを憂ひざる立場に置かれてゐる。何となれば我日本は平年二十億圓にも上る輸入國であり、而かも其の大半は既に國內に於て生産又は製作可能なる状態に進んでゐるからである。故に其輸入品の大半を防遏する方法を講じさへすれば、失業問題は寧ろ容易に解決されるのである。否、此の方策を講ぜずして成り行きのままに放任することは、依然國民をして輸入品に頼らしむることを傍觀するものであり、依然輸入品を購はしむることは、即ち自國の失業者を飢餓線上に苦惱せしめながら、不廉の勞銀を外國に支拂ふものである。之をしも驚くべき矛盾、不明、無策といはずして何と評すべきぞ。

本篇の第一に記述せる産業五箇年計畫は即ち如上の意義と要求とに出發するものであり、依つて以て失業問題を解決すると共に國際貸借關係を改善し、同時に現下の國民的苦難を打開し得ることを確信して疑はないのである。勿論其目的を達成せんが爲めには前に説ける如く各種の施設を必要とする、併しながら其の施設が輸入防遏又は輸出増進を計畫の基調とする限り、全部的に失業解決策とも不況打開策ともなるべきものである。就中效果的なるは産業助成施設である。之を例示するならば

#### 一 農業方面に在つては

- (1) 耕地整理
- (2) 農事改良
- (3) 國營開墾



(4) 開墾助成等々

二 林業方面に在つては

(5) 造 植 林

(6) 林道修築等々

三 工業方面に於ては

(7) 肥料、鐵、油、機械等基本工業の保護獎勵等々

四 水産方面に於ては

(8) 漁港、漁船、漁具及運搬貯藏設備の改善等々

五 各産業に共通する一般的施設としては

(9) 河川及港湾改修

(10) 道 路 修 築

(11) 用排水擴張及改修等々

其の何れもが國內餘剩勞力の活用消化策たらざるは無い。故に此建設的計畫だに實現するならば、たとへ百萬の失業者ありとも其の技能體力を活動せしむる上に於て、敢て地位なきを憂へないのである。そして之に依つて約八億圓の輸入を防遏し得る生産事業が起るとせば、それは假りに一人一年男女平均三百圓の勞銀と見て實に二百七十萬人近くの勞働者を活かすことになるのである。斯くて減退せる購買力も復活し、商工業も振興し、經濟界は好轉するに相違なく、經濟界だに好轉せば如何に人口が多くとも、將た又如何に學校卒業者が増加するとも、亦敢て苦慮を要せざるは、大正七、八年の好景氣時代に徴して知るべきである。

同時に我黨は移民の保護獎勵に力を盡し海外に新天地を開拓すると共に、北海道、樺太其他植民地に向つて移住開發策を講ずる方針である。

#### 第四節 社會政策上の施設

次に少しく社會政策上の問題について言を加へる。

いはゆる社會政策の對象は其の範圍廣汎なるを以て、其の施設も亦極めて多方面に亘り、到底一朝一夕に語ることは出来ない。現に無産黨各派の主張しつつある所は殆んど其全部が社會政策問題であり、それは行政、財政、教育、國防、法律及産業組織等の全部面に及んでゐる。

だが差當り目下の應急問題として特に重要視せられつゝあるは、前述の失業問題と關聯して失業保險の設定及び第五十九議會に流産せる勞

働組合法案である。

失業保險制は英國を始め列國中既に多くの先例もあり、相當の經驗を興へられてゐるが、其の實績に徴するに大に成功せる方面あると同時に



次に少しく社會政策上の問題について言を加へる。

いはゆる社會政策の對象は其の範圍廣汎なるを以て、其の施設も亦極めて多方面に亘り、到底一朝一夕に語ることは出来ない。現に無産黨各派の主張しつつある所は殆んど其全部が社會政策問題であり、それは行政、財政、教育、國防、法律及産業組織等の全部面に及んでゐる。だが差當り目下の應急問題として特に重要視せられつゝあるは、前述の失業問題と關聯して失業保險の設定及び第五十九議會に流産せる勞働組合法案である。

働組合法案である。

失業保險制は英國を始め列國中既に多くの先例もあり、相當の經驗を與へられてゐるが、其の實績に徴するに大に成功せる方面あると同時に痛く失敗しつつある方面もある。其成功せる方面は之に依て國民生活の安定に裨益しつつある點であり、失敗せる方面は之れが爲に却つて失業者を増加し、若しくは怠惰に流れしめ、且つ國庫の負擔を重からしめつつある點である。既に列國の失業者が數十萬乃至數百萬を以て算せらるるは失業保險制の存在に由るものあるの事實も見通し難く、我國の失業數が世人の豫想以上に少きは調査範圍の狭少と不完全なること其主因なれど、失業保險及勞働登錄等の制度なき爲め、容易に實數を知り難き事情も一理由ならずとはいへない。

斯く失業保險には長所もあれば短所もあるが、試に該制度の最も完備せる英國の例を見るに十六歳より六十五歳に至る被備者は少數の例外を除き全部該保險に加入せなければならぬ——少數の除外者とは年額二千五百圓以上の收入ある筋肉勞働者以外の使用人及農業又は家庭使用人等である——而して被保險者の掛金は被使用人及雇主の双方より出金せるものにて被使用人の男子掛金十六歳より六十五歳に至る迄各年齢に應じて一週間三片半乃至七片(一片は大體日本の四錢)又雇主の掛金は同じく一週間四片乃至八片である。但し女子は男子よりも各半片乃至一片方低いとして失業の場合男に對して支拂はるる金額は男子十六歳一週六志(一志は大體我五十錢)より初まりて二十一歳以上は一律十七志を與へられ、女子は同じく五志に始まりて二十一歳以上十五志の給付を受く。

假りに男子二十一歳を標準とし上記の金額を日本の國貨に換算していふならば、雇主の負擔は別とし、被使用人は一箇月一圓二十六錢を掛金して失業の場合は一ヶ月三十七圓の保險金を與へられ、女子は一ヶ月一圓〇八錢を掛金して一ヶ月三十三圓七十錢を得るのである。我國に比し物價高き英國に在つては固より充分といふ能はざるも、一箇人の最低生活費は辛ふじて支へ能はぬでは無い。

〔備考〕英佛失業者激増の結果、大藏省の失業保險基金への貸付金は當初三千萬磅と定められてゐたのに對して

一九三〇年十月現在 五五、〇〇〇千磅を六六、〇〇〇千磅に増額

一九三一年二月同 七〇、〇〇〇同 を九〇、〇〇〇同 に増額

右何れも議會の協賛を得てゐる。

尙一九二七、八年度英國豫算中の社會事業費の主なるものを擧ぐれば左の如し

國	民	教	育	五三百萬磅	總國費に對し	六分九厘
老	衰	者	救	濟	三三同	四分三厘八毛
寡	婦	孤	兒	四同	同同	五厘二毛
健	康	及	家	屋	二三同	二分九厘二毛



犬 養 内 閣

退役軍人失業救済

一〇・二同

同 同

一割二分九厘二毛

計

一二三・二同

二割七分六厘四毛

吾々は今直に英國の制度其のまゝを踏襲せよといふのではない。否、之を採用するに方りては、寧ろ根本的な改善を加へなければならぬ。併しながら茲に此問題の重要性を痛感せしむることは、現時我國の職工及鑛夫等が解雇せらるゝに際し、不幸なる境遇に置かれてゐる事實あるに由るのである。内務省社會局調査に據れば昭和四年度に於ける解雇者の實情は左の如くである。

解雇手當に關する調査

(一) 職 工 解 雇 數

五一八、二五〇人

内解雇手當を受けし者

九三、二三七人

此解雇手當平均額

六二・九一<sup>圓</sup>

(二) 鑛 夫 解 雇 數

一六八、六八九人

内解雇手當を受けし者

二〇、七二二人

此解雇手當平均額

一二九・四三<sup>圓</sup>

右は職工及鑛夫のみに關する調査に止まれども解雇總數の約一割二分乃至一割八分だけしか解雇手當を與へられず、他の八割以上は何等手當を受くる能はずして翌日より失業の淵に投げ込まれた形ちである。たとへ如何なる理由あるものにもせよ、斯る事は無關心に看過すべからずして其處に適當なる國家の施設が無くてはならない。

進んで吾々の理想を言ふならば、嘗に失業保險に止まらず、養老保險、疾病保險等に就ても現在の民營機關を壓迫せざる方法の下に、國家としての施設を必要と考へる。而して此制度だに完備したならば、現行恩給令並に退職金の如きは自然不必要となるべく、亦不必要ならしむべき合理的方法を講ずるが時代の趨勢に適應する方策たらねばならない。

次に我黨は社會政策的施設として

一、産業、信用組合並に無盡業及質屋等の庶民金融機關に對し低資融通其他有效なる方策

二、醫師を缺ける農山漁村に對し適當なる補助法を講じ公醫を置くこと

三、貧困兒童の教育に就き特殊の保護法を講ずること

等、既に必要な調査を遂げ具體案を攻究中である。

第五節 勞 働 立 法 問 題



- 二、醫師を缺ける農山漁村に對し適當なる補助法を講じ公醫を置くこと
  - 三、貧困兒童の教育に就き特殊の保護法を講ずること
- 等、既に必要な調査を遂げ具體案を攻究中である。

## 第五節 勞働立法問題

若し夫れ勞働立法問題に至つては單に社會政策として重要な意義を有するに止まらず國民經濟の全局より見て至大至重の性質と關係を有するものである。然るに我國に在つては往々一種の流行的色調を帯び殊に前民政黨内閣に依りて所謂因縁づきの問題化せられたる觀がある。

それは往年の若槻内閣時代、第五十一及第五十二議會に提出せられたる勞働組合法案に端を發し、次で一昨々年濱口内閣成るに及び更に之を重要政綱と爲したるに由る。而して濱口内閣は特に此問題の爲に社會政策審議會なるものを設けたるも、其委員は民政黨出身閣僚並に同黨所屬衆議院議員を以て十名を占め、他は僅に學者二名及貴族院關係者數名を加へたるに止まり、在野黨たる政友會議員は一名も加へず、又實業家及勞働者側にも委員を求めず、無産黨議員にも全然没交渉に審議を進め、實質に於ては純然たる民政黨調査會と同様の組織の下に勞働組合法要綱なるものを決定したのである。随つて當時社會局案として發表せられたる成案は前民政黨内閣の確定案として一般に受取られ、且政府及與黨それ自らに於ても國民をして確定案たることを信ぜしむるが如き態度を示し、盛んに其の案の進歩的なるを宣傳したるは尙世人の記憶に新たなる事實である。該案要綱は

- (1) 勞働條件の維持改善を目的とする勞働團體及其聯合を以て勞働組合とすること
  - (2) 組合の理事又は役員を加へたる損害の賠償責任を免除すること
  - (3) 勞働組合員たるの故を以て解雇又は不採用の事なからしむること
- 等であつた。

前民政黨内閣は右の要綱を提げて一昨年二月の總選舉に臨み、大に民心を煽り立つると同時に、勞働階級の歡心を買ふに努め、之を流行性問題化せしめたる結果、一部の人氣を購ひ得て選舉に勝利を博せる一因ともなつたのである。然るに第五十九議會の近づくに及び彼等の態度は豹變し、曩に放送せる成案を以て單なる參考案に過ぎすと稱し、言を曖昧にして容易に議會にも提案しなかつた。そして昨年二月二十四日に至り漸く衆議院に於て第一讀會を開ける該法案は上記の社會局案として公表せられたるもの——即ち社會政策審議會決定案——とは似ても似つかぬ骨抜き案となつて現はれたのである。之れが前案と異なる要點は下の如し。

- (1) 勞働組合の目的を勞働條案の維持、改善及共濟修養其他共同利益の保持増進と改變せること
- (2) 組合の理事又は役員の免責規定を削除せること
- (3) 市町村、府縣會議員の選舉運動費を組合より支出することを禁じたること
- (4) 現存の勞働組合を本法に勞働組合と看做すこと



何故に前民政黨政府は斯くも鮮やかに豹變したるか。一言に盡せば實業家を始め民間人士の力強き反對論に壓せられたからである。再言せば前民政黨内閣それ自身には何等主義信念の明確なるものなく、實際的には唯だ總選舉に對する人氣取政策として之を黨略の具に供したるに過ぎなかつたからである。故に其結果に於て國民に對する公約を無視し欺瞞的宣傳を行へるの事實を暴露し、議會に於ける前政府の答辯も支離滅裂を極めた。斯くして該法案は労働爭議調停法改正案と共に貴族院に於て流産の運命に遭逢したのである。

吾々は所謂労働憲法を以て目せらるる組合法案が斯くも屢々黨略の犠牲となりつつあるを悲しまずには居られない、同時にかかる重要法案が餘りにも甚だしく輕卒に取扱はれ、之に依つて發生せらるべき國民經濟への影響其他各方面に對する深刻なる波動を殆んど考慮に入れざるが如きは遺憾至極と言はざるを得ぬ。元來此の問題の含蓄する所は第一に社會正義の觀念、第二に勞資間に於ける分配の公正を主眼とし、之を一貫するに國民生活の共同福祉を基調として成立すべきものである。勞資間の地位資格等に關する對立的思想と社會正義の觀念に基きて合理づけられるべきであり、物質的意味に於ける労働條件の維持改善は分配の公正を根本義として妥當づけらるべきものである。

然るに我國の労働立法論者中には専ら富の分配問題のみを重點とするもの少かず、更に極端なるは第三インターナショナル主義を指導精神とし、階級闘争の尖鋭化を以て最も嶄新なる進歩的思想と認むるが如き錯覺的謬見に墮しつつあるものさへ見受けられるやうである。斯くの如きは労働立法の根本的要義を見忘れてゐる爲めであり、殊に國民生活の共同福祉に思慮を運ばざる小兒病的危險性をすら冒さんとしてゐるのである。世界何れの地か第三インターナショナルの如き立法精神を是認する國家ありや。現にマルクス主義を信條とする勞農露西亞と雖も事實上には總ての組織が國家本位であり、其經濟政策の如きは曾て世界に比なき程の國家至上主義を執りつつある。唯だ彼れが他と異なる所は労働專制主義を強制しつつある一點に過ぎない。

之を要するに吾々は如上の意義に於て社會正義の觀念と分配の公正を基調とし、之を貫くに國民生活の共同福祉を第一義的要件とする。而して其立法に際しては民政黨の如き輕卒なる手段を非とすると共に、首鼠兩端を持して屢々主義主張を變ゆるが如き欺瞞的宣傳政策を排撃する。無論、朝野各派、學者専門家以外、各種産業關係者、雇傭者、労働者等の全方面に亘り十二分の論議攻究を盡さしむべきである。

尙第五十九議會を通過したる労働者災害扶助法及之に伴ふ保險法案等は先年我黨内閣の手に依り一たび提案せられたものであり、救護法も亦田中内閣時代第五十六議會に可決せられ昭和四年に裁可を了せしものである吾々は社會政策上の施設として兩法案の成立を悦ぶものであるが、救護法の實施は前民政黨内閣の出現後、曾て自ら聲明せる言責を裏切りて第五十七及八議會共に財源なきを理由として空しく机上に放置され、昨年三月に至つて競馬會納付金を増額し漸く實現の運びとなつたのである。而かも全國の方面委員は之が爲に必死の運動を續け政府若し聽かずんば請願手續を履みて聖鑑を仰ぎ奉らんとする決意を示した程であつた。前民政黨内閣の無策と不誠意の爲め、あたら二箇年間其の實施を遅延せしめたるは寔に遺憾といはねばならない。船舶保險法案の流産も其の内の杜選と前民政黨政府の不誠意に其の罪を歸すべきものである。

## 第七章 國防計畫の建直し



亦田中内閣時代第五十六議會に可決せられ昭和四年に裁可を了せしものである吾々は社會政策上の施設として兩法案の成立を悦ぶものであるが、救護法の實施は前民政黨内閣の出現後、曾て自ら聲明せる言責を裏切りて第五十七及八議會共に財源なきを理由として空しく机上に放置され、昨年三月に至つて競馬會納付金を増額し漸く實現の運びとなつたのである。而かも全國の方面委員は之が爲に必死の運動を續け政府若し聽かずんば請願手續を履みて聖鑑を仰ぎ奉らんとする決意を示した程であつた。前民政黨内閣の無策と不誠意の爲め、あたら二箇年間其の實施を遅延せしめたるは寔に遺憾といはねばならない。船舶保險法案の流産も其の内の杜選と前民政黨政府の不誠意に其の罪を歸すべきものである。

## 第七章 國防計畫の建直し

島 田 俊 雄 述

### 第一節 不生産事業の生産化

軍備縮少論は世界の聲である。今日一部の軍部關係者及軍器製造業の類を除き、最少限度に陸海の國防を制限すべしとの主張に反對する國民は何處にもない。それが如何なる程度に實現の可能性を有するかは固より疑問であるが、廣義に於ける國家爲政の指導精神として、軍備縮少主義の要求は既に世界的輿論であり、國民生活上の重要認識となりつゝある。かゝるは最早や問題でも何でも無くして唯如何に之を合理的に實際化すべきか當面の問題なのである。

元來國家の武備は相對的のものである。それに絶對的標準はあり得ないと同時に、單に或る一國のみが軍備を縮少したりとしても、他の列國が齎しく同様の方針に出でざるに於ては、完全なる國際中立權を保障されざる限り、自國の存立を脅威せらるゝ危険に逢着せずとは限らない。故に現實の國際生活上に在つては他國の侵略又は壓迫を撃退せんが爲に、必要程度の國防は國民存立上の保險である。此の場合抽象原理としての軍備縮少問題に最善の認識を有するにもせよ、實際問題としては其解決が極めて困難であり、列國の悩みは總て此の點に懸つてゐる。それ故に國防の規準を如何なる程度に決定すべきかは結局爲政者の達觀的經綸に由る外なく、若し一部一局の事情に拘泥すれば、或は單に軍備を強めることの爲に、國民の經濟力が不生産的の犠牲とならざるを得ないかも知れない、これは勿論何人の眼にも明々白々たることであるが、さて列國の現状を見れば何れも軍備の重荷を背負ひて如何に之を軽くすべきかに煩悶しつゝある。殊に我國に於ては豫算關係以外國防計畫の大本は爲政の範圍を超越してゐる。なまじ是に立入れば屢々過去の經驗が示す通り所謂統帥權問題を惹起する虞れもあり、陸海軍文官制の實現する迄は——或は此制度が假りに實現したとしても——爲政者の達觀に依つて問題を解決することはなか／＼に容易の業ではあるまい。こゝにも理想と現實の悩みがある。

吾々が國防の民衆化經濟化を主張するは即ち上述の實勢に照らして、最も合理的に國民輿論の要求を現實化せんが爲めに外ならない。理想論では無くして實際案である。單なる縮少論にもあらざれば、無論現状維持論でも無い。而かも吾々の主張が事實に具體化したとせば、それが當然に軍備縮少と同一の効果を現はすと同時に、一朝有事の際は現在以上の威力を發揮し能ふのである。語を換ふれば國防の經濟化とは即ち「不生産事業の生産化」を意味するのである。



現在我國民が何程の國防費を負担しつゝあるかといへば、其所要額は陸海兩省以外内務にも文部等にも互つてゐるのであつて精密には昭和六年度豫算に於ても五億圓以上となつてゐる。前民政黨政府は頻りに財政の整理緊縮を計つたといふが、其大部分は一時を彌縫する爲めの繰延べであり、眞實の節約額は殆んど擧ぐるに足らざる程の小額なるは前に之を指摘した。其の中にて濱口内閣の公約的事業と見るべき陸軍の節約額は昭和四年度經常部に於て僅々八百四十圓に過ぎなかつたが、其後同五年度に至りて二百十一萬圓、更に六年度に於て七百十一萬圓てふ少額に止まつてゐるのである。斯くして我國の財政は歳出總豫算の三分の一までも軍備縮小に投ぜられつゝある状態であつて、それが國民の負擔を重からしめてゐないとは何人が斷言し得やう。其の上前民政黨内閣に依つて繰延べられたる事業は早晚之を負擔せなければならぬ義務を國民に約束づけられてゐるのである。例へば陸軍の既定繼續費を見ても其總額は十億一千萬圓を超え、其内昭和五年迄の支出額は約半額ばかりであり、他は後年度の負擔となり、而かも年々尻上りの數字を示してゐる。

(既定計畫にては二千萬圓内外を支出する事となる陸軍繼續費中の主目國防充實費が昭和六年度にて五百八十萬圓に縮少されたる代りにそれが十一年度に至れば約六千萬圓、十二年度には七千七百萬圓、十三年には八千萬圓を突破することになつてゐる。其他推して知るべし)之を以て我國に於ても軍備縮小の叫びは各方面に反響し既に國民一般の要望と認めらるゝ状態であり、曩に倫敦海軍條約が軍部當局の反對せるに拘はらず、殆んど無條件的に調印を餘義なくせられたることも、畢竟此の輿論に押されたが爲めに外ならない——但し該條約の協定が我國に取りて經濟的にも財政上にも却て不利なる結果を招く虞れあることは後に述べ——而して今や世人の耳目は一齋に陸軍の軍制改革に注がれつゝあるも、果して如何なる実績を示すかは尙未知數である。否、陸軍當局は該改革に依つて多額の經費を捻出し能はざることを既に公言してゐるのである。

蓋し今回の軍制改革は濱口内閣が一昨春の總選舉に方りて國民に呼びかけたる公約とは全然性質を異にし、單に軍部當局より成る専門的調査を行ひ、之に依つて生ずる財源を利用して兵器其他の改善に充當すべき方針を執つてゐるのである。別言せば前民政黨内閣の主張とは沒交渉なる改革案であり、隨つて其結果が假令師團縮小となるにもせよ、將た師團の形態を保持して三聯隊制其他の方法に依り兵員を整理減少するにもせよ、或は軍政機關及陸軍諸學校等の方面に改革を加へらるゝにせよ、之を國民より見れば何等負擔の輕減とはならずして軍部が必要とする新施設に轉換されるだけに歸着する。

吾々の主張する國防の經濟化は勿論斯くの如き軍政改革を意味するものではない。

## 第二節 機構改善の方針

歐洲戰爭は種々の教訓を多方面に與へたが、就中列國民を啓發したる痛切なる事實は國家の防備を専ら強盛なる武力のみに頼れるものゝ失

敗である。從來の國防施設が單に軍部限りの持物であり任務であるかの如く考へられたる迷想を根本的に打碎いたことである。眞實の國防は國民の全能力、即ち智力、體力、資力の總和であり、殊に經濟産業機關の充實と強き弾力性を持つことに在るの事實を立派に證明せられた。

戦後の列國が國民の生活必需品に對し自給自足主義を把持し、國民經濟を鞏固ならしむる爲に殆んど鎖國主義と思はるゝ程の保護政策を採る



とする新施設に轉換されるだけに歸着する。

吾々の主張する國防の經濟化は勿論斯くの如き軍政改革を意味するものではない。

## 第二節 機構改善の方針

歐洲戦争は種々の教訓を多方面に與へたが、就中列國民を啓發したる痛切なる事實は國家の防備を専ら強盛なる武力のみに頼れるもの、失

敗である。從來の國防施設が單に軍部限りの持物であり任務であるかの如く考へられたる迷想を根本的に打碎いたことである。眞實の國防は國民の全能力、即ち智力、體力、資力の總和であり、殊に經濟産業機關の充實と強き弾力性を持つことに在るの事實を立派に證明せられた。戦後の列國が國民の生活必需品に對し自給自足主義を把持し、國民經濟を鞏固ならしむる爲に殆んど鎖國主義と思はるゝ程の保護政策を採るに至れるは當時の體驗に導かれてのことであり、平時に於ても工業動員其他の計畫を樹つるに至れるも亦同一理由に出發する。

別言するならば多年軍部限りの知識より成れる國防觀が根本的に一變したのである。そして其の重點を經濟國防、産業國防へ、と轉換進展せしめつゝあるのである。其の最も著しき現はれの一つが即ち列國間の關稅戰である。

此の新思潮、新方策を基調とする國防施設は當然に下記の施設を要求する。

- 一、陸海軍の平時兵員を最少限に減少すると同時に、其の服役年限を短縮する
- 二、今後の軍備は益々化學化、機械化すべきであるが、其所要人員及所要機關を狭き軍部の範圍内に設備するは經濟國防の趣旨と相容れない。それは從來の組織機構を改善して能ふ限り之を民間に培養し統制すべきことを必要とする。
- 三、兵器其他總ての軍需品の製作を民間に移し非常時に於ける供給力を涵養する。随つて從來陸海軍所屬の工業的機關其他各種事業の經營を民業化する。

### 四、教育、病院等の施設改造

これ時代が要求する國防の四大方針である。之を言ひ換ふれば國防の生産化である。それは國防を否定するにもあらざれば、縮小せんが爲に減少するのでも無い。平時に於ける軍部の施設は之に依つて其外容を縮小せらるゝも、一朝事ある場合は廣く民間に培養設備せられたる人員と能力及機關が總動員せられて直に活用され得るが故に、其の實質的價値に於ては國防の擴充化普遍化となるのである。故に此の新方針に基く國防は「平時極少、戰時極大」の結果となる。

吾々が提唱する國防の經濟化は如上の方針を取り入れ之が實現を期するに在る。勿論此の方針を貫徹する爲には其處に相當の豫備的條件を必要とすべく、例へば現時の軍事教練及青年訓練にも改善を加ふるが如き、或は軍需品及工業動員計畫を整備するが如き、それぞれ適切なる用意を缺いてはならない。併しながら此方針に確立するならば平時兵員の減少と年限短縮の如き決して不可能では無く又陸軍造兵廠、千住製絨所、海軍工廠、海軍燃料廠、其他現在陸海軍所管の事業にして之を民營に移して可なるもの寧ろ甚だ尠ならずと信ずる。斯くして其の機構組織の改善せられるだけそれだけ、現實的には國防計畫が縮小され、随つて軍部の豫算は減少し、國民の負擔は輕減され得るのである。

## 第三節 化學戰機械戰への準備



軍部當局の言に従へば、今日一箇師團を減ずるも其の節約額は五百萬圓程度に適ぎず、又千住製絨所を拂下ぐれば却つて陸軍の所要經費を増加すべく、他の各種事業に於ても亦同様なりと説明されてゐる。併しながら此種の見解は單に一部一局の損得を標準としての計算に出發するものであつて、國民經濟の全局觀に基くものではない。假りに陸軍當局の計數に些の誤りなしとしても、減少せられたる兵力は即日民間に歸りて生産事業に従事し得ることを見忘れてはならない。

又軍部所管の事業を民營に移すに於ては、それだけ從來の國防施設が生産化されるのである。軍部の事業としては例へば其の勞力を兵員に求むるが如き關係又は租税の負擔及資本に對する配當金利等を要せざるが故に幾分生産費低廉なりとしても、他方に於てはそれだけ國民の手に落つべき勞銀が減少し、それだけ民間の生産事業を狭められつゝある事實を知らねばならない。國民經濟の全局面に於ては單に軍部限りの採算の増減よりも、民力、資本及事業の共通流用に依る生産化がヨリ重要なのである。

吾々は將來の國防施設が益々化學化、機械化すべき事實を承認する、併しながら之が爲に國防費の節減を望むべからずとするは、飽くまでも陸海軍の現在の組織機構を保持し之が改革を否定することを建前としての立論である。吾々は其の益々化學化及機械化さるべき事實を承認するが故にこそ一層力強く前掲の方針を合理的と信するのである。例へば之を軍事専門家の意見に聞くも今後の戦争に於て最大最要の機關たるものは第一に飛行機であり、次いで自動車であるとの見解に一致して居るが技術的にも、經濟的にも完全に國內に於て製作せられざる限り、我國今後の國防は充實せりとは云ひ能はぬ、同時に又之を修繕し、操縦する技術者を廣く常時養成する事も必要であるが、それには民間の産業を基礎とする機械工業の發展に伴ふ大量生産に待つ以外には求め得られないのである。現状の如く單に軍部だけが、其の限られた豫算の範圍での姑息な獎勵位では、産業國防兩方面より見て大なる缺陷が認められる。速かに確固たる國策の樹立を必要とする。自動車は殆んど總てを輸入に仰ぎ、飛行機は製造し能ふとするも其價格は米國に比し倍加する様な現状では、餘りにも心細い、我國防計畫は誠に寒心すべきではないか。

飛行機及自動車の國內製造は今日其の材料供給は自由であり、技術も大體歐米に比し遜色なき迄に進歩したのであるが、何故に此の種の工業發達せざるかは、第一外國に於ける大量生産に依る價格の壓迫、第二保護助長政策の不徹底に基因する。一言にして覆へば産業政策の缺陷である。列國は殆んど禁止の高率關税に依つて自國の製造を保護獎勵し、貿易關係は別とし、國防的には全く自給自足の状態に在るにあらすや、顧ふに國防の重點は今や常備兵の數にあらすして、其の機關設備の充實に在る。之れ吾々が國防の建直し及び其の時代化、經濟化を高調する所以である。

固より上述の方針及施設を實現するが爲めには何よりも先づ軍部の反省と理解とを必要とする。時代の大勢と國民の要求が那邊に在るかを冷靜に觀察し、動もすれば「軍部の國防」に熱心なるの餘、より重要な「國民の國防」を見忘れざる用意を缺いてはならない。假に國防計

畫の大本を軍部の任意に委するは不可なしとしても、其の計畫を實際化するに當りては廣く國民經濟の全局的利害に考慮するが當然であり、そして國民の總能力、總動員に期待する爲め、其計畫を生産經濟化することも亦同じく至當であらねばならぬ。吾々は軍部當局が自發的に吾



業發達せざるかは、第一外國に於ける大量生産に依る價格の壓迫、第二保護明長政策の不徹底に基因する一言にして覆へば産業政策の陥である。列國は殆んど禁止の高率關稅に依つて自國の製造を保護獎勵し、貿易關係は別とし、國防的には全く自給自足の状態に在るにあらすや、顧ふに國防の重點は今や常備兵の數にあらすして、其の機關設備の充實に在る。之れ吾々が國防の建直し及び其の時代化、經濟化を高調する所以である。

固より上述の方針及施設を實現するが爲めには何よりも先づ軍部の反省と理解とを必要とする。時代の大勢と國民の要求が那邊に在るかを冷静に觀察し、動もすれば「軍部の國防」に熱心なるの餘、より重要な「國民の國防」を見忘れざる用意を缺いてはならない。假に國防計

畫の大本を軍部の任意に委するは不可なしとしても、其の計畫を實際化するに當りては廣く國民經濟の全局的利害に考慮するが當然であり、そして國民の總能力、總動員に期待する爲め、其計畫を生産經濟化することも亦同じく至當であらねばならぬ。吾々は軍部當局が自發的に吾々の主張する方針に共鳴すべき賢明と用意あるべきを希望するものである。

#### 第四節 海軍軍縮の真相と我黨の政策

吾々の國防觀は上述の通りである。然るに世上往々倫敦海軍條約に對する我黨の言論を誤解して恰も國防擴張論者なるかの如き臆測を下すものがある。斯かるは全然我黨の眞意も該條約の價値をも理解せざるに過ぎないのである。外交上より見たる倫敦會議の批判は暫く別問題とするも、該條約は其の本質的意義に於て上來記述せる「國防の經濟化」に逆行し何等國民の負擔を輕減せずして却つて禍ひを後年に遺すものなるが故に、我黨は其の不利不妥善なるを排撃したのである。何故に然るか

既に軍部當局それ自らに於て公表せる通り、國防機關としての潜水艇は戰艦其他の何れに比するも最も經濟的なる性質を有するものである。而かもそれは専ら防衛を主とする機關であつて侵略の具では無い。然るに前民政黨内閣は其の經濟的にして且防衛的なる潜水艇に讓歩し、之が爲に國防上の缺陷を感ぜしむるが如き不條理の協定に服從したのである。そして其結果として海軍部内に異常の動搖を惹起せしめたるのみか、該條約に由る國防の缺陷を潜水艇よりも不經濟なる飛行機等に依つて補充せざるべからざるが如きデレンマに陥つたのである。別言せば何等外國を脅威せざる防衛機關であり、最も經濟的にして效果的なるものに讓歩したといふことは、之を反面より見れば、他をして我國を脅威するに便ならしむと同時に、我國の國防を不經濟ならしめたといふ結論に到着するのである。若し此事實、此理由を正當に理解するならば、苟くも日本國民である限り何人と雖も我國自ら不經濟にして且防衛力を弱むるが如き條約に共鳴し歡迎するものは無い筈である。これ我黨が該條約に對する政府の責任を問へる第一の理由であつて、それは即ち國防の經濟化を基調とする故に外ならない。

それにも關はらず、民政黨の宣傳政策に誤られたる人々は、該條約に依つて恰も五億八百萬圓の負擔が輕減され得るもの、如く盲信し無批判的に前民政黨政府當局の態度を支持したのである。然るに實際には其の中から三億七千四百萬圓を海軍補充費に差向けられ、大袈裟に放送せられたる減稅額は殘餘の一億三千四百萬圓即ち總額の二割六分ばかりを六ヶ年に亘りて輕減せられるに過ぎないのである。而かも六年度は僅に九百五十萬圓、七年度以降に於ても二千三百萬圓程度に止まり、之を國民一人に割れば蚊の涙ほどにしか當らない。

勿論たとへ小額と雖も眞に國民負擔の輕減とならば尙可なりとする。然るに事實の真相を究むれば是れ又毫も信用し難き無責任の減稅たること既に明白に暴露せられてゐる。それは海軍補充計畫が前記の三億七千四百萬圓だけに止まらず、其背後には更に一億五千萬圓にも上る第二補充計畫が伏せられてゐるからである。是等の問題は第五十九議會に於て既に掩ふ能はざる迄に判明せるを以て最早や一般の熟知する處な



るべきも。要するに前民政党内閣の發表せる減税は單に世目を粉飾する爲に行はれたる僞瞞的計畫であり、前民政党内閣は唯一時的人氣を博せんが爲め不經濟にして且不合理なる條約に調印したといふ結果以外何等の意義も功績も認め能はぬのである。否、嘗に不經濟不合理を成立せしめたゞけでは無い、之が爲に我國防に缺陷を感ぜしめ、而かも之を補ふに一層不經濟不利益なる計畫を以てしなければならぬといふ状態に導いたのである。斯くても眞實に國防を縮少し國民の負擔を軽減せるものといひ得べきや。吾々が倫敦條約を以て失敗と斷じ、名は軍縮にして實は軍擴となり國家及國民の不利を招けりと痛論せるは、如上の事實と理由に據るのであり、其根本方針として國防の經濟化を圖らんが爲に外ならない。

曾てトロツキは米國の經濟的世界侵略主義を論じていふ、米國が海軍々縮に参加せることは、何等「米國人の米國」をして「米國人の世界」たらしむる政策と矛盾せるものでは無い。蓋し二個の國家が對敵行爲を開始する以前に於て、軍備の縮少を協約することは、弱國に對してよりも強國に對して非常に有利なる條件を與ふるものである。既に歐米大戰に於ても工業國民は其の持久力最も強大にして其の軍器の十中八九迄は戰前に用意されたるよりは、戰爭開始後に製造し供給されたといふ事實が能く之を證明してゐる。故に平時經濟的に優越なる國家程、豫備的軍備の製限を歓迎するのであつて、そは一朝有事の際には自國工業のスキツチを入れ替へだにせば、直に之を軍事に轉換し得るからである。米國が持つ工業上の先行的優越性は想像も及ばぬものがある。此の意味に於て海軍の均勢（バリテキー）は決して眞の均勢にあらず、それは強力なる工業を背後に有する國に對して其の優越性を保證すると異なる、と。

無理解なる倫敦會議の禮賛竝に國防の經濟化に思慮を缺ける人々は、如上トロツキの言を以て他山の石と爲すべきであらう。我黨の對國防政策は既に確立一貫してゐる。今後は唯だ其の政策の實現に精進努力するのみである。



## 第八章 國家權益の擁護及外交の經濟化

島 田 俊 雄 述

### 第一節 退嬰外交の禍機迫る

近代の外交は往時の宮廷外交、軍略外交及び官僚外交から、國民外交、經濟外交へと轉向し來れることは萬人の周知する所である。殊に歐洲人に依つて無遠慮に振舞はれた所謂侵略主義の外交が、列國の勢力均衡と、諸民族の漸次覺醒せる結果、平和主義を標榜し、現狀維持主義の方策を必要とする時代となつては、勢ひ外交政策の重點を經濟に置き、産業貿易の進展に努力を集中せなければならぬことは、今更言を勞する迄も無い。外交の經濟化は現代の鐵則であり世界の常識である。それ故に、國防の經濟化を以て假りに對内的原則といひ得べくんば、これは對外的軌道であり、國際生活上に於ける指標であらねばならない。

然るに我國の外交は不幸にして未だ此の常識、此の指標をすら何處かに置き忘れつゝあるが如き觀なしとせない。そして其處には依然たる官僚外交の舊型が名残りを止めてゐると定論づけられつゝある。それは侵略主義の殻を脱却したる代りに、餘りにも脆弱なる事務外交としてのみ保存されてゐるのであり、それは恐らくは世界文明國中、最後に取残されたる官僚的事務外交の標本かも知れない。

吾々は茲に所謂幣原外交の價值批判を試みやうとするのでは無い。それは最早や餘りにも明瞭な既知の問題である。國民の全部が——多分民政黨の人々と雖も——事務外交、教科書外交、自屈外交に共鳴してゐるとは考へられない。だから、それ以上に吾々は一語をも加ふる必要を認めない。

最も嚴肅なる意義に於て、現に我國の直前に迫りつゝある問題は何であるか。而して我國民が最大の關心を持ちつゝある問題は那邊に横たはつてゐるか。それは區々たる一外務大臣の能不能とは夢にも同一視すべからざる重大問題である。語を改むれば國家の權益を如何に擁護すべきかの問題であり、如何なる對策を講じ如何なる方針を持つべきかの根本問題である。一言には國策問題である。其處に外交の基調と指導精神を見定むべき重要性があり、而かも嚴然として國民の切實なる自覺を督促しつゝある。

之を前民政黨政府當局の言に聽けば、帝國と締盟列國との關係は常に圓滿無碍である。そして帝國の外交は常に成功の記録ばかりである。だが斯くの如き陳腐なる形容詞は之を國民より見れば畢竟無意味の死語に過ぎない。現に我國の對支外交は如何にあるか、就中滿蒙政策は如



何なる實情に置かれてゐるか。又其の對露外交は如何。更に對米、對英、對印度、さて對佛領關係は何うか。何程善意的の樂觀主義者と雖も正しき認識と理解力を失はざる限り、我國の外交が當時好調に進展しつゝありとは信じ能はぬであらう。

其の最も顯著なる實例として先づ對支外交に眼を注ぐとせよ、日支兩國の關係が云ひ古されたる唇齒輔車、共存共榮等の美辭麗句を以て世目を欺く能はざる状態に在るは、小幡公使に對するアグレマン問題の一事すらが極めて雄辯に之を物語つてゐるのである。如何に前政府當局が苦しきまぎれの遁辭を弄するも、彼れが不條理の主張に自屈して帝國の威信を失墜せる事實は掩ふことが出来ない。殊に我國に取りて特殊の地域であり、曾て國運を賭して購へる滿蒙既得の權益が、今や根本的に覆へされんとする事態を告げつゝあるに關らず、何人が之を無策に傍觀して可なりとし、平然として對支外交の好轉説を承認し能ふか。

一昨年來奉天當局が南京政府と提携呼應して滿蒙に於ける我國の權益を去勢するため、種々の計畫を樹て且つ極めて辛辣なる手段を強行しつゝありとの説は頻々として新聞紙上にも報道せられてゐるのである。而して彼等の計畫が先づ滿鐵を目標として激烈なる壓迫的競争を開始すると共に、滿鐵併行線の完成を急ぎ、更に胡芦島築港工事を促進して大連の繁榮を奪はんとする遠大なる政策より成り、既に着々として之を實行しつゝあるかに見らるゝは、如何に迂闊なる前政府當局たりとも之を知らざる筈はなかつたのである。

而かも計畫は殆んど全部的に帝國の既得權を侵害するものであり、日支條約を于犯する不當行爲を豫定しての事である。彼等は之が爲に滿鐵を東西より挾撃する二大幹線を中心とし、其の周圍に數多の支線を敷き、而して東西兩幹線及各支線を交互に聯絡し之を胡芦島に貫通せしめんとするものにして、若し之を爲すが儘に放任せば、其の影響の及ぶ所は曾て彼等が不法に敷設せる奉吉、海龍等の比では無く、大連及滿鐵の地位は根抵より覆滅し、延るて帝國の權益は全然無價値に歸する虞れなしとせない。否それが相手の政策であり目標と認めらるゝ以上、今日滿蒙に於ける我國の危険は往年の錦愛鐵道問題又はノックスの滿鐵中立案提議よりも遙に深刻なるものあるを知らねばならない。

## 第二節 對支及び滿蒙政策の重大性

上述の形勢と實情とに對しては、如何に神經麻痺せるものと雖も痛憂を禁することは出来ない。茲に於て我前政府外交當局も第五十九議會を眼前に控へて國論の沸騰を恐れしか、遽かに滿鐵理事を召致し對支交渉を開始すべく何等かの動きを示したが、而かも其後果して如何の事實を國民に齎らせしか。當時世上に放送せられたる懸け聲は、曰く滿蒙大方針の確立、曰く重大なる決意など、頗る賑はしく活氣あるものゝ如く傳へられたに關はらず、之を議會の答辯に徴するも、將た爾後の經過に聞くと茫漠として捕捉し能はず、殊に國民が熱心に待ち設けつゝある吉會線其他の重要問題は兩國交渉の範圍外に置き去りにされ、全然之に觸れざる事實が前拓相の言明に依つて暴露したのである。同時に該交渉の内容の極めて微温的であり、既に侵害されたる條約違反を問ふことなく却つて何ものかを我國より提供して支那の歡心を買ふが如き手段をさへ

含めりと傳へられたり。斯くの如きは畢竟議會の質問防止策として、將た國論回避の政略として急に案出せられたる其場逃れの窮策以外の何ものでも無かつたのである。



眼前に控へて國論の沸騰を恐れしか、遽かに滿鐵理事を召致し對支交渉を開始すべく何等かの動きを示したが、而かも其後果して如何の事實を國民に齎らせしか。當時世上に放送せられたる懸け聲は、曰く滿蒙大方針の確立、曰く重大なる決意など、頗る賑はしく活氣あるものゝ如く傳へられたに關はらず、之を議會の答辯に徴するも、將た爾後の經過に聞くも茫漠として捕捉し能はず、殊に國民が熱心に待ち設けつゝある吉會線其他の重要問題は兩國交渉の範圍外に置き去りにされ、全然之に觸れざる事實が前拓相の言明に依つて暴露したのである。同時に該交渉の内容の極めて微温的であり、既に侵害されたる條約違反を問ふことなく却つて何ものかを我國より提供して支那の歡心を買ふが如き手段をさへ

含めりと傳へられたり。斯くの如きは畢竟議會の質問防止策として、將た國論回避の政略として急に案出せられたる其場逃れの窮策以外の何ものでも無かつたのである。

問題は單に滿蒙の一地域に限れるのでは無い、それは對支政策の全部面に現れたる一事業に過ぎない。現に上述奉天當局の滿鐵包圍計畫の如きも蔣介石及張學良の合作と傳へられ、張が進んで南京に合流せるは、即ち此政策を實現すべく兩者の意見が一致せる結果なりと言はれてゐる。そは單なる推測に止まらずして最近國民政府が決定せる鐵道法は極めて露骨に之を表明し總ての借款鐵道回收、外人に對する既定權益の抹殺等を規定しつゝある。今にして速かに我國の對支政策を建直さずんば、危機は目捷に迫り形勢の重大化を憂へざるを得ない。かくても帝國の外交は安泰と稱し能ふか。

斯くいへば前民政黨政府の支持者は反問するであらう。然らば田中内閣時代は如何に在りしかと。吾々は國家の外交が屢々黨争の具に供せらるゝことを心に忌むものである。併しながら曩きには民政黨の名に於て頻りに田中内閣を非難し、甚だしきは所謂某重大事件なるものを叫び立て、張作霖爆死の裏面に田中内閣の暗影を伴ふが如き風説をすら流布された。是れ實に誣妄の極である。それについても我黨議員は第五十九議會に於て一昨々年滿鐵對張作霖の間に、正式交渉の成立せる協定を公表し、民政黨の妄斷を明らかにすると同時に、田中内閣が如何に滿蒙問題に心血を注げるかを事實的に立證したのである。滿鐵張作霖協定は實に下記五鐵道に對し公式に解決の道を開いたのである。

- (1) 長 春——大賚線 (二二二軒)
- (2) 吉 林——五常線 (一六九軒)
- (3) 洮 南——索倫線 (二二〇軒)
- (4) 吉 林——會寧線 (五二三軒)
- (5) 延 吉——海林線 (二六一軒)

若し張作霖が不時の異變に斃れずして健在なりならば、右五鐵道は當然に實現されべきものであり、隨つて彼れが急死は田中内閣に取りて千載の痛恨事たると共に我國の滿蒙政策に思ひも寄らぬ大支障を與へたのである。

世人多くは未だ此の重要事實を知らず、故に衆議院豫算委員會に於て松岡代議士(洋右君)より之を表明するや、滿場森嚴異常の緊張を示し、武内委員長始め民政黨議員すら翻然自黨の非を悟れるものゝ如く感動の色を浮べたとの事である。

事實の真相斯くの如し、然るに所謂滿洲某重大事件を以て田中内閣倒壞の最大理由と爲せる民政黨は其後田中内閣に代りて如何なる政策と如何なる努力を滿蒙問題の解決に表現したるか。上記の協定は時の大元帥たり、支那の正式主權者たる張作霖との間に成立し、且交通行政の責任者も無論正式の調印を了してゐるのである。故に内閣を引繼げる民政黨の政府も當然之が實現に努力すべき責任あるにも關らず、彼等は



何等進展を計らず、恰かも之を忘却せるが如き態度を持ち續け益々相手の輕侮と壓迫を受けつゝありき。斯くの如くにして果して我國の權益を如何に確保し能ふか。吾々は憂ふ、若し前民政黨内閣をして尙現狀のまゝ無策に経過するを許さんか、滿蒙に於ける帝國の地位は文字通り根本的に覆滅し、十萬の生靈と二十億の戦費、この巨大なる犠牲を含める多年の歴史及權益を遂に水泡に歸せしむるに至らんことを。然り輿論に組する能はず民政黨内閣は批政百失遂に對支外交に無定見を暴露し、昭和六年十二月十二日崩壊せり、本文記稿後)

尙我國の對支外交が際限なき後退ぶりを示しつゝある事例としては、一昨年の關稅協約に於ても、又最近報道せらるゝ法權問題に於ても同様の感を與へる。一昨年の關稅改正が我國の對支貿易に如何の影響を招きつゝあるかは多少とも經濟事情に通ずるものゝ齊しく知る所であり、法權問題の如きも前民政黨政府に如何なる方針と確信とを有するかに付き世人は甚深の憂慮に包まれつゝありき。前當局は支那の正當なる要望に對しては能ふ限り雅量を發揮すべきを言明し之を辯解の辭に供しつゝありしと雖も、それは唯だ外交上の自明的原理を朗讀すると異ならず、恰かも夏は暑きが故に衣服を薄くし冬は寒きを以て外套を要すといふの類に過ぎない。

問題は現實の方策如何に在る。假令支那それ自身の對内政略を含むにもせよ、彼れは排日をその國民教育の眞髓となし、排日政策を以て其對外國策の要訣と爲すが如き形勢を示し鐵道、航運、鑛山等より進んで租借地奪回の方針をすら公然揚言しつゝあるをも意に介せず、現に青島居住の邦人の如きも滿洲以上に壓迫を被り、又在滿の日鮮人が實に不安極まる状態に在るも殆んど措いて顧みず、斯くして他の如何なる國よりも重要密接の關係ある支那に對して、前民政黨政府は久しく公使を缺き一事務官を以て其の任務を代行せしめてゐたのである。曩に世人を驚かせる萬寶山事件の如きは兩三年來既に各地に於て頻々として行はれたる鮮人壓迫の一例に過ぎない。

若し斯くの如くにして傍觀外交を改め能はずとせば其の歸結は何うなる。一箇の公使の如きは問題と爲すに足らずとしても、若し帝國の外交が事務代理にて事缺かすんば須く無用の公使を廢止すべきである。又在支公使だに既に必要なしとするならば、爾餘の大使公使の如きも速に整理しては何うか。否、傍觀と隱忍に終始するが如き外交機關なりとせば、國民は總て總括的に撤廢せんことを要求するかも知れない。而かもその責任は果して何人に歸するか。

### 第三節 對露外交亦危し

我國既得の權益が不合理に侵されつゝある事實は支那關係に止まらず、日露漁業問題の如き亦其の著しきものと報ぜられてゐる。元來我國の北洋漁業はポーツマス條約に依り新に其權利を獲得せしが如く考ふるものありと雖も、そは此問題に對する觀察の第一歩に於て既に正しき認識を缺如せる謬見であり、眞實には北洋漁業は我國民が開拓したのであつて、ポーツマス條約は既定の事實を確保せられたといふだけのことである。外交公文書の形式としてはポーツマス條約や、乃至は日露漁業協定に依つて初めて此權利を獲得せるが如き觀を呈するも、現に明治

八年の千島、樺太交換條約にも漁業に關する規定がある。事實としては此等の條約よりも遙に以前に成立してゐるのであり、條約は其の事實に裏書きを與へたいといふが真相である。

然るに前民政黨政府當局は此の明瞭なる歴史的事實に對してすら認識を缺いて居たのである。それ故に昭和三年一月の日露漁業條約中、前



### 第三節 對露外交亦危し

我國既得の權益が不合理に侵されつゝある事實は支那關係に止まらず、日露漁業問題の如き亦其の著しきものと報ぜられてゐる。元來我國の北洋漁業はポーツマス條約に依り新に其權利を獲得せしが如く考ふるものありと雖も。そは此問題に對する觀察の第一歩に於て既に正しき認識を缺如せる謬見であり、眞實には北洋漁業は我國民が開拓したのであつて、ポーツマス條約は既定の事實を確保せられたといふだけのことである。外交公文書の形式としてはポーツマス條約や、乃至は日露漁業協定に依つて初めて此權利を獲得せるが如き觀を呈するも、現に明治

八年の千島、樺太交換條約にも漁業に關する規定がある。事實としては此等の條約よりも遙に以前に成立してゐるのであり、條約は其の事實に裏書きを與へたいといふが真相である。

然るに前民政黨政府當局は此の明瞭なる歴史的事實に對してすら認識を缺いて居たのである。それ故に昭和三年一月の日露漁業條約中、前民政黨政府當局が必らずしも重視せざりし不用意の文字を楯とし寧ろ意外なる難題を持ち懸けられ、我政府は其度毎に後退又後退して策の出づるを知らざる實狀に在りき。年々漁期の近づく毎に紛争を繰返されつゝあるも之が爲めであり、浦鹽に於ける朝鮮銀行支店閉鎖の如きも亦同じ原因の現はれに外ならない。

現時の露國が如何なる經濟政策を執りつゝあるかは事新らしく説くを要せないが、彼れは既定の國策として、我國の北洋漁業權を壓縮し之を自國の手に取得すべく努力し、殊にその經濟五箇年計畫、就中極東産業五箇年計畫の進行に伴ひ益々急速度に其の方針尖鋭化しつゝある。浦鹽鮮銀支店は露國政府の正當なる免許を受けて營業せるものなるにも關らず、露國夫れ自身の國法に牴觸するを口實として、過去の沿革的存在理由を全然否定し、豫め外交上の合法的手續を履まず、遽に閉鎖を強制せることも、實は我國民をして安きループルの購入を不可能ならしむる爲めであり、そして我國より支拂ふべき北洋漁業の借區料を實際の爲替價格以上に引上げ、以て邦人の漁業を不利ならしむると共に、自國の經營を有利に進展せしめんとする目的に出發せるものと解せられてゐる。

其結果は既に國民の記憶に新たなる如く昨春來ループル換算問題を惹起し大に邦人を惱ましたのみならず、縁日商人にも似たる掛け引を重ねたる末、時價十錢程度のループルを三十二錢五厘に換算する事によりて辛ふじて出漁の運びに立至つたといふ慘憺たる經過を示したのである。而かも其反面に於ては露國の私人名義に依る企業が昭和三年の十九漁區より同五年には百六十二漁區に躍進し、昨年は更に二百二十一區に増加し、別に同國の國營漁區を合して總計三百十三區に及べるに對し、邦人の現有漁區は三百〇八區に減退した。多年全漁區の八九割を占有し來れる日本人經營の漁區が斯くて兩三年間に五割以下に激落し遂に露西亞側にリードせらるゝ形勢となつたのである。

此の間露國政府が不合理に我漁業權を壓迫せる事實は單に鮮銀閉鎖命令や、ループル問題には止まらない。一昨春漁區入札最低價格を專斷的に引上げたるも其一例であり、邦人經營の優良漁區を我政府の同意なくして勝手に國營に引直したるも他の一例と見られる、是等は總て漁業協約の條規又は議定書の趣旨に抵觸せる國際信義上の横車の觀があり、表面露國の私人に依る漁區の如きも、實際的には協約の裏を潜れる不信行爲と認められるのであつて、そは彼れが國營漁區に比し私人漁區の方、却つて漁獲標準高の優越せるに徴して之を察知するに難しとせない。是等の事實を詮じ詰むれば其の全部が我外交當局の軟弱と不明に起因する禍ひに外ならずして帝國既得の權益は斯くして日々に壓縮され、若し成り行きに放任するに於ては數年の後を待たず、我國の北洋漁業權は紙上の空文と化し年額五千萬圓に上る富源も亦幻滅の運命を豫告さるゝ實情に在る。



〔尙北洋漁業問題に就ては別章「米穀蠶絲及水産國策の樹立」を参照ありし〕

#### 第四節 外交經濟化の意義と方針轉換

以上は主として國家權益擁護の急務を例示したのであるが、それは同時に我國の外交を經濟化すべき必要を教訓づけてゐるのである。蓋し官僚主義の外交は昔ながらに内容空疎なる形式的文書の處理、若しくは片々たる儀禮の交換などを以て外交の能事と心得、何等實質的なる國策の運用を理解せざるが如きが常である。此種の外交は専ら事勿れ主義を以て最善の方針と考へ、或は相手國の歡心を買ふことを以て成功と誤認する。併しながら事勿れ主義は即ち無爲無策の別語であり、他の賞讃を博することは即ち自ら屈して相手國に利益を得せしめたる反映に外ならない。傍觀外交が支那に悦ばるゝは之が爲めであり、倫敦海軍條約に於ける日本の態度が英米邊に好評を得つゝあることも亦皮肉なる御世辭を以て日本の退讓に花を持たしつゝあるに過ぎない。

既にいへる通り現代の外交は實益本位の經濟外交が基調となりつゝある。經濟外交は當然に權益の擁護を第一義とし、そして資本の擁護、原料供給、販路擴張、及移植民の發展等を圖る。それは他の語に於て國益の確保であり、貿易の増進である、移植民の發展は人類に賦與せられたる世界開拓の使命である。然るに我國の外交は是等の任務につきて幾何の實績を擧げつゝあるか、吾々が對支外交及滿蒙政策の重要性を高調するは國民經濟上に於て樞要地域たるが故である。

滿洲が大豆、粟等の農産物、石炭、鐵等の鑛産物、及林産其他の豊富なる原料産出地たるは既に何人も知る處であり、又綿花、羊毛の如きも將來囑目すべき價值充分なるが上に其の人口は既に三千萬に上り且年々百萬内外の支那人が本部の騷亂を避けて滿洲に移住しつゝある故に今後二三十年間には我内地に匹敵する程の消費地域となるは明瞭疑ひを容れない。これ滿蒙が我國國民經濟上極めて重要性を有する所以である。況や同地域には二十億の資本が投ぜられてゐるをや。

同時に吾々は對印度外交、對佛領外交等々に關しても經濟的方策を急務とするのであるが、之を現在の實情に問へば果して如何。一昨年印度が我國の棉製品に對して加へたる差別的關稅改正に關し、我前政府外交當局は如何なる對策を講じたるか。又對佛領印度支那との通商條約が未だ成立を告げずして最近更に停頓の形を呈するが如きは何故なりや。更に對米移民問題はその後進展せし事實ありや。他方南米移民の如きも今日如何なる状態を國民に提示しつゝあるか。觀じ來れば其の總てが無爲にあらずんば姑息。傍觀にあらずんば退嬰、唯國民をして外交の實何處に在りやと叫ばしむるの外はない。

こゝに至り吾々は帝國外交の改造、特に外交方針の轉換を要求せずには居られない。如何に外交方針を轉換すべきかは上來の説明に依つて明らかである通り、從來の官僚式公文書いぢり、若くは儀禮的交際等を改めて經濟本位、實益主義と爲すに在る。而して之を實際化する方

としては先づ外交官採用法を改正して産業貿易上の知識素養あるものに重きを置くと同時に、從來の如き浮草的及腰掛的移動を排し、鰻上りの任官を匡正して各々其特長とする職司に永く任せしむべきである。



我が國の棉製品に對して加へたる差別的關稅改正に關し、我前政府外交當局は如何なる對策を講じたるか。又對佛領印度支那との通商條約が未だ成立を告げずして最近更に停頓の形を呈するが如きは何故なりや。更に對米移民問題はその後進展せし事實ありや。他方南米移民の如きも今日如何なる状態を國民に提示しつゝあるか。觀じ來れば其の總てが無爲にあらすんば姑息。傍觀にあらすんば退嬰、唯國民をして外交の實何處に在りやと叫ばしむるの外はない。

こゝに至り吾々は帝国外交の改造、特に外交方針の轉換を要求せずには居られない。如何に外交方針を轉換すべきかは上來の説明に依つて明らかである通り、從來の官僚式公文書いぢり、若くは儀禮的交際等を改めて經濟本位、實益主義と爲すに在る。而して之を實際化する方法

としては先づ外交官採用法を改正して産業貿易上の知識素養あるものに重きを置くと同時に、從來の如き浮草的及腰掛的移動を排し、鰻上りの任官を匡正して各々其特長とする職司に永く任せしむべきである。

且つ此機會に於て在來の大公使館に對し、能ふ限りの整理を行ひ、眞に切實必要なもの以外、之を撤退して寧ろ領事館及商務館の數を増すべきである。そは即ち形式外交を廢して經濟外交に轉換せんが爲めである。

更に吾々は對外投資の統制について一言を添へねばならない。最近支那に於ける銀の暴落及勞銀低廉の關係に由り邦人中支那に於て事業を創立又は増設擴張するもの少からず。無論此の種の實例は従前より決して稀なりとせざれど、元來自國の資本を外國に流出せしむることは、それだけ母國の企業を狭め、母國の産業を壓迫すると同時に、同胞に支拂はるべき勞銀を外國に持出し、自國に於ける餘剩勞力の消化を障害するものである。これ國民經濟上輕々に看過すべからざる現象にして其處に適切なる方策を講ずる必要あるは言を待たない。論者或は歐米諸國の國民中にも亦同様の海外投資を行ひつゝある事實を指摘せんも、歐米國民は決して輕々しく自國の産業を壓迫するが如き事業を外國に企畫はしない。彼等の投資は合理的妥當性もあれば節制もある。今日我國が正貨問題に悩まされ國際貸借の改善に朝野の努力を要する時、而して深刻なる失業問題に苦しみつゝある國民的受難時代に方り、對外投資を放漫に看過して其統制に意を用ひざるが如きは、所謂資本の逃避を座視すると異なる。國民經濟の消長を考慮せざる政策的缺陷といはねばならない。吾々は外交の經濟化を圖ると同じ意義に於て、此の缺陷をも匡正することの必要を主張する。



## 第九章 教育制度施設の根本的改善及思想問題

安 藤 正 純 述

### 第一節 教育の實際化

『教育の實際化』を圖るべしとの要求は、現代國民の痛切なる叫びである。そは雷に日本に於ける一般の通論たるに止らず、歐米各國に在つても世界大戰後の新思潮として、教育専門の學者に於て既に公理的なる指導精神となつてゐるのである。

教育は國民生活の基礎工事である。故に歐洲各國が大戦後の改造に際し眞ッ先に着手したるは、教育制度及施設の改善である。例へば最も保守的なる英國ですら、彼の有名なるフイツシャー氏を文相に起用して快刀亂麻を斷つ大改革を決行し、次いで獨逸は特に其新憲法に於て新たな教育組織を規定し、從來の師範學校などを全廢して仕舞つた。更に露西亞の如きは極端とも見られる程の劃期的建て直しを行ひ、小學校より高等教育に至る全機關を通じて、生徒の自主主義を採用し、且つ學校を以て一種の作業場と化せしむる迄に教育の方針を變更したることである。

顧みるに我國の教育制度は、明治五年の學制頒布に端を發し、爾來大に施設の完備を見るに至れりと雖も、其根幹は明治の初期乃至中期に制定せられたるものなるを以て、其間著しき進歩と普及とをなしたが、其内容は時代の變遷に適應せず、却つて國民の實生活と懸け離れつゝある憾みなしとせない。現行學制中でも遅く施行せられし高等女學校令すら、實に三十五年の久しきに亘り、殆んど改正らしき改正さへもなく、舊型の儘に据置かれて居る有様である。

明治中葉時代迄の教育は、主として其原型を外國に模せるものであり、又民智の開発を促進する爲に上より下に與へられたる官僚的獎學制度である。隨て其出發點に於いて必ずしも我國民の實生活を基調とするものでない上に、官僚制度の通弊として、萬事が專制的、劃一的、非融通性のもとなつて居る。而かもそれが四十年も五十年も永き間何等の改造も加へずに墨守せられて來たのである。教育の實際化を要求する聲が一世の輿論となりつゝあるは蓋し當然であらねばならぬ。

教育の實際化とは、別の言葉に於て、教育の實生活化である。國民の實生活は、地方的に見ても、各個人の希望より見ても、極めて多種多様である。隨て現制の如き規則づくめの劃一主義が、實情に適應せざるは餘りにも判り切つた事である。然るに其の判り切つた事が今日迄、未

だに改善されなかつたのである。其結果として産み出されたる應報が、所謂學校卒業生の就職難であり、智識階級の失業問題であり、試験地獄である。學校萬能、學問中毒の修學制度であつて。そして其副産物が學生を中心とする社會科學問題であり。延びて思想國難の醜態場たる



度である。随て其出發點に於いて必ずしも我國民の實生活を基調とするものでない上に、官僚制度の通弊として、萬事が專制的、劃一的、非融通性のものとなつて居る。而かもそれが四十年も五十年もの永き間何等の改造も加へずに墨守せられて來たのである。教育の實際化を要求する聲が一世の輿論となりつゝあるは蓋し當然であらねばならぬ。

教育の實際化とは、別の言葉に於て、教育の實生活化である。國民の實生活は、地方的に見ても、各個人の希望より見ても、極めて多種多様である。随て現制の如き規則づくめの劃一主義が、實情に適せざるは餘りにも判り切つた事である。然るに其の判り切つた事が今日迄、未

だに改善されなかつたのである。其結果として産み出されたる應報が、所謂學校卒業生の就職難であり、智識階級の失業問題であり、試験地獄である。學校萬能、學問中毒の修學制度であつて。そして其副産物が學生を中心とする社會科學問題であり、延びて思想國難の醜態場たるが如き禍を醸すに至らしめたのである。

殊に昨年來の經濟界の不況に依り、我國の教育が中央及地方財政の重荷となり、分けても地方國民をして重大壓迫を感ぜしめ、教員給料の延滞、寄附の強要、偕は嵐の如き教員の大整理等に、幾多悲痛なる事實を惹起しつゝある。孰れも教育制度の固形化に因る破綻の現れであり、夫れは即ち國民の實生活に適合せざる反映たるを知らねばならぬ。

## 第二節 國民の要求する改革案

上に述ぶる實情は、平素教育に關心を持つ人々が、多年知悉せらるゝ所であるが、而かも尙ほ妥當なる改善策が講ぜられざるは何故か。そは後に説かんとする一般行政機構の改革が、夙に實現せられざるべからずして、而かも今日に持ち越されたと同一理由に基くのである。(次章成照) 簡単に云へば、此重要問題の解決は極めて狭き範圍の吏僚と舊時代の教育家達の手に委して居るからである。是等の人々は、現制度の経験家であり、明治教育の功勞者である。故に尊重べき經歷を有する、併し變化の急なる多數國民の多種多様の日常の實生活に接觸して、其切實なる要求を深く理解するには適切でない。夫れよりは寧ろ現制度の下に政府の權限を擴張又は保持せんとし、若くは、過去に得たる因襲的知識に強き執着を有する人々である。故に是等の人々に向つて制度施設の根本的建直しを期待するは、決して適當ではない、故に偶々何等かの改善を企圖するも、當面彌縫の姑息策に墮てしまふ憾がある。

然らば我々の主張は如何にあるか、それは廣く各方面の知識を集め、時代の實勢に適應せしむべきは言ふ迄もないが、原則的なる方針、即ち改革の指導精神は、前述の通り、夙に明瞭になつて居るのである。同時に從來の缺陷を匡正し、そして新たなる制度施設として調査考案せらるべき事項に就ても、既に大體に於て國民の要求と輿論は判明してゐるのである。理解に便する爲に更に之を筋書的に列記すれば、

- 一、現行教育制度をして國民現實の要求に適合せしむる事。
- 二、前項の趣旨により、人格の教育に重點を置き、之と共に勤勞主義教育を施し、實務知識を與ふる事。
- 三、劃一主義を打破して地方及各學校當局者の識見に依り、學科の構成、教授及管理方法、竝に設備等の制限を寛にし、以て各々特色を發揮し得る自由を認むる事。
- 四、準備教育の弊を一洗し、各學校を以て完成教育とし、一面小學校より大學に至る修業年限を短縮する事。
- 五、官公各教育機關に對する差別主義排除の事。



同時に私學を助長して其の内容の完備と經濟的獨立とを計り、漸次學校民營の範圍を擴むる事。

六、學校卒業者の特權を改廢整理し、廣く一般國民に對し機會均等主義を適用する事。

七、社會教育、勞働者教育の施設を完備普及する事。

八、合理的方法に依り中央及地方教育費の輕減を計る事。

細かに云へば、各方面に亘り、尙種々の要望もあれば、上記の各項は現制教育に對する改革案の基本的要件として現代國民の定論と認むべきものである。

既に現代の制度施設に對する國民の定論が、前記の通り分明なる以上、之に依つて導き出さるべき具體的改革案が如何にあらざるべからざるかは、必ずしも専門家を勞せずして常識的に知り得る事である。試みに其要綱を略記すれば、

(1) 現行小學校令を初め、中學、實業、高女、高等、専門及大學令等の全部に亘り根本的なる調査を遂げ、適當に之を改廢整理する、即ち學制の建直しである。

(2) 新たに發布さるべき學制は、能ふ限り、教育上の自由主義を採り入れ、主として骨目を定むることとし、各種の制限規定を緩やかにする。

(3) 國民生活に必要な。實務的職業教育機關を擴充して、貴族趣味の機關及學科を減少すること。之と共に、精神教育を充實して、國民的信念を涵養すること。此趣旨に依り現制中學校及高等女學校、並に實業及實科學校の制度を根本的に改善し、從て其の整理を期すること

(4) 高等教育に關する諸般の制度を改正し徒らに長年月を學窓に送るの弊を矯め、民衆に對し教育の機會を均等ならしむるを期する事、從て高等學校は廢止されて他の有用の教育機關に改善さるべき事。

但し學術の蘊奥を究めんとする志望者の爲めに大學院の制度を設け、大學及専門學校卒業者又は同一の學力あるものは詮衡に依り收容す

(5) 小學、中學高等教員を初め、官吏、辯護士、藥劑師等其他の資格認定制度を改め、將來は全部新となる國家試驗制度に依らしむる事、即ち學校の特權を改廢し、實力あれば何等學歷なくとも應試の機會を得せしめる。

或は特權を廢止すると共に、總ての採用に試補制度を設け、試補期間後に於ける考査(學術的試験のみを言ふに非ず)の合格者を正式に採用することも、新制度の有力なる方法たるべし。

隨て現制師範學校、文理科大學及高等師範令に根本的改正を施すこと。  
尙ほ社會教育、勞働者教育の爲めに、官公立學校に自由聽講制を設け、且夜間教授を行ふ。  
(6) 以上の理由を以ての夫々の改廢整理に依り、中央政府、及び地方教育費の負擔を相當輕減すること。

同時に現制實業補習學校及青年訓練所を併合して、教育の統一を計ること、而して其の結果經費の節減を圖る。

尙文部省局課の改革廢合、中央地方に於ける教育行政機關の整理、視學制度の改善教員待遇問題等に就ては行政機構の改革事項と相待て



即ち學校の特權を改廢し、實力あれば何等學歷なくとも應試の機會を得せしめる。或は特權を廢止すると共に、總ての採用に試補制度を設け、試補期間後に於ける考査(學術的試験のみを言ふに非ず)の合格者を正式に採用することも、新制度の有力なる方法たるべし。

隨て現制師範學校、文理科大學及高等師範令に根本的改正を施すこと。

尙ほ社會教育、勞働者教育の爲めに、官公立學校に自由聽講制を設け、且夜間教授を行ふ。

(6)以上の理由を以ての夫々の改廢整理に依り、中央政府、及び地方教育費の負擔を相當輕減すること。

同時に現制實業補習學校及青年訓練所を併合して、教育の統一を計ること、而して其の結果經費の節減を圖る。

尙文部省局課の改革廢合、中央地方に於ける教育行政機關の整理、視學制度の改善教員待遇問題等に就ては行政機構の改革事項と相待て

別に調査考案せらるべきである。(次章參照)

右は單に改革案の調査要綱を掲げたるに過ぎないが、具眼者は、之に依つて現代國民の要求する新教育制度の實施の如何に在るべきかを知らず得ると同時に現制を建直す事の敢て不可能にも不合理にもあらざるを認識し得る事と信ずる。

### 第三節 中等教育の改革

本來國家及國民が必要とする教育は、決して國民の實生活に迂遠なる有閑階級を造る爲でもなければ、御役人のみに便利なる制度たらしむるのが目的でもない。然るに我國の教育制度は初めに佛國流の劃一主義を模せるのみならず、總てを大學本位に考案し、小學、中學、高等學校何れも皆大學への階梯であり、其準備教育機關たらしむる事を基礎觀念として構成し規定付けられたのである。そして其大學なるものが又官吏養成所を以て目せられし程、濃厚なる官僚主義的色彩を帯びつゝあるのである。今日は官立以外、公私立の大學及高等學校等を見るに至れるも、當初は官學本位の制度を設けられ、而かも夫れが依然として傳統的に受け繼がれつゝある。現時の國民より見て、非實際的なりと認められ、餘りにも極端なる劃一主義に惱まされて居るは、即ち官僚主義に發源せし結果に外ならない。故に一旦は現行制度を解きほぐし、時代に適應する新見地から之を建直す、然らざれば到底有意義なる改善は行はれないのである。

加之、教育の對象は、國民生活の複雑なると同様、多邊的であらねばならない。例へば同じ中學、同じ商業學校と雖も、土地に依り、其要望する處に差違あるは當然である。隨て學校の設備、學科の配合及管理法等に於ても決して千遍一律的を要せず、否千遍一律であつてはならない筈である。然るに我國に於ける教育制度は、微に入り細を極むる迄杓子定規式に出來て居り、其處に教育上の自由主義が無視されつゝある。斯の如きは教育の本質より觀ても、不合理不妥當なる制度である。義務教育に屬する小學校令は各國共に比較的劃一的なれ共、夫れすら歐米各國に至つては或はダルトンプランとか、ゲーリーシステムとか、様々の様式が、各學校に於て取り入れられ、二部教授の處もあれば三學級二教員制の處もあり、構案教授法、複合教授法、カードシステム、ノースデムバシステム等々、幾十種類の方法が、各校夫々に於て自由に撰擇され、學級の編成から教科の構成、教材の取扱、訓練管理の方法等、決して一樣ではない。要するに文部省としては、極めて大綱を總攬するに止り、他は擧げて各地方、各學校に委ね、以て各々特色を發揮せしめつゝある。中には貴族主義の學校もあれば、勞働主義の學校もあり、農民本位の學校、商業本位の學校、工作本位の學校等、小學校の間ですら、相當撰擇の自由が與へられてゐる。それが本當であり、然らざれば國民教育の實際化を期待し能はぬのである。故に吾々は下は小學校より上は大學に至る迄、現制の劃一主義を解除して能ふ限り自



由採量の餘地を各學校當局者に與へるが肝要と考へる。

舊時代の教育家は、又兎角教育の神聖を名として、國民現實の要求を輕視する傾向を脱せず、爲めに教育とし云へば、極めて高尚深遠なる哲人の養成機關の如く持扱ふ癖がある。是れ明治の教育家が大學本位に考案し、恰も國民の全部が大學に進むものゝ如く想定せると同一思想の現れであり、從て我國の教育が實生活に迂遠なる學科をも強制的に押し込もうとするのである。其最も著しき例は山間又は漁村の女學生にピアノを教へ、西洋料理を習はしめ、刺繡、造花等に異常の興味を注ぐに關はらず、我國の家庭に必要な裁縫、炊事、衛生等に至りては極めて冷淡に取扱はれてゐる事實に徴して何人も知る所である。斯かる貴族趣味の教育は多數國民の要求する處にあらざるは勿論、今日一般痛切に必要を感じつゝあるは實生活に役立つ教育は國民の過半數を占むる農家と、他の大部分を占むる商、工、水産、鑛業等の事業に有益なる知識及技能を與ふる教育であらねばならない。而して官吏其他の所謂自由業に屬する國民は全人口の五%しかなく、残りの九五%は皆農工商漁業等の職業に生活する國民である——勿論教育の使命が人格の養成を主眼とするは言を待たない。吾人は素より之を尊重するは言ふ迄もなく殊に軌近の趨勢に照して最も人格涵養の切實なるを感ず。併しながら活ける人間は生活の途なくして存在の可能性なく、生業なくして、高尚なる人格は保たれ能はぬ。生活と人格とは一體であつて、異物ではない。今日では寧ろ人格教育と智的教育とを別物扱にし、之を二元的に扱ふやうな傾向が著しくなつてゐる。吾人は人間は一元的であらねばならぬ、生活其ものに人格を充實すべきものと信ずる。從て凡ての教育の中に人格を涵養すべく、今後は此方針を以て進むべきである。これ歐米の教育が、古典的、哲學的なる理想主義から、勤勞主義を基調とする職業教育や、社會の實生活に必要な公民教育に重きを置くに至れる所以であつて、所謂アカデミック風の教育の如きは、傳統を主とする貴族主義の大學に其名残を止めてゐるに過ぎない。勿論吾人は全部の學校を擧げて職業教育化せよと主張するのではない、只國民の實生活に適合する教育を施さんとする今日に於て、其制度施設を改善するに當り、實業的・智能の涵養に差向くべきは時代の趨勢が之を要求してゐるのである。

如上の意義に於て、吾人は現制の中學校令と實業學校令とに改革を施し、同時に高等女學校令と實業學校令とも改善を加へ、男女の中等教育に關する諸制度を根本的に改め、之と共に其の整理を主張する。而して此新しき中等教育の法令は單に其大綱を規定するに止め、假令へば農業中學、商業中學、工業中學、水産中學の如く、又は理科中學、文科中學と言ふが如く、地方の事情及學校經營者の所見に依り、自由なる組織と構成とを許される様にする。女學校も亦同様である。而して現状に於ては學校夥多にして、一昨年來入學志願者は、定員に満たざる地方が少くない。單に公定なるが故に整理すべからずとし、或は私立なるが故に不可なりと思爲するが如きは時代錯誤である。

#### 第四節 高等教育機關の改善と機會均等

次に高等學校制度は、先年既に經濟審議會に於て大多數を以て廢止を議決せられたるが如き狀況にして、世の尤も論議を存する所である。而かも此中間の機關あるが爲めに、苛烈なる試験地獄を現出し、高等學校を卒業するも何等有用の技能を得ざるのみならず、進んで大學に入るには又競争試験の難關を突破せなければならぬ状態となり、現に東京帝大に於ける昨年の調査に依れば高校卒業後、五回目の受験者があり、



農業中學、商業中學、工業中學、水産中學の如く、又は理科中學、文科中學と言ふが如く、地方の事情及學校經營者の所見に依り、自由なる組織と構成とを許される様にする。女學校も亦同様である。而して現状に於ては學校夥多にして、一昨年來入學志願者は、定員に満たざる地方が少くない。單に公定なるが故に整理すべからずとし、或は私立なるが故に不可なりと思爲するが如きは時代錯誤である。

#### 第四節 高等教育機關の改善と機會均等

次に高等學校制度は、先年既に經濟審議會に於て大多數を以て廢止を議決せられたるが如き狀況にして、世の尤も論議を存する所である。而かも此中間の機關あるが爲めに、苛烈なる試験地獄を現出し、高等學校を卒業するも何等有用の技能を得ざるのみならず、進んで大學に入るには又競争試験の難關を突破せなければならぬ状態となり、現に東京帝大に於ける昨年の調査に依れば高校卒業後、五回目の受験者があり、醫工學部方面に在つては、二回目三回目が殆ど常態となりつゝある。一年一回しか入學の機會なき學生に對し、此有様にては其大學卒業期は益々遅れ、近年の平均年齢は二十七歳にもなつて居る。

現在國民の要求は大學は實社會に適應する人物を養成し、社會と併行せしむることを痛切に需めてゐる。勿論造詣深き學問研究者の養成も國家に取て閑却してはならぬ。只それは少數者に限られて居る故に、中學校より大學に至るまでの制度に適正なる一大變革を加へ、或は大學に豫科設備を定むる等の方法に依り、學科の配合と指導精神の確立とを以て、實際的有用の人物を養成すると共に、修業年限の短縮を期せんとする。

更に實社會の實況に徴するに年々一萬を超ゆる現在の大學卒業生に對し、それを消化する多量の需要を持つて居ないのである。實際社會多數の要求は現制實業專門學校其他の專門教育機關にて事足るのである。故に現在大學の豫備門にもあらず、去りとして特種の技能用途を要せざる高等學校の制度は、之を廢止するが適切である。而して之を儉約して中學校の上部に附けるか、或は大學の豫科とするかの如き問題は、細目の研究に讓ることとするが、要するに之に依つて從來の終業年限は相當に短縮され、前途の多き有爲の青年を早く活社會に送り得るのである。

又吾人は教育制度を文部省の一面にのみ局限せず、之を政府の施設全局に就て達觀するの必要あると思ふ。即ち政府全體を見渡し、教育制度及機關の改廢により經費を節減するの必要がある、即ち軍醫學校、經理學校、幼年學校、神宮皇學館、鐵道從業員養成所、水産講習所等の類は之を廢止又は移管すべし、又文部省直轄學校に在りても適當なる整理を行ひ、例へば同一學科を同一學校に換るが如き、又は學校に依りては之を廢止し、且つ冗費を節約し無用の設備を行ふ如き弊を矯正すべし、而して又漸次、種類に依りては現在の官立學校を民營に移すことも斷行し得べし。

此の如くして一方に在りては一般民衆無産階級の爲の教育施設を充實し、教育の機關を均等ならしめ、直轄學校の或る者は大衆の爲の教育機關に變形せしむるも可なるべし。

爰に試に學校の現勢と、直轄學校の經費を掲げて参考に資せん。昭和三年現在の官立大學は、帝大及單科大學を合して十一校、此學生數一萬八千五百人、私立大學は二十四校、此學生數一萬七千餘人、外に公立五校、此學生數千四百餘人を收容しつある。

直轄學校に要する經費の如何に多額に上るかは左表に之を示す。

#### 主なる直轄學校の經費（昭和三年文部省統計）



大 學	三六、九〇四千圓	高 師(文 理 科 大)	九二七 "
實業專門學校	一〇、八四五 "	女 子 高 師	五二四 "
高 等 學 校	四、八〇三 "	合 計	五五、三〇七千圓
專 門 學 校	一、三〇四 "		

五ツの帝大、六ツの單科大學及高等實業等各教育機關を合せて八十一校に要する直轄學校の經營費は實に四千八百萬圓にも上つてゐる。更に之を學生々徒一人當りに付て見れば左の如し。

直轄學校一人當り教育費

帝大(各學部平均)	一人當り教育費	一人當り國庫支出
單 科 醫 大	一、〇六三	六六七
高 師(男 女 共)	三、二二一	一、六九五
高 等 農 林	五四〇	四七一
高 等 商 業	六二七	五〇七
高 等 工 業	二九二	二一九
高 等 學 校	五三八	四三二
特 殊(美 術 音 樂 等)	二七七	一九四
	五三二	四五六

我直轄學校の爲め、國家が如何に高價の負擔を爲してゐるかは、一目して明かである。然るに他方社會的教育の爲め文部省が支出して居る金額は、之に對して到底比較にならぬ。殊に政友會内閣の當時に於て、茲に着眼して始めて設定した勞働教育獎勵費の如きも、前政府は徒に緊縮政策の犠牲に供し、其一昨年度豫算額は僅かに七千六百五十萬圓に過ぎない。夫れは恰も帝大生十一人餘に對する國庫支出額に該當するのみ。文部省自身の調査に據るも全國に於ける勞働教育を行へる箇所は三百八十七箇所を上り、其被教育者十六萬人に上ると稱す。而して之が總經費は六十六萬四千圓を要するに對し、政府の補助額は僅かに其百分の一強にしか當らぬのである。一方に數千萬圓に上る巨額の國費を直轄學校に投じながら、他方勞働教育の爲め支出する金額の斯くも零細なるは、後に述ぶる思想問題の見地より云ふも、餘りに辻褄の合はざる事實たるを見通してはならない。

尙ほ既存大學民營の問題もあるが、之は別論に譲るとして、少くとも内部制度の改善、假令は固定的講座擔任教授制を改むるが如き、其他

幾多の方法に依り制度の合理化と經費の輕減を計り得るであらう。



緊縮政策の犠牲に供し、其一昨年度豫算額は僅かに七千六百五十萬圓に過ぎない。夫れは恰も帝大生十一人餘に對する國庫支出額に該當するのみ。文部省自身の調査に據るも全國に於ける勞働教育を行へる箇處は三百八十七箇所に上り、其被教育者十六萬人に上ると稱す。而して之が總經費は六十六萬四千圓を要するに對し、政府の補助額は僅かに其百分の一強にしか當らぬのである。一方に數千萬圓に上る巨額の國費を直轄學校に投じながら、他方勞働教育の爲め支出する金額の斯くも零細なるは、後に述ぶる思想問題の見地より云ふも、餘りに辻褄の合はざる事實たるを見通してはならない。

尙ほ既存大學民營の問題もあるが、之は別論に譲るとして、少くとも内部制度の改善、假令は固定的講座擔任教授制を改むるが如き、其他幾多の方法に依り制度の合理化と經費の輕減を計り得るであらう。

## 第五節 師範制度の改廢

更に吾人は公立師範、高等師範、並に現在の文理科大學は、根本的改革か、或は廢止が必要なりと認む。從來の地方官會議に於ても公立師範を第二本位に改むべしとの意見は屢々提唱されてゐる。兎も角教育制度建直しの機會に於て、師範教育の現制の上に一大考慮を費し、適切なる道を以て教員養成の方法を講ずるが至當であらう。試に之を稽ふるに現在の給費制は總て之を打切ることとし、今後の小學校教員志望者は中等、實業、女學校等の卒業生又は同一實力あるもの、中より詮衡し、之を新規定の師範教育機關に入所せしめて、一定年限の教習陶治をする。而して其收容人員は豫め各年度の所要數を考慮し、成るべく過不足ならしむるよう制限する。即ち自費自立主義の制度とするのである。

更に中等教員の養成も、前者と同一の方針に基き、大學及專門學校卒業生又は之と同一實力あるもの、中より詮衡して師範教育の機關に入れ之に相當期間の教習と人格の陶冶とを経て其資格を認定すれば宜い。給費制度は同じく撤廢したい。

素と師範制度は、文化程度の幼稚なる啓蒙時代の發想で變則的機關である。前世紀時代より泰西の教育専門家間には、強き廢止論が唱へられてゐたのであつて、其主なる理由は年少時代より狭く且堅苦しき教育を與へ、實社會と懸け離れたる小範圍に押込むことが人格養成上に有害なりと認めらるゝ點に在る。所謂師範氣質なるものとは各國共通の事實であり、其性格が何となく變屈となり保守的となりて伸びぐとしたりた點が無く、快活有爲の氣象を缺き、常識に乏しきこと等夙に各國の定論となつてゐる。故に師範制度を廢して中等學校卒業生を採用せよとの意見は、決して財政上の問題に發源して居るのではなくて、教育の根本義と人格涵養の上より主張せられ、獨逸は早く之を實行に移したのである。

翻つて我國の現状を觀れば、既に數年前より教員過剩時代となりつゝありて、四十歳を超ゆる小學教員は何時陶汰の運命に遭ふやも知れずと云はれてゐる。殊に一昨年來の不景氣に際會し昨年如きは各地方を通じて暴風襲來の觀を呈したのである。蓋し現制の下に在つては、給費制より來る教員義務年限の關係上、府縣當局は毎年度師範卒業生を其管轄内に配置就職せしむる事を、事實上に強制されつゝある。然るに地方財政窮乏の爲め、人口増加による各小學校の學級増加數は節約せられ、轉業其他の事情に依る自然的退職者も一昨年來著しく減少した。隨て昨年の師範卒業生を配置すること至難となる結果、已むなく比較的年長者たる校長及上席教員に因果を含めて諭示退職を行はしむると同時に高級教員と初給教員とを取換へる事によつて、幾分地方費を輕減したのである。其結果として各府縣共二百名乃至三百名内外の教員を整理し之に伴ふ異動數は一府縣五百名以上千數百名にも上つた。斯くの如き我國教育界未曾有の颯風的事實は、要するに教員過剩時代にも拘はらず



依然舊時代の師範制度を保持しつゝある禍に外ならないのである。

既往十箇年間に於ける小學校教員の平均需要増加實数は、全國を合算して一年約五千人である。然るに年々新たに正教員免狀を下附する人員は、昭和三年度に於てすら三萬五千人を超へ、内師範卒業者は約一萬四千人とある。

從來全國二十三萬の小學校教師中自然退職者約一萬四五千、學級増加數も經費節減の爲め減少せるに對し、再就職希望者は五千名にも上り、檢定合格者も累増しつゝある。之れ教員洪水時代を來せる所以である。

故に假りに一人の師範卒業なくとも、別に一萬八千名以上の免狀所有者が、新たに出る様になつて居るのであり、一旦退職せる教員の復職希望者も年々四、五千名内外に上るを以て今後の需給關係は少しも心配はない。又假りに給費制より成る現制第一部を廢止しても、既に中等教育を終了せる第二部入學志願者が三萬三千人以上もある。此數字は無論一昨々年來、更に益々増加してゐるのであり、此上現行師範制を此儘に据置くに於ては聽て教員の恐怖時代が來ないとは限らない。

此事情は中等教員に於ても同じ現象を呈しつゝある。即ち中等教員に對する年々の需要増加實数は約三千人であるが、一方其免狀授與數は九千二百二十七人(昭和五年度は一萬八百七十七人)其内高師及臨時教員養成所等の官立機關出身は一千六百十人丈である。隨て高等師範(文理大)より一人の卒業者を出ださずとも、教員の供給には事缺かない。況や上記免狀下附數以外、大學に卒業者の殆んど全部は中等教員有資格者であり、専門學校卒業者中にも同様多數の有資格者あるをや。そして實際には、是等の有資格者も頻りに就職の途を中等學校に求めて居るのであるが、是又過剩の爲に所謂知識階級の失業時代を苛烈にしつゝあるのである。此の間高師卒業者のみが就職難の圈外に立ち且初任給九十圓を受けつゝあるは、多年全國に綱を張れる高師出身の先輩が年々の増加數約三千の椅子に對して、事實上の就職優先權を彼等に與へて居るからであり、夫丈け高師以外の有資格者は採用の途を狭められつゝあるのである。故に官公立兩種の師範制度の如きは教育界の需給關係より見ても、又學校卒業生の特權打破及機會均等主義の要求より見ても何等か大に改造の必要に迫られつゝある。

(尙特權打破機會均等々の問題に就ては更に論究すべき事項多きも、上來の記述に依り、大體の要旨は既に推知し得られやう)

從來師範教育關係者は、國民教育、中等教育の城廓に立て籠り、寧ろ之を獨占せんとするやうな教育界の特權階級の思想がある。故に此等の人々は教員たるの人格の現在の師範教育制度に依らざれば涵養出來ぬやうに考へるらしいが、之は狹隘固陋の思想である。吾人師範教育改革の第一の主旨は、教師たるの人格養成に在る、快濶明朗なる伸びくした自由主義の人物を造り、之にはつきりした國民精神の生きた魂を打ち込むに在る。現在思想問題の根源は何としても國民養成の師範教育の根本的改善に待たねばならぬと思ふ、殊に最近相踵て表面に現はれる來る教員思想問題の事實に徴して、痛切に改革の必要を感ずる。只其の具體的細節に至ては他日に譲る。



(尙特權打破機會均等の問題に就ては更に論究すべき事項多きも、上來の記述に依り、大體の要旨は既に推知し得らるやう) 從來師範教育關係者は、國民教育、中等教育の城廓に立て籠り、寧ろ之を獨占せんとするやうな教育界の特權階級的思想がある。故に此等の人々は教員たるの人格の現在の師範教育制度に依らざれば涵養出來ぬやうに考へるらしいが、之は狹隘固陋の思想である。吾人師範教育改革の第一の主旨は、教師たるの人格養成に在る、快濶明朗なる伸びくした自由主義の人物を造り、之にはつきりした國民精神の生きた魂を打ち込むに在る。現在思想問題の根源は何としても國民養成の師範教育の根本的改善に待たねばならぬと思ふ、殊に最近相踵て表面に現はれる教員思想問題の事實に徴して、痛切に改革の必要を感じる。只其の具體的細節に至ては他日に譲る。

## 第六節 教育費の輕減

以上吾々は教育制度及施設の建直しに就て特に重要な數箇の問題及其對策を提擧したが、次に之を中央及地方財政より觀察せば如何か。既に云へる通り吾人の改革案は決して經費節減が唯一の目的では無い、夫よりは教育の實際化が主眼であり、別の辭では、教育制度の合理化と妥當化を根本義とするのである。だが之に依て國民の負擔が輕減さるゝに於ては、其效果は益々大である。

近年文部省一般會計豫算は歳出一億五千萬圓内外にして内義務教育國庫負擔額七千五百萬圓(昨年は八千五百萬圓)を除けば前記直轄學校費が最大の主目である。然るに今前各節に於て概説せる理由に基き、根本的に教育各制度に適當なる改正を加へ、殊に高等學校、男女高等師範、及び文理科大學、並に臨時教員養成所等の改廢整理を斷行し、或は官立諸學校に無益なる二重三重の設備を撤廢し、或は學科の上に當然爲さるべき整理廢合を行ひ、或は生徒定員の減少を爲し、或は合理的方法に依る教職員の整理改善を行ふ等、各種の改革を斷行するとせば、爰に相當の經費の節減を爲し得ることは確かである。

更に地方教育費は約四億七千萬圓に上つて居るが、其内主なるものは

地方教育費要目(單位千圓)		道府縣費		市		町		村		費		計	
小	學	校	二二、五九〇	八三、三八九	二二五、〇〇九	三三〇、八九八							
中	學	校	二八、二六四	七二七	二七五	二九、二二六							
高	等	女	學	校	一五、三七一	三、二七〇	三、四〇〇	二一、六九一					
實	業	學	校	一九、七二九	七、六七八	一五、五八〇	四二、五八〇						
師	範	學	校	一五、九六四	—	—	一五、九六四						

(昭和三年度分文部統計摘要)

地方費に依る大學專門及高等學校もあれど略す

これも又前記の理由に依り、適當なる制度の改正に伴ふ變形、及び地方事情を參酌しての學校の整理、並に生徒定員の減少、無益なる設備重複なる機關の改正、或は學級の廢合、校舍の簡素等、幾多改善整理の道を斷行することに依て、相當額の節減を爲し得る。而して更に現制度に對する劃一打破其他の改善を行ふに於ては、三億圓を越ゆる小學校費の一割乃至二割を輕減する事決して不可能とは思はれぬ。隨て教育制度改革に依る國民負擔の輕減は、倫敦海軍條約の如き落穂に似たる一時的減税など同日の談ではないのである。



上來述べ來つた理由に依り中央及地方の教育費に相當の節減を期待することは確實で、而して多額の教育費に困しむ地方の財源を潤し、一般地方民の凡てが惱み居る子弟の教育費に對する大なる負擔の輕減となることは必定である。

## 第七節 思想問題と教育

轉じて我國現時の思想問題を考察せんか、それは嚴肅なる國本問題であり、何物をも超越せる國民生活上の信念問題である。故に深く之を考究すれば形而上の問題に立入りて理義を明かにせなければならぬが、それは別の機會に譲りて、茲には只上來記述せる教育上の制度施設と關聯して、其對策の一斑を述べて見たい。

言ふ所の思想問題が、思慮ある國民をして、其重要性を痛感し憂慮せしむる理由は一にして足らざれ共、就中世上の耳目を刺激せしむるは高等教育を受けたる青年學徒が、不穩の思想に感染し、危激の行動に走りつゝある事である。それは誠に悲むべき事實であるが、而も之を一面より見れば、明治教育の缺陷とも幻滅とも認められなければならない。殊に危険極まる治安維持法事件の被告が官立の大學生及其出身者に多く、又所謂社會科學事件が官立高等學校生徒の間に頻々として起りつゝある事實は、何としても尋常の沙汰ではない。本書は同じ學生間にて、大なる誇りと満足とを持つべき筈であり、又實際に於て最も多くの苦心を経て目的の學校に進んだ彼等である。然るに彼等は、大膽にも何故に國民思想の破産者となつたか。

それは即ち現時の教育制度が、國民の實生活と掛け離れて居るからである。殊に現制度の本来本元たる官立學校が他の公私立よりも、より甚しく因襲的あり、官僚的であり、實社會と没交渉なる殿堂的教育を與へられてゐるからではないか。最も國風を尊重し、人格涵養上の効果を期待せらるゝ官立から、最も多數の背教者が出たと云ふ事は、餘りにも皮肉の様であるが、其處に現制度の時代錯誤が発見されるのである。

思想は概ね事實の反射であると云はれて居るが、極端なる破壊主義者の頭には常に現實を詛ふ病的觀念が宿つて居る。それは生活の苦難に精神の激動を受け、そして、社會の罪惡、不公平、不合理等、専ら暗黒面のみを眼を注ぐからである。故に思想問題の根本對策としては、矢張り國民生活の安定幸福を計り、社會の缺陷を匡正し、暗黒面を明朗にするが第一要件であるが、教育方面に在りては、實社會との調和を計り、國民現實の要求に適應せしむる事を以て最要の方針とせなければならぬ。

然るに我國現時の教育は如何か、例へば多年螢雪の苦を積みたる學校卒業者が如何に實社會に受入れられて居るか。父兄は頻りに彼等の立身出世を待ち詫びて居るが、就職地獄の繪巻物は益々深刻味を加へつゝ彼等の眼前に展開される。社會的調査による大學及専門學校卒業生の就職率は昭和二年が六五%、同三年五四%、同四年度四六%、一昨年以後の分は尙不明なれども、昨年の如きは恐らく三〇%臺にも激落して居るであらう。

而かも此推算は歸國して家事を手傳へる多數の未就職者を含まないものである。具體的一例を語れば

諸官省採用者及應募者數 (昭和六年四月)



國民現實の要求に適應せしむる事を以て最要の方針とせなければならぬ。然るに我國現時の教育は何うか、例へば多年螢雪の苦を積みたる學校卒業者が如何に實社會に受入れられて居るか。父兄は頻りに彼等の立身出世を待ち詫びて居るが、就職地獄の繪巻物は益々深刻味を加へつゝ、彼等の眼前に展開される。社會的調査による大學及専門學校卒業生の就職率は昭和二年が六五%、同三年五四%、同四年度四六%、一昨年以後の分は尙不明なれども、昨年の如きは恐らく三〇%臺にも激落して居るであらう。

而かも此推算は歸國して家事を手傳へる多數の未就職者を含まないのである。具體的一例を語れば

諸官省採用者及應募者數 (昭和六年四月)

採用人員	應募者概數
内務	三〇
大藏	五
逓信	五
鐵道	一〇
農林	六
商工	五
拓務	五
計	六六
	一、七二〇

尙昨年の東京帝國大學卒業生一九七八名の就職關係を調査せるに (五月二十日現在)

文科系 (法、經、文學部) 卒業生數 一四一六。 内就職者 五六二。 此就職率 三九%  
理科系 (理、工、醫、農) " 五六二。 " 四六四。 " 八三%

此の中最も悲痛なる事實を示せるは五百七十二名の卒業生を出せる法學部の就職者が僅に百四十六名、即ち二六% 同様に文學部卒業生三百二十三名に對する就職數が百〇九名、即ち三一%に過ぎないことである。斯くの如きは單に一端の例に過ぎない。

此の悲痛なる事實に直面して現行教育制度を顧みる時、今日の學問は果して何の用を爲し、何の爲めに長年月を學窓に費せしかゞ解せなくなる。教育は無論高等浪人を製造するが目的ではない。併しながら事實は此通りである。其處に現制度の破綻がまぎなくと見せつけられてゐる。換言せば實社會の要求に適合してゐないのである。其證據には同じ就職難時代に在つても、理工系の就職率は七六%、農林系は五九%なるに對し、法文系は三八%と云ふ數字が昭和四年度の卒業生の現統計に示されて居る。そは即ち法律、經濟、商科及文科系の甚だしき生産過剩を物語つてゐるのである。吾々が既述の提案は、此事に照らして、一層妥當なる事を知り得よう。

知識階級の就職難は、何等の疑も無く今日の思想問題と密接の關係なくては止まない。特にそれが大學其他の高等教育を受けたる多數の學徒を含むに於てをや。先づ彼等に職を與へよ、職を與へ得べき様教育制度を建て直せ。夫れが思想問題解決の鍵ではないか。是れ即ち教育の



實際化を基調とし、社會現實の要求に應じ得るやう、舊き殿堂に一大改築を加ふる必要ある所以である。尙學校卒業生の特權打破、機會均等主義の適用が思想問題對策として重要意義を有する事も同時に見忘れてはならない。

尙ほ見遁し難きことは物質萬能の風潮である。而して此の風潮を造り上げた責任は、明治以來の教育の一大缺陷である。人間には物質の存在の外に精神の存在がある。社會にも國家にも勿論物質以外に精神の儼然たる存在がある、この精神的存在が永久に滅びてはならぬのである。明治より今日に至る精神方向の教育は、形式に於ては或は整備せるかも知れぬが、肝腎の生きた潑刺たる思想の躍動を缺いて居る、これが現在の思想國難を療し、近くは高等教育を受けたものから背教者を生じた所以である。故に吾人は社會に對應せる教育の實際化を企圖すると共に、その社會國家の立脚する重大なる精神的存在の根柢を最も明白に意識して、之を涵養する生きたる精神教育の復活を主張するものである。而して前節に述べた如く生活と人格とは歸一すべきものであるから、教育制度を改革して、教育の實際化、生活化を計るその内容には、勿論精神教育の充實を企圖すべきである。

思想問題の解決は難中の難事業である。だが前述の方針に依り、教育制度及び施設改善の實現を圖るに於ては、確かに有効なる結果を齎すことゝ信ずる。



## 第十章 行政機構の全般的改革

前 田 米 藏 述

### 第一節 行政改革の根本的方針

最近、行政及税制整理問題は又一種の流行語となつてゐる。併しながら若しもそれが單に經費を切詰め、豫算の辻褃を合すことを目的とするに止まらば、其の効果は寧ろ知るべきのみである。從來とても同一の叫びは屢々喧傳し、恰も政界に於ける年中行事の如く蒸返されて來たが、本質的價值ある整理は明治政府あつて以來殆んど行はれた例が無く、いつも夏の夕立雲の如く起つては消える。何故かといへば唯だ目前の歳計を切盛りするだけの必要に迫られて一局一部の改廢や、天引主義の遺繰りに一時を糊塗せるに過ぎないからである。

世人の知る通り歐洲各國は大戦の終熄後競つて復興の大業に精進し其第一打着として盛んに國政の改造に努力した。千古未曾有の世界的大亂の激動を受けて國民生活の實情が思想的にも經濟的にも其他總ての方面に一大變化を惹起したからである。然るに我國は戰亂の巷を距ること遠く、鐵火の洗禮を受けざりし關係もあり、今日に至る迄の機運に取殘された。大體現時の行政組織は明治十九年に型を鑄られたものであつて、爾來五十年近くも其の傳統を守り、長く足踏みを續けて來た結果、到る處に官僚主義の遺習や、形式主義の殻や、中央集權主義の餘弊が見受けられる。故に眞實の行財政整理は此舊型を改造するが根本的要件であらねばならない。それは單なる「整理」ではなくて、本質的價值を有する「改革」を必要とし、文字通りの建直しを急務とする所以である。

勿論、一昨々年來暴風的に襲來せる國民經濟の打撃が、改革の機運を促進しつゝあることは事實である。それは恰も歐洲各國が大戦亂の激動に會して舊制度の清算を行へると同様、何れの國に於ても強き刺戟なくては有意義なる改造に成功し難き故である。しかし、それだからと言つて單に歳計上の赤字を埋める爲めの整理に没頭するが如きは、從來繰り返されたる天引主義の豫算節減と何等の差異なくして結局は飯の上の蠅を逐ふの類に過ぎない。時代が要求し、國家が切實に希望する所は斯かる姑息の整理にあらずして國政一新を基調としての根本的なる組織機構の建直しである。明治以來持ち古されたる傳統の殻を棄て、昭和維新の實を擧ぐるに在る。

之を通俗的にいふならば、現に必要とせらるゝ改革の目的としては、國民の迷惑しつゝある制度を改廢することが主眼であらねばならぬ。そして國民の實生活に適合する様其の組織機構を取換へることである。慣用語に隨へば事務簡捷、能率増進、無駄排除の趣旨を實現するに在



るも、更に其の意義を分解すれば、

- 行政機構の合理化
- 行政機構の經濟化
- 行政機構の正義化
- 行政機構の簡易化
- 行政機構の自治化
- 行政機構の民衆化

單なる經費節減を目標とするだけでは足りない、少くとも是れだけの用意を有し、これだけの要件を具備するにあらざれば眞の改革も整理も望まれない。それは即ち吾々の主張する改革の方針であり、指導精神である。

## 第二節 改革の要目

それで如上の方針を如何に具體化すべきかといふに、改革の對象は實に廣汎であり、中央地方に於ける現在の制度法規の全部面に亘るのである。例へば樞密院及貴族院の改廢や、統帥權問題の如く其の内容如何に依つては憲法の改正を先決條件とするものもあれば、官制や、町村制等の改正を必要とする事項も甚だ少くない。随つて其の一端に亘り精密に改革案を述ぶるには多くの時間と勞力を要する。

それよりは今日、我國民が現實に最も急務を感じつゝある問題は何んであるか。別言せば國民は如何なる改革を眞先きに緊要とするか。最も手近にして而も効果的なる改革の目標は如何。言ふ迄も無く中央及地方官廳の機構改善を第一とする。其の目的が國民の迷惑とする障礙を取除き、實生活に適合せしむるに在るは無論である。

此の觀念に立脚して我國輿論の趨向に照らすに、既に大體の見解の概ね合致してゐる事實が極めて多い。便宜上之を項目的に列記するならば（國防及教育の事は別章参照）

- 一、内閣官制改正
- 二、監督事務の統一
- 三、地方制度の改正
- 四、政府事業の整理
- 五、文官任用制度の改正

## 六、其他の改正事項

- (1) 豫算の編成方法を簡明にすること



- 一、内閣官制改正
- 二、監督事務の統一
- 三、地方制度の改正
- 四、政府事業の整理
- 五、文官任用制度の改正

#### 六、其他の改正事項

- (1) 豫算の編成方法を簡明にすること
- (2) 年度末に於ける豫算濫費の弊を匡正す
- (3) 會計検査院の機能を擴張且嚴明にす
- (4) 俸給令の改正（第五章参照）
- (5) 恩給令の改正（同上）
- (6) 機密費を整理減廢す
- (7) 賞與金を合理化す  
（現行會計法には本來營利事業にあらざる官廳なるを以て賞與の規定なきに關らず俸給額の殘額を賞與に流用しつゝあるは不合法と見られる）
- (8) 各省の調査委員會を整理す  
（現在殆んど有名無實の内職的掛持委員多きを廢す）
- (9) 囑托員を整理す
- (10) 官舎及學校等の建築を素質にす  
（備考）前記機密費は年額五百萬圓。賞與は一般會計に於て二千三百萬圓。同特別會計に於て四千二百萬圓。合計六千五百萬圓。  
（昭和四年度）囑托員費は年額七百萬圓。

別に植民地に對する制度施設の改革を必要とすること勿論なるも、そは暫く別問題として、右に列記する所は世論の大體に合致せる改革案であり、而かも其の主要なる點は我黨が多年之を提唱して輿論を開拓し來れるものである。故に茲に各項目の説明は省略する。

### 第三節 改革の前提要件

さて上述の方針に従つて前掲各般の改革を具體化せんとするに方りては、何よりも先づ國民の力強き支持と後援とに待たなければならぬが、此の間特に十二分の用意と理解とを缺くべからざるは第一に各省割據の弊を打破することであり、第二は從來の執務法を改めしむること第三は法科萬能主義の排除である。又改革案の實質的方面よりいへば、認可許可主義の改廢と、所謂警察政治の改善が急務であり、更に政府事業の整理が單に行政及財政關係のみならず國民經濟上極めて重要な意義を有することを知らねばならない。



凡そ我國の如く各省割據の弊害甚だしきは文明國中其の例を見ざる所であり、精密には省内の各局及各課までが明治以來それ〴〵城廓的因襲觀念を保持し之が爲めに常に権限争ひや、豫算分捕主義の露骨に行はれつゝあるは夙に世人の耳に達せる事實である。例へば電氣事業に關して内務、遞信、鐵道の各省間に屢々問題を生ぜるが如き、或は國民の體育問題に關してすら、文部及内務兩省間に繩張争ひに類する論議を見るが如き、殆んど常識を以て考ふべからざる程の割據主義が現實に持ち來されつゝある。それ故に拓務省を廢すといへば直ちに拓務大臣が抗議を提出し、遞信鐵道を併合すといへば亦双方より反對論の湧出すべきは火を賭るよりも明らかである。斯くては到底各省の併合も局課の改廢も容易には行はれない。各省大臣は在來國務大臣としての連帶責任を有するものなるを以て、斯かる情弊を匡正すべきが正當なれども、實際にはそれも殆ど不可能の状態である。これ特に無任所大臣を設けて總理を補佐せしむべき必要を一般に認められつゝある一理由であるが如上の改革を遂行する爲には第一に此障礙を乗り越へねばならない。然らざれば如何なる名案も机上の空想に終ると同時に、國民は依然として各省割據の犠牲となり重複せる監督の下に煩雜なる掣肘を受けるのみならず、合理的なる國費の節減も期待し能はぬのである。

次に從來我國に於ける官廳の執務は常に屬僚本位の觀を呈し、それが局長及次官を経て大臣の決裁を得るまでには數十箇の檢印(實際は大部分が盲目判)を要するのである。随つて些々たる事項も數十日を經ざれば決定せずして人民は御百度を踏まされるのである、加之、總ての計畫、總ての施設は殆んど皆屬僚の手に依つて立案され、大臣は坐して之を待つといふ状態なるが故に大局の方策に缺くるは言ふ迄もなく、苟くも権限の移動及縮少又は人員の整理に觸るゝ改革案に至つては、屬僚それ自身の地位進退に關係し來る虞れあるを以て、何れも其の立案を避ける。故に今後の方針としては執務の中心を事務次官又は局長に置くを至當とする。さすれば普通の事務は自然に簡捷敏速となり無駄排除の實をも擧げ得るのである。

之と同時に抜本的に匡正せられざるべからざる弊風は法科萬能主義の禍ひである。明治の官僚が政府が自己の便益の爲に規則づくめの制度を立て、之を運用する必要上極めて窮屈なる文官任用令を設けたる結果として、我國の官吏は法律屋にあらずんば人にあらざるが如き觀を呈し、随つて一切萬事が形式的及劃一的となり法規の末節に囚はるゝ傾向を助長したのである。其の著しき實例としては未だ三十歳に達せざる學校出たての若輩が學務部長の椅子に凭りて老教育家に訓令を發するが如き、又は何等醫事上の素養なくして衛生課長となり、或は毫も理科的知識なきに關はらず土木局長となるを寧ろ常態とされ、而かも之を當然として毫も怪しまぬのである。斯かる事は唯だ法律の心得にあらば教育を知らず、衛生を知らず、將た土木を知らず、語を強むれば何等社會を知らず、又特殊の知識技能なくとも敢て行政の運用に差支へなしとするが如き謬見に淵源するのであり、随つて世間の實情に疎き局課長に指揮さるゝ部下と、許可權を握らるゝ人民こそは、實に迷惑千萬といはなければならぬ。

所謂繁文褥禮、御役所仕事の能率低きは夙に國民の痛嘆する所であるが、其の原因も又法律萬能主義の罪であり、又斯かる制度あるが故に

こそ學務部長を以て警察部長の踏臺とし、警察部長を以て内務部長への腰掛けとなすが如き鰻上りの行程を普通視し、官界を擧げて所謂浮草稼業の舞臺化せしめ、國民の實生活とは縁遠き別世界と見做さるゝやうの結果を招いたのである。人おのゝ能不能あり、教育を尊重するものは



的知識なきに關はらず土木局長となるを寧ろ常態とされ、而かも之を當然として毫も怪しまぬのである。斯かる事は唯だ法律の心得にあらば教育を知らず、衛生を知らず、將た土木を知らず、語を強むれば何等社會を知らず、又特殊の知識技能なくとも敢て行政の運用に差支へなしとするが如き謬見に淵源するのであり、随つて世間の實情に疎き局課長に指揮さるゝ部下と、許可權を握らるゝ人民こそは、實に迷惑千萬といはなければならぬ。

所謂繁文褥禮、御役所仕事の能率低きは夙に國民の痛嘆する所であるが、其の原因も又法律萬能主義の罪であり、又斯かる制度あるが故にこそ學務部長を以て警察部長の踏臺とし、警察部長を以て内務部長への腰掛けとなすが如き鰻上りの行程を普通視し、官界を擧げて所謂浮草稼業の舞臺化せしめ、國民の實生活とは縁遠き別世界と見做さるゝやうの結果を招いたのである。人おのゝ能不能あり、教育を尊重するものは生涯を擧げて學務部長たるも尙長しとせず、其の衛生及土木等に於ける亦同様であつて職務に高下はない筈である。然るに我國の官吏は法律萬能主義に誤られたるため、眼中法規あることを知りて經濟なく産業なく國民生活の實情も理解せず、總て職務を地位昇進の繩梯子と爲すが如き状態を馴致せるは國家に取りて寔に大なる損失といはねばならぬ。是れ文官任用令及試験令を改正するに方り、斷然改善を要する點である。

#### 第四節 認可許可主義の整理

尙一步を進めて行財政整理に必要な實質的要件を指摘するならば、そは在來の認可許可主義を銳斷的に改廢するに在る。假令各省を廢合し或は中央及地方各局課の併合を行ふとも、若し此の認可許可主義を改めざる時は國民の迷惑は事實上に於て少くとも取除かれざるのみか、官廳の事務が減ぜない。事務が減ぜられなければ矢張り何等かの名義に於いて従前と同様の人手が必要となる。さればこそ曾て屢々行財政整理は行はれたれども、そは唯一時の形式に止まりて實際は一旦退職せるものが囑託其他の名義を以て依然官廳に残り、そして兩三年後には又元々通りとなつてしまふのである。單に省局課を廢合しても官界は唯大臣、次官及局長等の數名を減少するに止まり、随つて之に依つて浮き出す經費も極めて僅少に過ぎない。かゝる整理は表面的にこそ大袈裟に見ゆれど眞實の價値は極めて貧弱無意義である。

現在我國には上は内閣より下は市町村に亘りて所謂認可許可事項が無慮數萬の多きに上り實に煩鎖を極めてゐる。中には既に死文に類するものもあれば却つて邪魔になるものも少しとせない。明治の初期乃至中期に在つては國民未だ新時代の法治組織に慣れざりし爲め、巨細の事總て御上より命令し規則づけ、國民に過ちなきを期するの必要もあつたらうが、今日は既に教育も進歩普及し、國民の自治能力も著しく發達してゐる。現に普通教育の普及は世界に於ても羨望せらるゝ程であり、又交通及通信機關等も三四十年前と比較せば隔世の感がある。故に國民の實情に即して從來の認可許可事項を根本的に整理せば恐らく其の數を三分の一にも五分の一にも減少し得べきと同時に、中央政府の管掌事項を道府縣に、道府縣のものを市町村へと移管し、能ふ限り自治權の擴充を圖るが至當であらならない。

或は之が爲に法規違反者の輩出を憂慮するものあらんも、そは罰則を設けて制裁を嚴にせば足りるのであり、又假りに從來よりは幾分の違反増加を示すとしても、全局より見れば百人中一人か、千人に數名の事に過ぎない。百分の一にも足らざる小數違反者を恐れて大多數の國民に繁雜極まる手數と時日を浪費せしむるは、既に普選時代に進める國民を蔑如するものである。斯かる状態を墨守するが故に例へば一箇の建築物の出願に數ヶ月の日子を要し、或は些々なる借家明渡し事件に往々數年を要するが如き忍苦を國民は覺悟せねばならぬのである。常識的には五分間にて解決することも御役所の手にかゝれば幾十日の手數を餘義なくされる。皆認可許可主義の餘弊である。裁判事件は慎重を要す



れども是れとて常識的に遣れば即決的のもの少からず、又民事々項中には自治體に移して差支なきものもあらう。若し司法關係の人員不足が事件遅延の眞原因なれば、最も直接的に國民の利害に緊切の影響ある此種の方面には人手を増して可なりである。整理は必ずしも人員の減少のみを意味せない。減すべきを減すると同時に増すべき必要あるものは之を増すが當然であり、それが行政の合理化、實生活化である。

かくして今日の認可許可主義を整理改革さへすれば、我中央及地方官廳事務は激減するに相違なく、随つて現在所要の經費は半額内外の限度にても足るべしとは官界の實情に精進する人々の共通の見解となつてゐる。或は此の種の整理改廢を行へば、それだけ官吏の失業者の増加すべきを懸念する論者もあらんが、官廳は決して失業救済所で無い。少數の官吏の爲めに多數國民の迷惑を措いて顧みざるが如き官僚主義の遺風は改めねばならぬ。

殊に吾々は別に産業五箇年計畫其他の方策に依り失業者の活用を圖り、餘剩人員を生産方面に誘導轉換せんとする用意を持つてゐるのである、故に浪人製造の虞はない。

繰り返し云ふが眞の整理は何よりも先づ認可許可主義の改善に在る。各省及局課廢合の如きは假りに之を半減すとも所詮二個の五合樹を一箇の一升樹に取換へるに異らない。多少の効果ありとしても其の中味は變らないのである。認可許可主義を整理する事に依つて事務簡捷、能率増進を圖るにあらずんば、何程の實績も期待し能はぬ。

尙所謂警察政治を改正し、殊に衛生醫事建築、土木等の事務を自治體に移すことは、是れ又國民一般の要望である。

### 第五節 政府事業の徹底的整理

最後に吾々は此際政府事業の徹底的整理について一言を加へたい。一體政府それ自身が民間の營利事業と類似する多くの機關を持ち、且つ多額の官有財産を所有するが如きは、特殊の例外を除き、原則として寧ろ矛盾であり不適當である。無論露國の如き政體は問題外であり、少くとも我國現實の要求としては可及的に政府事業の民營化又は官民合同企業組織に改むるが合理的である。而して政府は純然たる公益機關とし、民營的には成立し能はざるもの、若くは民營事業たらしむるを國家の不利と認むるものに限り其の施設を肯定さるべきである。何故に政府事業の民營化を妥當とするかは左記の事由を見れば直ちに理解される。

- (1) 民營事業が發達して國民經濟力が擴充される。
- (2) 生産能率が増進し資源の開発と利用が敏活有利となる。
- (3) 官民間に於ける事業競争の弊が排除される。
- (4) 財政上の負擔が軽くなり國債も減少する。
- (5) 此の資源をより效果的なる方面に活用される。

現在我國の官業及官有財産總額は八十億圓以上と計算されてゐるが、其の中の大部分は政府事業に屬するものであり、殊に特別會計所屬の

ものが頗る巨額を占めてゐる。それで既記の通り一般會計中の電話事業を始め、特別會計中の鐵道、製鐵所及製絨所等を民營及半官半民とし合同企業の形となすに於ては、民間の經濟界に著しく其の事業範圍を擴大し、それが又直ちに國民經濟を振興せしむる刺戟力となるのである。



し、民營的には成立し能はざるもの、若くは民營事業たらしむるを國家の不利と認むるものに限り其の施設を肯定さるべきである。何故に政府事業の民營化を妥當とするかは左記の事由を見れば直ちに理解される。

- (1) 民營事業が發達して國民經濟力が擴充される。
- (2) 生産能率が増進し資源の開発と利用が敏活有利となる。
- (3) 官民間に於ける事業競争の弊が排除される。
- (4) 財政上の負擔が軽くなり國債も減少する。
- (5) 此の資源をより効果的なる方面に活用される。

現在我國の官業及官有財産總額は八十億圓以上と計算されてゐるが、其の中の大部分は政府事業に屬するものであり、殊に特別會計所屬の

ものが頗る巨額を占めてゐる。それで既記の通り一般會計中の電話事業を始め、特別會計中の鐵道、製鐵所及製絨所等を民營及半官半民とし合同企業の形となすに於ては、民間の經濟界に著しく其の事業範圍を擴大し、それが又直ちに國民經濟を振興せしむる刺戟力となるのである。

由來我政府事業が如何に經營せられつゝあるかは、俗に所謂御役人の仕事といはるゝ國民の熟語が夙に證明してゐるのである。例へば比較的能率良き鐵道事業の如きも私設鐵道に於ては一哩當り従業員九人なるに對し、官設のそれは實に二十八人となつてゐる。勿論兩者の施設經營に種々の差異あるが爲めなれども、官營事業が民營と比較して高價なるは既明の定論である。況んや官營事業の爲めに、絶へず民業が壓迫されつゝあるのみならず、政府自身としても鐵道其他の爲めに年々公債の發行を必要とする。何れの點より觀察しても政府事業の整理は重要な急務であらねばならぬ。之を以て吾々は官業及官有財産を整理改革する事に依り國家の財政及國民經濟を有利にすると同時に、其の資源を運用して之を産業五箇年計畫其他の生産的方面に活かすの方策を主張するものである。斯くせば假令政府事業の或るものは徹廢又は縮小されても、其の従業員は民營に引繼がるゝのみならず、産業五箇年計畫其他の新施設に依り百萬の失業者も知識階級の未就職者もそれ〴〵適當の生業を獲得し能ふのである。これ豈一舉兩得、否、一舉數得の方策ではないか。(別章五箇年計畫の解説参照)


上來吾々は行政機構の全般的改革について概略の解説を加へたが、併しながら短日間に其の全部的實現を達成することは容易の業では無い。殊に之を政府部内の吏僚及與黨方面限りの調査審議に待つが如きは初めより不徹底を豫告すると異なる。蓋し現官に在る吏僚の手により現地位を動かすが如き改革案の實行を容易に期待し難きは寧ろ知れ切つたことである。又這般の改革を行ふ爲には幾多關係法律の改正を要するは勿論であり、單に勅令を以て當面を繕はんとするが如きは甚だ姑息であり不忠實である。堂々として議會を開き之を國民の輿論に問ふのが至當なるは言ふ迄もなく、又必要の場合は議會を解散して可否を國民の總意に決すべきである。

苛烈なる國民的苦難は益々擴大激化の趨勢を示し、其の實情に於て如何なる困難にも劣らざる未曾有の時難を訴へつゝある。此の非常時に方りて區々の彌縫手段に耽るは却つて國難を深刻化するを怖れざる罪惡的批政といはざるを得ない。其處には異常の覺悟と決斷とを要する。異常なる覺悟と決斷とは國民の要求に合致する根本的經濟と内外の實情に適應する積極的國策が無ければならない。

單なる赤字埋めの整理は退嬰的である、何等建設的價値を有しない。國民の切に要望する所は、此の國難を無策に傍觀し一時の責を遁れんとするが如き其の日暮しの政治では無くして、自主自立的なる建設的國策である。國政一新を基調とする制度法規及行政機構の全般的改革は此の建設的國策を達成し、此の空前の國難を打開する爲めの前進的及基礎的作業である。我黨の使命と任意とは日に益々重大性を加へつゝある。

……終り……





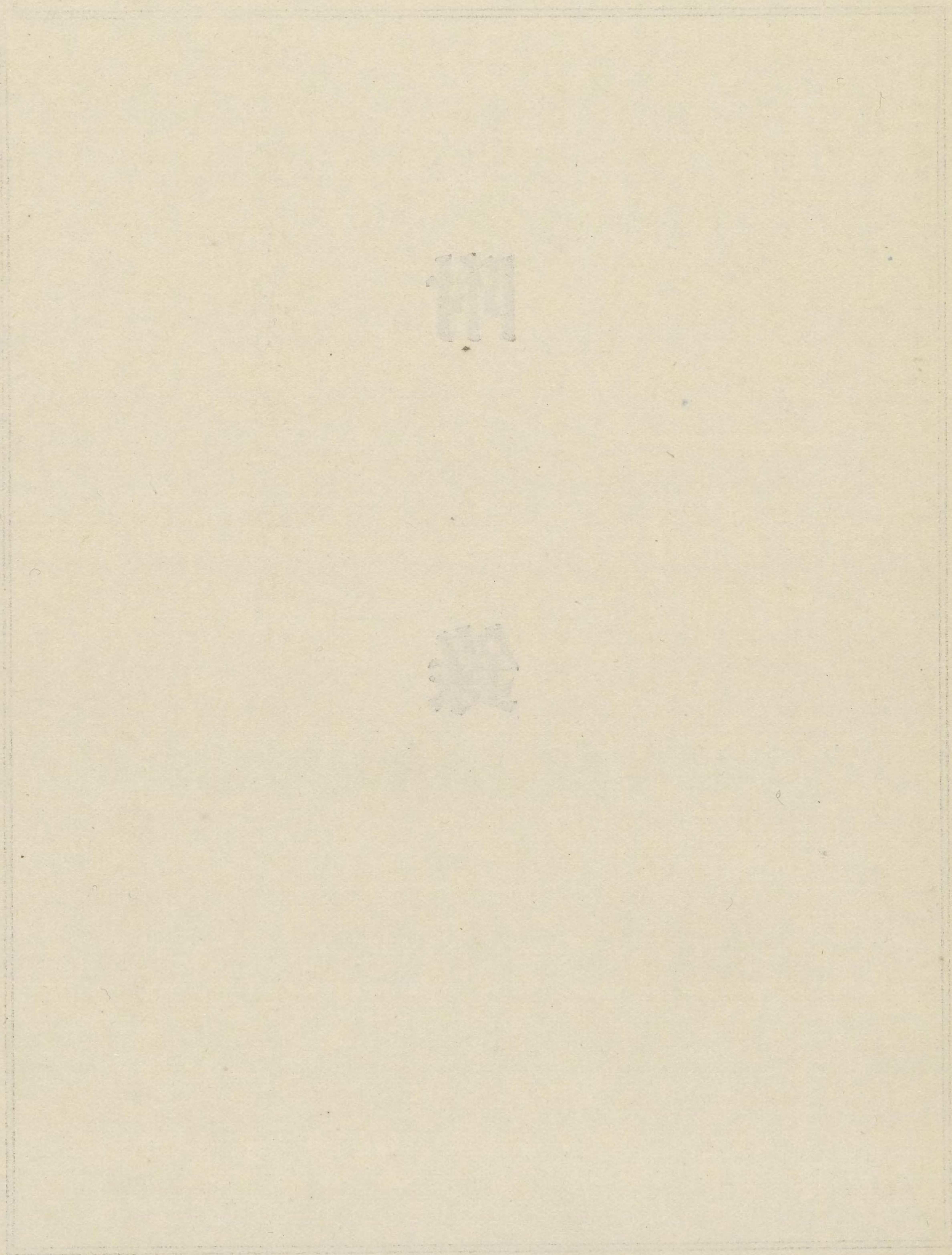


附

錄



經濟國策の提唱





# 經濟國策の提唱

山本条太郎述

## 第一章 總論政治の經濟化

### (一) 政治と國民生活

我が日本國民は現に深刻なる生活苦難時代に直面しつゝある。外部的には劇烈なる國際的經濟戰の壓迫を受け、内部的には物心兩面よりする幾多の重苦しき問題を抱へて之が解決に悩んでゐる。いはゆる三大國難の叫びは、必ずしも單なる最大級の形容詞としてのみ軽く聞き流すべからずして、其處には痛ましき國民心理の煩悶と焦燥とが、まさしくと打ち出されてゐると同時に、殆んど極度の行き詰りを告ぐる生活環境の現實相が、何等掩ふところなく人々の眼を射る。

然るに此の悲痛なる、併しながら極めて嚴肅なる事實に對して、我が國の政治は如何に働きかけつゝあるか。

政治の要諦は、如何なる場合にあつても、國民生活の安定と向上以外に絶無である。政治と國民生活との關係は絶對不可分であり、豎にも、横にも、因果的にも、實體的にも、斷じて切り離し能はざるのみならず、兩者の疎隔、反撥、背馳、激突等の如きは全然想像だに及ばざる絶對性を、政治それ自らに本質づけられてゐるのである。強意體には國民生活の安定と向上、それが即ち政治の全部であり、全目的、全使命、全効用であらねばならない。

それ故に、政治の基調が名實共に國民生活の安定と向上とに在る限り、不可抗力に由る天災地變の類を除く外、いはゆる國難を以て目すべき何等の事實も、本來は容認さるべき理は無いのである。然るに我が國の現實相は何人の眼にも知らるゝ通り、不安、不況、不景氣の嘆聲に取圍まれ其の前途未だ何等の光明をも認め能はぬ。それは即ち政治の基調が國民生活より遊離し、若くは之に背馳しつゝあるに拘はらず、尙その非を自覺してゐないことを極めて明瞭に證據立てゝゐるのである。換言せば、國家の政治が眞實の意義に於て、未だ國民生活の上に働か



かけてゐないからである。

勿論、いふところの國難は決して電光的に突發したものでなければ、颯風の襲來したもので無い。それには種々なる素因、遠因及近因もあり、その罪、その責任を問へば、歴代の爲政者を通じて一人も過怠の咎を免かれないのみならず、之を不用意に看過し來れる國民の總ても亦一半の責を負はねばならない——例へば現消極内閣は頻りに政友會内閣時代の施設を非難してゐるが、併し自ら顧みて大隈、加藤及若槻内閣時代の内治外交を正視せば、果して如何なる結論に到達するであらうか。その財政及經濟方策にせよ、對支及對米政策等にせよ、將た又苛烈なる黨派的行動にせよ、之を冷靜に客觀するならば、何人か獨り自ら賢なるを誇り得やう——併しながら吾々は徒らに過去を争ふよりも現在及將來の問題を重大視する。直前に差迫りつゝある國民生活の不安と痛苦、それは切實なる超黨派的事實であり、紛々たる歴史的論争に依つて解決され得る問題ではないのである。

## (二) 國難打開の鍵

凡そ時の古今を問はず、地の東西を論ぜず、政治の國民生活化を撥無し、若くは輕視するもの、手から、國運民命の伸展を實現し得たる事實は夢にだにその例あるを知らない。單なる抽象論としては如何に低級の政治家と雖も、口に國民生活の安定を力説せざるなく、心に一家の私慾を漁りながらも、尙表面には國利民福を強調するが常である。例へば舊き軍閥及官僚政治家の如きも、陽に善政を標榜し君澤の普遍化を高唱する點に於ては、敢て人後に落ちなかつたのである。

然れども國家の政治は決して支那式の美辭麗句に在るのでもなければ、繪畫の如き紙上の表現に期待さるべきもので無い。問題は國民大衆の實生活を如何に多幸にし、其の環境を如何に快適ならしむるかに在る。之を我が國の現實に徴していふならば、人口の過剰を嘆息せしめ、資源の貧弱を啣たしむることが、決して政治の國民生活化ではない。産業不振、商況沈滞、失業苦、就職難に困ぜしむることも、決して政治の國民生活化ではない。財政にせよ、外交にせよ、國防や教育にせよ、國民の實生活と懸け離れて、何の政治があり得やう。

政治の國民生活化、これを別の言葉に置き換ゆれば即ち政治の經濟化である。

從來我が國の政治は、寧ろ餘りに經濟意識と沒交渉、若くは稀薄なる關係の下に運行されつゝあつた。それ故に國防や、外交や、教育には比較的重きを置かれたが産業的には甚だしく立ち遅れてゐる。そして其の外交も將た又教育までが形式外觀に馳せ或は不必要の方向に横走りをしてゐる觀がある。かゝるは國民の經濟知見が未だ一般に普及せざりし爲めでもあり、明治初代の官僚政治家の爲に法科萬能主義の病根を植ゑつけられたことも亦主なる一因となつてゐる、其の結果として今日に於ても尙私經濟と公經濟とを混同し、或は生産經濟と消費經濟、國內經濟と國際經濟との別をすら見忘れてゐるものが甚だ稀ではなく、現に消費節約を呼號しつゝある民政黨内閣の如きも、其の最も顯著なる

一標型たらずとせない。既に各國は見る所の經濟的參謀本部や、國策としての産業統制機關の如きに至つては未だ全然議會の問題にすら上さ



從來我が國の政治は、寧ろ餘りに經濟意識と沒交渉、若くは稀薄なる關係の下に運行されつゝあつた。それ故に國防や、外交や、教育には比較的重きを置かれたが産業的には甚だしく立ち遅れてゐる。そして其の外交も將た又教育までが形式外觀に馳せ或は不必要の方向に横走りをしてゐる觀がある。かゝるは國民の經濟知見が未だ一般に普及せざりし爲めでもあり、明治初代の官僚政治家の爲に法科萬能主義の病根を植ゑつけられたことも亦主なる一因となつてゐる、其の結果として今日に於ても尙私經濟と公經濟とを混同し、或は生産經濟と消費經濟、國內經濟と國際經濟との別をすら見忘れてゐるものが甚だ稀ではなく、現に消費節約を呼號しつゝある民政黨内閣の如きも、其の最も顯著なる

一標型たらずとせない。既に各國は見る所の經濟的參謀本部や、國策としての産業統制機關の如きに至つては未だ全然議會の問題にすら上されてゐないのである。

政治の經濟化は、國民生活の全視野を包括する。随つて其の對象は決して産業や、通商や、ヨリ局部的なる金融關係等に限定せらるべきものではなく、廣き意味に於ては人類生活の全機構が悉く經濟化の對象たらねばならぬのである。例へば世に喧しき思想國難の如きも、實際的には單純なる道德問題ではなくて、生活意識の變遷動搖より生ずる心理的發現に外ならない。生活意識の變遷動搖は即ち國民經濟の推移又は缺陷に逼られ、若しくはその刺戟に示唆せられての波紋である、生活環境の不安は常に人心を陰鬱にし、險峻にし、思想惡化の導因たらしめる、故に外面的には極めて經濟關係に縁の遠い精神現象の如く眼に映出するにもせよ。まことは國民の實生活に禍ひの根を有するものであり、それが外部的衝動に摩擦せられて意外なる破綻を暴露するのである。此の意味に於て現代の思想國難は普通に考へらるゝが如き道德問題といはんよりは、寧ろ經濟國難のそれと同一母體に胎生せる不遇の雙生兒と見るが、ヨリ適切であらう。

換言せば現時の政治、現時の教育等々が眞實の國民經濟に基礎づけられざるが爲の餘殃である。随つて此の禍根を刈り取るべき努力も亦之を經濟問題として取扱ふことに依り、初めて核心に觸れるのである。いはゆる社會政策其他各般の問題も亦概ね然り。

こゝに吾々は確言する。今日我が國民が持ち悩みつゝある總ての問題は、何よりも先づ政治の經濟化に依つて解決の端緒を見出されなくてはならない。それが國難打開の鍵鑰である。

### (三) 國民經濟の建直し

顧みるに我が國明治以後の發展は世界の奇蹟と見らるゝまでに異常なる急轉歩を示した。それは如何なる懷疑論者と難も否定し能はざる事實であるにも關はず、何が故に現代の國民は息苦しき國難の巷に喘がなければならぬのであるか。一方には人文の輝かしき進歩、科學の發達、教育の普及、交通通信機關の整備、生活の向上を謳歌せられつゝ、他方には胸を壓する不景氣の嘆聲が都會から農村、山村へと暗澹たる夕闇の迫るが如く擴がりつゝある。そして人口の過剩、負擔の過重、資源の枯渇、生産の減退、失業苦、就職難、危險思想の傳播等、憂はしき惡夢に魘さるゝものゝ如く國民大衆の生活を震撼する。國運の發展が眞實ならば、いはゆる三大國難は嘘か、幻覺か。若しも此の國難、此の不景氣が眞實ならば、世界驚異の標的となりつゝある國運の發展は夢か將た机上のユートピアか。

否、それは二つながら毫も偽りなき實在である。然らば何が故に斯くも相反する兩面の現象が時と地を同じくして、而も同一の國民の頭上に展開するに至つたか。

この解説は容易の業ではないが、一言以て要を盡すとせば、其の根本原因、少くとも最も主なる理由は、即ち國民經濟の建て前が其の宜し



さを得てゐないからである。語を換ふれば公經濟と私經濟との關係に不調和なる缺陷があり、國內經濟と國際經濟との間に不均衡なる状態が持ち續けられてゐる結果として、其處に不健全なる畸形的現象が發生するのである。随つて此の事實が證明する所は矢張り我が國從來の政治が國民の實生活を基調として運用されてゐないといふことに、確乎たる裏書を與へる以外の何ものでもあり得ない。

斯くして政治の經濟化は、眼前に押し寄せつゝある國民的受難時代を突破すべき第一義的原理として、最早や議論の餘地を残さないまでに明白となつてゐる。同時に、それが明治以來久しく制度づけられ、或は傳統づけられたる舊型を脱却し改善して、新たに國民經濟の建直しを斷行せなければならぬことを、極めて嚴かに教訓し命令してゐるのである。從來の政治的機構、例へば、外交・國防・教育・法制・産業等に關する總ての處理方策に對し、精透なる再吟味を行ひ、之を國民の實生活に適合せしむべく改造する。刻下の國難は此の改造を要求し督促する警鐘であり、朝野の反省と注意とを國民經濟の建直しに集中せしむるが爲の撃柝である。

幸か、不幸か、最近我が國に行はれたる總選舉は、端なくも消極内閣の緊縮政策、消費節約主義に關し廣く一般國民の智見を刺戟する機會を與へた。それは言ふ迄もなく金解禁問題と關聯しての論戰を捲き起したのであるが、いふところの金解禁とは如何なる意義及性質を有するものか、其の國民經濟上に與ふる影響は如何か。又金解禁を前提としての緊縮政策に如何なる妥當價値を認識すべきや。精密にはなかくに理解し易からざる問題であり、一般國民が之に對して與へたる判斷の當否は暫らく措き、とにかく、朝野の政戰を經濟論に持ち來たし、世人の興味を喚起したことは、我が政治史上の一新記録たるを失はない。過去に於ける民權擴張運動や、藩閥打破、憲政擁護を主題とせる論戰から、此の種の問題に移つて來たといふ事實、それは意識的にせよ、無意識的にせよ、國民の實生活よりする時代の要求が、政治の經濟化に在ると同時に、國民經濟の建直しを期待して已まざる必然的趨勢を物語るものであらねばならぬ。

固より最近の總選舉に現はれたる國民の總意が、正確に經濟國策の轉換を意識しての結果なりや否やは寧ろ大なる疑問であり、眞實には隠されたる政權の威力、或は魅惑的宣傳、その他各種の事情や政略に欺かれて各人の理性を麻痺された事實がないとは何人が斷言し得やう。少くとも一般國民が生産經濟と消費經濟との差異を會得して居つたとせば、そして國內經濟と對外經濟との別を見忘れてゐなかつたとせば、緊縮内閣の消極的政策に對する總括的價値批判は、彼等が獲得せる票數と比較して著大の相違を示したであらうことを推斷せしめる。それだけ一般國民に把持せらるゝ經濟的智見は尙幼稚であり、混沌たる未開地の觀なしとせないのである。

それ故に吾々は益々奮つて政治の經濟化に努力し、國民經濟上の常識見を深めるべく精進しなければならぬ。それは聽て國民生活を多幸にし、國難を打開する基礎作業である。

#### (四) 迷路に踏込める經濟政策

率直にいへば我が國には未だ明確なる經濟國策が樹立されてゐない。抽象的、若しくは斷片的には善かれ、悪しかれ、それに類するものがない。併し我が國の國家經營の區軸として、如何なる根本方策ありやと問はば、尙ほ其の輪廓だに朦朧として見透かし得ない實情にある。



一般國民に把持せらるゝ、經濟的智見は尙幼稚であり、混沌たる未開地の觀なしとせないのである。それ故に吾々は益々奮つて政治の經濟化に努力し、國民經濟上の常識見を深めるべく精進しなければならぬ。それは聽て國民生活を多幸にし、國難を打開する基礎作業である。

#### (四) 迷路に踏込める經濟政策

率直にいへば我が國には未だ明確なる經濟國策が樹立されてゐない。抽象的、若しくは斷片的には善かれ、悪しかれ、それに類するものがない。併しながら國家經營の樞軸として、如何なる根本方策ありやと問はゞ、尙ほ其の輪廓だに朦朧として見透かし得ない實情にある。なるほど國民經濟の建直しに就いては、吾々の指摘を待たず、歐洲大戰後恰も流行性を帯ぶるもの、如く各方面の人々に依つて頻りに論出されてゐる。併しその具體的、實際的方策に至つては、甚だ遺憾ながら實は寥々晨星の如く稀であり、中には本末を顛倒し手段と目的とを見誤れるが如き錯覺的言論も少くは無いのである。

便宜上、再び例を目前現實の問題に取るならば、其處には所謂緊縮主義、消費節約を以て我が國民經濟を建直す基本的政策なりとする建て前が政治の主流となつてゐる。そして所謂金解禁を以て恰も國民生活安定の萬能藥の如く聲高らかに時の爲政者に依つて宣傳されてゐる。それは私經濟を對象とする臺所哲學として、又は鎖國時代の道德的說法として、古來屢々蒸し返されたる高踏の方策であるが、國民生活の實際よりいへば、消費と生産とは車の兩輪の如く不可分の關係に在る。消費なくんば生産なし。ヨリ良くヨリ安き生産は、ヨリ多くヨリ盛なる消費に依つて、増進の可能性を興へられるのであつて、米國今日の繁榮がフーヴァー、フォード等の經濟原理に負ふ所多きは既に世界幾千萬人の熟知する所である。いはゆる金解禁が國際經濟の通則として必然に行はれざるべからざることは、是れ又素より自明の理だが、しかし單に此の一事を實行したればとて、明日より直に國際貸借關係が有利に改善され、我が國民經濟を安定し優強にするといふ保證は何處からも約束づけられない。根本的には、我が國の對外輸出及對外活動に因る受取勘定が増加するにあらざる限り、國際貸借の改善も國民經濟の安定優強も唯だ描かれたる美酒佳肴に過ぎないのである。

然るに消極内閣は此の經濟原理、此の雙關的因果關係に眼を閉ぢて車の一輪だけを動かして、經濟國難を坂路を攀ぢ上らうとした。何等生産の増加を圖らず、又金解禁の善後策を持ち合はさず——それは各種の審議機關に依り、徐々に調査を進めて産業合理化、その他の施設に着手すといふのである。但し斯くの如き調査事業が果して如何なる實績を示すであらうかは、識慮ある人々が夙に十二分に豫知してゐる。否、其の調査會の成案に期待する事よりは、悲痛なる政策的破綻が既に現實的に續々として先行しつゝある——隨つて假りに其の緊縮、其の消費節約主義が國民に受け容れらるゝにもせよ、車は山に登らずして却て退轉する。即ち消費及生産の二つながら減退し、輸出も輸入も共に齊しく急落を餘儀なくされる。加ふるに金解禁の影響は各方面に種々の作用を起し益々財界を不況に導く。物價は下り坂に向つても、國民それ自らが所有する物資と所得とは一層急角度に低下する。銀行に遊資はあつても事業は興らない。其の成り行きは生産限定であり、操業短縮であり、従業員淘汰であり、失業群の續出であらねばならない。斯くして何が國際貸借の改善であり、何うして國民經濟の建直しを期待し能ふか、要するに現代の經濟法則を履き違へたる爲政者の錯覺、曾ては松平定信や、水野越前守等に依つて發想されたる悲劇的努力と同巧異曲のみ。それ故に緊縮主義の經文を誦しつゝ、絲價安定の爲に早くも數千萬圓の國庫補償を必要づけられ、又非募債主義を高唱しつゝ、失業救濟



對策の名の下に自家撞着の起債を餘儀なく承認せなければならぬ状態に追込まれてゐるではないか。

碎いていふならば現内閣が何を措きても先づ緊縮と節約を要制したるは一に唯だ公債價格の下落を防止せんとする主旨に出發するものと解せられる。それは政府の方針が異常なる熱情を以て所謂非募債主義に力瘤を注げる事實に照らし毫も疑ひの餘地は無い。さればこそ現に我が國が有する六十億の公債を敵視して宛然亡國的現象の如く強調してゐるのである。されど胸を冷やかにして活きたる世界の動きを大觀すとせよ。今日の經濟人が資源開發、産業振興等の有利なる事業を起し、或は之を運用するに方り、株式又は社債を募集すること無しに資本を集め得べき如何なる方法ありや、民間事業に於ける株式又は社債の募集は、國家公人の場合に於ける公債と其の本質に大差無し。故に公債そのものは決して恐るべきものでも無ければ忌むべきものでもないと同時に、非募債主義そのものに何の價値、何の誇りがあらう。問題は唯だ其の目的、其の使途が生産的なりや、否やに在るのみ、單なる臺所經濟、殊に一定額の月給取生活に在つては、假令如何なる性質、如何なる名義たるを問はず、借金政策を罪惡とし、不健全不妥當なる手段とも認められぬではない。併しながら有爲なる企業家が所要の資金を求むることは、學者が書籍を購ひ、農民が肥料を買ふと異ならない。消極内閣の非募債主義は——其の緊縮も、消費節約政策も——此の意味に於て一種の月給取經濟に囚はるゝものではないか。

それのみならず、現に見るが如き不景氣時代、國民經濟の萎縮を告げつゝある我が國に於ては、姑息なる緊縮沙汰よりも寧ろ大に生産事業の興隆に助勢するが緊切なる急務であらねばならない。輸出増加の爲にも、遊資活用の爲にも失業苦緩和の爲にも、有利なる事業を旺盛ならしめる。それが國民經濟建直しの一大要件である。假りに公債の増大を免れざるにもせよ、其の生産事業だに發展し、其の事業の繁榮に依て利益が増大すればよいのである。米國の富源は外債に依つて開發され、歐米大戰以前に於ては、巨額の借金國と見られたに拘はらず、今は世界第一の富強國となりつゝある。彼れは公債に依り、公債を運用して立派に成功せる活ける標本である。

吾々と雖も、或る意義、或る條件に於ての緊縮節約を絶對的に不可とするのではない。例へば行政整理を斷行して經費を緊縮する、國防及官業等を整理して財政を節約する、多年定論ある官府の繁文縟禮を簡省にし、法規形式の末端に拘泥しつゝある因襲的弊害を取除く、若しくは又例へば廣幅織物を奨勵し、米穀の砂磨りを禁じ、木材の濫費を戒める。要は冗を棄て煩を去り無駄を排除することに依つて、あらゆる方面に緊縮と節約との實を擧げる。此種の考案よりする政治的方策たるに於ては吾々もまた滿腔の賛意を表するに躊躇せない。然るに之を現内閣の主張に聞けば、敢て行政整理に切念するにあらず、國防及官業の縮小を急ぐにもあらざれば、其の緊縮と節約の爲め大に減税を行ひ國民の負擔を軽くすると決つてもゐない——曩に聲明せる十大政策中、却つて是等の政綱を曖昧にせるは何故か——而して政府それ自らの行ふ所は概ね一時的なる繰延べであり、財界不況による歳入減に餘儀なくせられて、已むなく帳尻を合はすの類に過ぎない。かゝるは眞の緊縮にも節約にもあらずして寧ろ徒らに人を惑はすの譏をすら免れないのである。そもく又國民大衆の多くが如何なる餘裕ありて現内閣の主張する

が如く收入以上の消費に耽つてゐるか。若しも現代國民に對して往昔の原始人の如く裸體穴居に甘んぜよと言ふならば、或は其處に消費節約の可能性もあり得やう、それで無い限り極めて少數の例外は別として、私經濟を對象とする教化總動員、生産經濟を無視せる緊縮と非募債主



に緊縮と節約との實を擧げる。此種の考案よりする政治的方策たるに於ては吾々もまた滿腔の賛意を表するに躊躇せない。然るに之を現内閣の主張に聞けば、敢て行政整理に切念するにあらず、國防及官業の縮小を急ぐにもあらざれば、其の緊縮と節約の爲め大に減税を行ひ國民の負擔を軽くすると決つてもゐない——曩に聲明せる十大政策中、却つて是等の政綱を曖昧にせるは何故か——而して政府それ自らの行ふ所は概ね一時的なる繰延べであり、財界不況による歳入減に餘儀なくせられて、已むなく帳面尻を合はすの類に過ぎない。かゝるは眞の緊縮にも節約にもあらずして寧ろ徒らに人を惑はすの譏をすら免れないのである。そもく又國民大衆の多くが如何なる餘裕ありて現内閣の主張する

が如く収入以上の消費に耽つてゐるか。若しも現代國民に對して往昔の原始人の如く裸體穴居に甘んぜよと言ふならば、或は其處に消費節約の可能性もあり得やう、それで無い限り極めて少數の例外は別として、私經濟を對象とする教化總動員、生産經濟を無視せる緊縮と非募債主義、深刻なる打撃を防止すべく未然に準備を整へざる金解禁、其の總てが履き違へられたる財政經濟の謬見を物語るものにあらずして何であらう。

而も其の結果は何うであるか。國民經濟を安定することの代りに、多くの犠牲者が街頭から、工場から、農村から、續々として吐き出される、稼ぐに職なくして空しく坐食し、或は縁者知友の助けに生き、或は借錢に一家の口を糊する、これこそ不經濟極まる消費であり損失ではないか。生産事業の積極的發展を前提とせざる金解禁も亦それと同様であり、現内閣が殆んど主力を注ぐかに言ひ囃さるゝ國際的貸借關係を改善することの代りに、輸入も輸出も激減し、工場は操業制限を協定し、農家は作物の下落を憂へて播種をためらひ、必要なる肥料すらも買控へる、それが何うして景氣回復の促進策と稱し得るか。國家の政策は單に既發の公債のみを對象とし、不自然なる人爲的手段に依つて之を保護することだけが全部であつてはならないのである。

### (五) 産業立國主義の建て前

若しも國家の經濟が、國民の實生活が、いはゆる自給自足に堪へ能ふべく約束づけられてゐるならば、そして自然の環境が無限の人口收容力を認容すべく恵まれてゐるならば、その範圍に於て消極主義の政策は可能であり得る。だが、それは食足らず、住足らず、地足らず、之を足らしむるが爲には人類に許されたる能力のあらん限りを發揮せざるべからざる立場に在る日本としては、思想的にも實際的にも、謎にも落語にもならざる全然見當違ひの政策である。假りに消極主義をして其の言ふがまゝに、欲するがまゝに實行せしむとせよ、而して假りに國民の全部が、消極主義者が吹く笛の音に追従して踊るとせよ、併しながら、食は天より降らず、服は地より湧かず、太平洋の水を干して住と地とを與へらるゝ時期は永久に來ないのである。國際貸借の改善が假りに絶對的眞理なりとしても、消極主義的政策に依つて不可能を可能に化する能はざるは自明の理である。それ故に積極主義に立脚する産業國策の確立と運用に依らざる限り、足らざるものを満たし、借りたるものを返し、及ばざるものを達成せしむる充足原理は、如何なる哲學者と雖も到底發見し能はぬのである。

一時的、局部的、政略的には如何なる時代に於ても種々の論、種々の見解が下され得る。例へば又我が國現時の經濟國難を以て世界的不況時代の影響に由るとし、極めて手輕に片づけるものがある。それも或る程度には事實に相違ない。併しながら一部の原因は決して全部の理由とならず、各國にはそれ／＼各自の特殊性がある。少くとも事の日本に關する限り他と異なる所は我が國が常に輸入超過國であるに對し、世界大戰後の歐米各國が極力産業復興に銳意し、關稅其の他の保護政策を勵行すると同時に大に農工生産の増加を圖り、競つて輸出の伸展に努力



せる事實を見忘れてはならない。我れは輸入國たるの地位に止まれども他は輸出に精進する。この場合齊しく不況と云ふと雖も其の性質は全然別であり、若しも手を空しくして他國の景氣回復を待望すべくんば、國家經濟の獨立性を如何せんとする。又他國の不況が今後尙ほ永年に亙るとせば何んとする。

或は更にいはゆる産業合理化の説に聞くとせよ、曰く企業の統制、曰く規格の統一、曰く製品の單純化、曰く科學的管理法等々、何れも其の趣旨に於ては教科書の文字と同様に善美であるが、そは敢て爲政者の發唱に待つまでもなく民間事業それ自らが當然に之を行ふべく、又行つてゐるのである。現に我が紡績事業の如きは世界各國の最尖端を歩むと認めらるゝ程に進んでゐるのであつて、初等經濟原理の綱目に掲ぐるが如き發想は決して政治上の新發見でも何でも無いのである。殊に非募債主義に釘づけられ、緊縮主義に強制せらるゝが如き合理化なるものは、其の事自體が姑息とも退嬰とも或は窮策とも見られ、其の政策價値の餘りにも局少なるを免れない。内に調整するの不可ならざるにもせよ、外に伸び大に發展成長せしむるの急務は一層切實であらねばならない。これ吾々が積極的産業立國主義を提唱する所以であつて、同じく合理化を是認すとしても、積極的政策に由ると消極的政策に依準するとは、恰も方向を異にする二箇の對角線を描くに異ならない。甲は積極的なるが故に合理化に依つて生ずる資源及勞力を他の生産事業の擴張に活用し得れども、乙は消極的なるを以て新事業の企劃を抑止し、失業群を街頭に投げ出すことになる。一は大量生産に由る原價切下げに依つて生産消費の兩面を有利にし、輸入防遏及輸出増進の機運を開導するに反し、他は生産制限其の他の退守的傾向に斜走するが故に輸出入共に減退する、かくては折角の合理化運動も、それが消極的政策の範圍に低迷する限り、一陽來復を告ぐる春の歌とは聞えずして、窮陰の野に咽ぶ哀歌の低調に接するの感を禁じ能はぬであらう。論より證據、消極内閣の緊縮主義に對して失望の嘆聲を發し、早くも政策の轉換を要求するものゝ續出しつゝある如き、蓋し其の反映といはざるを得ぬ——此の理、輸入超過即ち生産不足の實情の下に在りて所謂國產愛用を宣傳する場合に於ても同様の矛盾を免れない。

概約するに國民經濟の建直しは如何なる論理を以てしても、消極主義的であつてはならない。一方に緊縮、節約、非募債を標榜して他方に産業の發展、農山漁村の振興を説く、それは支離滅裂の論理である。然らざれば口に消極政策を唱へて心は正反對の政策に降伏するものである。正直には飽く迄も積極的であり進取的であらねばならない。大に産業を振興し助成することに依り總ての國民を活躍せしめ、六千萬の人口を生産的に利用し消化すること以外に有効なる方策はない。之を措きて國難の打開も景氣の回復も生活の安定も國際貸借の改善もあり能はぬのである。吾々の提唱する産業立國論は即ち此處に證據を置く。それが政治の經濟化を具體化する根本の基調であり指標である。

一部の論者はいふ、世界何れの國か産業立國たらざるものありやと。其の意、命題の平凡他奇なさを輕侮し冷殺せんとするのである。併しながら、現に我が國の政治は其の機構に於て、其の運用に於て、果して産業立國の實態を具備しつゝありと稱し得るであらうか、其處には各省割據の弊があり、内務・外務・文部・陸軍・海軍等々々、皆各自の領域を擴大するに銳意し、屢々所管争ひをすら演出して憚らざるが如き奇觀

を呈してゐるではないか。強いていへば農・商・兩省を以て産業中心の機關と看做し得べきも、そは唯内閣の一部であつて國政の樞軸を爲すものとは認められてゐない。それ故にこそ不急の事業も企てられ、經濟に沒交渉なる外交も看過され、産業的智能開發に効果乏しき形式教育も



る。正直には飽く迄も積極的であり進取的であらねばならない。大に産業を振興し助成することに依り總ての國民を活躍せしめ、六千萬の人口を生産的に利用し消化すること以外に有効なる方策はない。之を措きて國難の打開も景氣の回復も生活の安定も國際貸借の改善もあり能はぬのである。吾々の提唱する産業立國論は即ち此處に理據を置く。それが政治の經濟化を具體化する根本の基調であり指標である。

一部の論者はいふ、世界何れの國か産業立國たらざるものありやと。其の意、命題の平凡他奇なさを輕侮し冷殺せんとするのである。併しながら、現に我が國の政治は其の機構に於て、其の運用に於て、果して産業立國の實態を具備しつゝありと稱し得るであらうか、其處には各省割據の弊があり、内務・外務・文部・陸軍・海軍等々々、皆各自の領域を擴大するに銳意し、屢々所管争ひをすら演出して憚らざるが如き奇觀

を呈してゐるではないか。強いていへば農・商・兩省を以て産業中心の機關と看做し得べきも、そは唯内閣の一部であつて國政の樞軸を爲すものとは認められてゐない。それ故にこそ不急の事業も企てられ、經濟に沒交渉なる外交も看過され、産業的智能開發に効果乏しき形式教育もあるがまゝに傍觀されてゐるのである。又それ故にこそ國防の經濟化も未だ實現されず、封建道徳に類する消費節約や、生産公債をも蛇蝎視するが如き非募債主義すらが、政府の大方針として麗々しく打ち出されてゐるのである。方今世界各國を見渡して産業本位の政策を確持せざる國家無きは如何にも論者の言の如くである。然れども他國既に之を行ひつゝあるが故に我れに於て用なしとの論理は斷じて成立せず。少くとも我が國に在つては尙ほ未開拓の眞理である。眞理に新古の別なし。眞理は常に平凡にして奇抜ではない。まことは他國既に之を行ひ、之に成功しつゝあるが故に、日本は一層産業國家たらざるべからざる急務を痛感するのである。

國民生活の安定と向上とを究竟目的とする國家の政治は、必然に政治の經濟化を要求する。政治の經濟化は又必然に産業立國主義への動向を督促せずには措かない。國家政策の一大轉換を緊切とする所以である。

抽象的言論は何人も之を能くする、消極主義の建て前を固執する民政黨内閣と雖も、尙ほ國民經濟の建直しを揚言し、更生復興の夢を物語り得るのである。故に吾々はこゝに總論を端折りて具體策の考究に進まなければならぬ。



## 第二章 國策上に於ける人口問題

### (一) 人口問題の重要性

國家の政策は、如何なる場合、如何なる部に屬するを問はず、何よりも先づ國民生活の實態を綜合的全局的に通觀することに據つて先づ指標を見出し、その利害影響を考慮し、其處に是非得失、緩急輕重の認識を正確ならしめねばならない。それが同時に國難打開の根本策、國民經濟建直しの第一要件たるは言を俟たぬ。

専ら財政眼のみより觀たる國策、單に戰略眼のみに映出する經綸、それは假令一部分の眞理たり得るにもせよ、眞實國家政策としての妥當價值を有するや否やは必ずしも保證の限りでない。單なる外交眼、單なる教育眼、單なる法律眼等々よりする國策も亦然りである。斯くの如き専門的、技師的政策論は、それ自らに於て何程精を極め微を穿つとも、實際的には『樹を見て林を知らず』の類たらざるもの寧ろ稀である。我が國從來の政治は特に此の種の傾向を免れないのであつて、其の缺陷は眼界を世界の全面に注ぎ高所大局より客觀的に國民生活の實態を總觀する用意に疎なるの致す所といはねばならぬ——消極内閣の自ら誇りとする金解禁及消費節約の如きも、此の一適例たるは、現に國民の面前に暴露されつゝある政策的破綻が、之を一般に告知しつゝある——かゝるは明治以來屬僚政治に禍ひされたことも其の一因であり、他面には多年分科的教育に累せられたる餘弊の現はれでもある。

それ故に吾々は我が國策の基調と其の指標を見出す爲に、あらゆる局部的執心をかなぐり棄て、國民生活の實態を綜合的全局的に觀察することから出發しなければならぬ。

然らば何が國民生活の實態をあるがまゝに物語るか。それに付き、先づ吾々の視界に入るものは第一に人口、第二には國家の富力、國民の所得及財政等の各方面より觀たる國家經濟の狀態、第三は國際經濟に於ける日本の地位實情——主として貿易關係に表現する——假令一部分の人々は之を迂遠視するにもせよ、日本の現實相を誤りなく見直すことは効果的なるべき國策樹立の礎石的準備工事であらねばならない。

人口問題は、廣き見地より考察すれば、國民生活上の根本的命題として取扱はるべきものであり、隨つてそれは國策を按ずるものに取り、常に最初の出發點たるのみならず、最後の到達點でもある。故に如何なる政治經濟の問題と雖も——無論當面に切迫しつゝある失業問題や、社會政策的施設の如きも——此の基本的事實を見忘れての立言は、畢竟砂上の戲畫たるを免れない。強意體には國策の焦點であり、中樞であり、政治の全機構が、實は人口問題解決の爲に必要なる存在なりといつても敢て過言では無い。

一般に把持せらるゝ概念的智見よりいへば、我が國の人口は其の國土の狹隘なるに對比して、餘りに稠密に過ぎる。而も其の國土には天恵の資源が乏しく、食糧も衣料も建築材料も不足を告げつゝある。基本工業の主目たる鐵も、機械文明の第一要素たる燃料も、他國の供給に待



所得及財政等の各方面より觀たる國家經濟の狀態、第三は國際經濟に於ける日本の地位實情——主として貿易關係に表現する——假令一部の  
人々は之を迂遠視するにせよ、日本の現實相を誤りなく見直すことは効果的なるべき國策樹立の礎石的準備工事であらねばならない。

人口問題は、廣き見地より考察すれば、國民生活上の根本的命題として取扱はるべきものであり、隨つてそれは國策を按ずるものに取り、  
當に最初の出發點たるのみならず、最後の到達點でもある。故に如何なる政治經濟の問題と雖も——無論當面に切迫しつゝある失業問題や、  
社會政策的施設の如きも——此の基本的事實を見忘れての立言は、畢竟砂上の戲畫たるを免れない。強意體には國策の焦點であり、中樞であ  
り、政治の全機構が、實は人口問題解決の爲に必要な存在なりといつても敢て過言では無い。

一般に把持せらるゝ概念的智見よりいへば、我が國の人口は其の國土の狹隘なるに對比して、餘りに稠密に過ぎる。而も其の國土には天惠  
の資源が乏しく、食糧も衣料も建築材料も不足を告げつゝある。基本工業の主目たる鐵も、機械文明の第一要素たる燃料も、他國の供給に待  
たねばならない。其處に國民經濟の最大弱點があり、生活の苦難があり、輸入超過に由る國際貸借不均衡の原因があるといふ。それが即ち現  
在に於ける我が國民の常識見である。素樸なる常識は事實の真相を射る。吾々は此の概念的見解を嘘だとも誤りだとも言はないが、同時に  
吾々は人類の智能の進歩を確信する、科學の發達に由る自然界の開發と征服とに限りなき期待を繋ぐ。此の確信と期待とに立脚する吾々は決  
して我が國の將來を悲觀しない。少くとも今一たび總ての問題を根本的に見直し、再検討を試むべき必要あることを痛感する。

語を新たにすれば、果して我が國の人口は過剰か。資源は貧弱か。永久的に衣食住の缺乏を免れざるか。鐵及燃料等に不足するか。輸  
入超過國より輸出超過國に轉ずる方策なきか。若しその總てに對して、「然り、其の通り」と答ふるの外なしとせば、それこそ最早や絶望的  
である。如何なる緊縮主義も、如何なる消費節約政策も「無」を「有」に化することは出來ない。如何に金解禁を行ひ、如何に公債價格を高め  
如何に通貨を縮小し、如何に物價を低落せしむればとて、其の努力は唯だ運命に抗する映畫悲劇の連鎖たるに過ぎないのである。だが問題は  
其處に横はつてゐる。吾々の理解する限り、再吟味、再検討を経たる科學的實驗知識に信を置く限り、「否定」は「肯定」に、悲觀は樂觀に轉  
換する。否、斯く轉換せしむる爲の政治であり、國民知識の建直しであらねばならぬのである。人口問題以下、總ての問題を見直さるべか  
らざる急務は、此の新らしき意識に依つて要求される。

統計の示す所に據れば我が國の人口狀態は左の如くである。

### 帝國人口現勢

	(大正九年國勢調査)	(大正十四年國勢調査)
内地	五五、九六三、〇五三人	五九、七三六、八二二人
朝鮮	一七、二六四、一一九	一九、五二二、九四五
臺灣	三、六五五、三〇八	三、九九五、四〇八
樺太	一〇五、八九九	二〇三、七五四
計	七六、九八八、三七九	八三、四五六、九二九
外に關東州及び鐵道附屬地	九一九、五六八	一、〇五四、〇七四
南洋委任統治區域	五二、二二二	五六、二九四

即ち大正九年十月一日の國勢調査に於ける人口總數は約七千八百萬、同十四年に於ては約八千四百五十萬人である——隨つて五年後の今日  
に在ては總數に於て既に九千萬人を突破するであらう——更に我が内地に本籍を有する人口統計を見れば左表の如し。



内地在籍人口表

年次	總數	(當該年度に於ける一年間の増加實數)	(同上人口千人に對する増加率)
明治十五年	三六、七〇〇、〇七九人	三四一、一二四人	九・三八
同 廿五年	四一、〇八九、九四〇	三七一、二六三	九・一二
同 卅五年	四六、〇四一、七六八	五九五、三九九	一三・一〇
大正元年	五二、五二二、七五三	七六八、八一九	一四・八六
同 十年	五八、六九七、一三六	七七八、四六五	一三・四四
昭和元年	六三、〇〇六、五九五	九六一、九〇六	一五・五〇
同 二年	六三、八六二、五三八	八五五、九四三	一三・四〇
同 三年	六四、八二四、七九七	九六二、二五九	一四・八四

明治の初葉、三千萬と謳はれたる我が内地人口は昭和三年末に於て既に六千四百八十萬人を超えてゐるのである。そして毎一年の増加實數は近年九十萬人内外に上るの實勢に在るが故に、之を各植民地のそれと合算すれば今後十年ならずして總人口一億と稱せらるゝに至るべく、更に五十年の後に於ては、少くとも一億七千萬乃至二億に達せん程の趨勢を告げつゝある。

政治の第一義的要諦は即ち此の盛んなる人口を遺憾なく立ち働かすこと以外に在り能はぬ。換言せば如何に此の人口を活かし、意義ある生活を支らしむるか政治の全目的であらねばならぬ。

(二) 見出さるゝ教訓と指針

次に上表の現勢に面積との對照をも加へて歐米主要各國の状態と比較して見る。

主要各國人口及面積 (屬領及植民地を除く)

國別	面積(單位: 千方料)	人口(單位: 千人)	一方料の人口	調査年次	最近人口(千人) 増殖率(に付)
日本	三七八	五九、七三七	一五七人	一九二五年	一四・九
米合衆國	七、八三九	一〇五、七一	一三	一九二〇	九・二
英吉利	二四四	四二、七六九	一八七	一九二一	四・四
佛蘭西	五五一	四〇、七四四	七四	一九二六	一・六
獨逸	四七〇	六三、一七八	一三四	一九二五	六・四
埃地	八四	六、五三五	七八	一九二三	二・九
伊太利	三一一	三八、七五六	一二五	一九二一	一二・二

白 三〇 七、七八五 二五六 一九二六 五・二  
 和 三四 一四、六一八 二〇一 一九二〇 一二・八  
 西 二一、三五二 一四七、〇一三 七 一九二六 一六・〇



國名	面積(平方千)	人口(千人)	調査年次	増殖率(%)
日本	388	59,737	1925年	14.9
米合衆國	7,839	105,711	1920	9.2
英吉利	244	42,769	1921	4.4
佛蘭西	551	40,744	1926	1.6
獨逸	470	63,178	1925	6.4
澳地利	84	6,535	1923	2.9
伊太利	313	38,756	1921	12.2

支那	露西亞	和蘭	白耳義
11,081	21,352	34	30
331,000	147,013	14,618	7,785
(概算)	7	1,101	256
	1926	1920	1926
	160	128	52

上表中の最近人口増殖率は何れも一九二七年の調査、但し日本と和蘭の兩國は一九二六年度調査に係る。尙此の種統計は諸書計數に若干の差異あるも、大約を知れば足る。

右表を通観して何人の眼にも直に映出する事實は、

(一) 我が國の人口密度及人口増殖率が、その面積に比して著しく高いことである。單に計數上のみを就いていへば、日本の人口密度は白耳義、和蘭及英國よりも少いかに見ゆるが、英國は其本國以外に三千九十一萬六千方粒の屬領及植民地を持つて居り、白耳義も和蘭も共に二百萬方粒以上の領域を海外に擁してゐる。これに對して日本は鮮・臺・樺及南洋諸島の全部を加へても尙漸く三十三萬六千方粒の地を領してゐるに過ぎない、而も其處には既に多數の先住民がある。

(二) そのみならず、我が國の地勢は到る所山岳起伏して平坦の地に乏しく、其の耕作地域は全面積の七分の一に過ぎない。故に精密には我が國の人口密度は世界最高といふも誤れりとせぬ。

(三) 次に人口増殖率の示す所も、日本は露國に次ぎての多産國である。露國及米國の如きはそれ自らに廣大なる面積を占め、其の住民は現在尙一方粒に付き前者は七人、後者は十三人に過ぎざるを以て將來多々益々辨じ得べしと雖も、我が國の環境は大に異つてゐる。其處に國家政策上、極めて重大なる意義あるを見忘れてはならない。

上記の諸點は既に一般に熟知せらるゝ所であるが、しかし、それと同時に世人の注目を喚起すべき他の觀點がある。而しそれが一般の常識見よりは遙に重要な意義を有してゐるのである。即ち

(四) 前表に於て世界第一の人口密度を有する白耳義にせよ、和蘭にせよ、其の本國は日本よりも遙に狭小なる面積を與へられゐるに過ぎないにも拘はらず、如何にして其の國民生活を安定し確保しつゝあるかの事實問題である——英國の事は餘りに世に知れ渡つてゐるからこゝに省略する——此の解説は多方面より加へられ得るに相違ないが、就中其の主なる觀點は第一に白耳義が工業立國の建て前に依つて其の稠密なる人口を消化しつゝあること。第二に和蘭は東印度諸島其の他の植民地の資源を開發し利用することに依り、國民經濟を取り賄ひつゝあること。そして第三には此の兩國が共に國際中立國の立場に據り、國防上の負擔を免れ、或は最小限度の防備に甘んじてゐること。たとへ國家の環境は各國それ〴〵に差異あるにもせよ、少くとも此の三點は我が國今後の國策上に深き教訓又は暗示を與へる。

(五) 更に前掲十箇國の現勢を通覽して我が日本の状態と最も接近し匹似する獨逸に眼を注ぐ必要がある——獨逸の人口増殖率が甚だ低く



なつてゐるのは未だ大戦の影響を脱し能はざるが爲であつて、同國民在來の増殖力は和蘭や伊太利に劣るものではない。故に是れは近き將來に漸次回復されるであらう——然らば其の獨逸が所謂天文學的數字と稱せらるゝ程の巨額なる賠償金を背負はされ、商船・機關車等を奪ひ取られ、アルサス・ローレンを犠牲に供し、鐵・石炭の寶庫を失ひ、海外植民地の全部を分捕りせられ、國家國民を擧げて慘憺たる苦境に陥れるに拘はらず、豫想以上に逸早く其の國力を復興し、現に毎年十數億の償金を支拂ひて尙且つ更生の意氣物凄きものあるは如何なる靈能作用によるのであらうか。それは決して超自然的神秘でもなければ、隠されたる魔術の現はれでもない。科學的智能を極度に働かせる經濟國策、積極的産業發展主義の效果である。此の活きたる實例を見究むるならば、我が朝野の人々が人口の過剩を嘆息し、國際貸借關係の不均衡に悲鳴を放ち、姑息極まる消極的政策に囚はれ、徒らに不景氣を啣つことの如何に不甲斐なきかを自ら憫れず居られぬ筈である。少くとも戦敗の汚辱を嘗め丸裸の悲境に投ぜられたる獨逸國民と比較して、我が日本國民はどれだけ幸福なる地位に在るかを自覺しなければならぬ。

(六) 獨逸に次ぎて其の實態の稍々日本に近きは佛國と伊太利である、此の兩國共に日本に較ぶれば遙に廣き植民地を有し、殊に佛國の如きは九百五十萬方秆以上の屬領と百三十萬方餘秆の植民地に恵まれてゐる。然るに其の國勢未だ大に揚れりと言ひ難きは何故か。その原因は固より一にして足らざれども、植民政策の不振、殊に資源利用の能力を十二分に發揮せず、加ふるに國內農業の保守的なる工業生産の努力至らざることなど、夙に識者の指摘する所である。而して其の禍は極めて露骨に人口の上に現はれ、戦後頻りに増殖保護に激勵すと雖も、尙其の成績の微々たるは上表の示すが如くである。

前者に比すれば伊太利の復興は近時一步乃至數歩を先せんとするの觀を呈しつゝある。ムツソリニの鐵腕政治に關しては兎角の論があり、其の獨裁的壓力が現状のまゝに長く持ち續けられ得るであらうか否かは、列國の疑問となつてゐるが、併し、彼れが經濟國策——産業上では寧ろ不思議と思はれる程の自由主義的方針——は改造の潮に乗りて着々として押し進められてゐる。鐵道・電信・電話等は既に國有より民營に移され、其の農業政策は漸次面目を一新し、又水電・自動車・肥料其他工業及海運業等に對する組織的發展獎勵策の如きなか／＼に見るべきものがある。それが伊國民をして異常なる獨裁主義的政治に忍從せしめつゝある主因ともなつてゐるのであつて、こゝにも大に我が國朝野の反省を促すべき教訓が指示されてゐる。

以上は列國人口統計に就いて主要なる觀點を擧げたのであるが、就中精察を必要とするは、現に我が國に於て概念的に思惟せられつゝある其の常識見、即ち前記(一)、(二)、(三)の各項よりも(四)、(五)、(六)が示す所の實際的經驗に深く學ぶことであらねばならぬ。其處に人口問題解決上、最も重要な指針が、我が國爲政者の面前に提示されてゐるのであるから。



なか／＼に見るべきものがある。それが伊國民をして異常なる獨裁主義的政治に忍従せしめつゝある主因ともなつてゐるのであつて、こゝにも大に我が國朝野の反省を促すべき教訓が指示されてゐる。

以上は列國人口統計に就いて主要なる觀點を擧げたのであるが、就中精察を必要とするは、現に我が國に於て概念的に思惟せられつゝある其の常識見、即ち前記(一)、(二)、(三)の各項よりも(四)、(五)、(六)が示す所の實際的經驗に深く學ぶことであらねばならぬ。其處に人口問題解決上、最も重要な指針が、我が國爲政者の面前に提示されてゐるのであるから。

### (三) 移植民政策に就て

然るに茲に人口問題を考察するに方り、常に持ち出さるゝ二つの方策がある。其の一は移植民政策にして、他は所謂人口調節案である。

宗教的、哲學的及道德的世界觀より言ふならば、與へられたる地球の全部面は人類の共有物であり、協同作業場であらねばならぬ。素より白人限りの持ち物でもなければ、覇者強者の專擅場でもない。地上、海上、乃至空界と雖も、苟も人類を容る、餘地のあらん限りは、國家及民種の差異を問はず、公正且つ平等に開拓し利用すべき天賦の權能があり、あらねばならない。或る國民は狭き地域に詰め込まれて押すな／＼の生活を爲しつゝあるに拘はらず、他の國民は廣漠の原野を占めて造物主の恩恵を私しする。神の眼からは確に一大罪惡であるに相違ない。故に移植民政策は、それが可能なる範圍に於て絶對の權利であり、永久の眞理であると共に最も重要性を有するものたるは何等疑ひはない。

だが、理想と現實との間には、何時の世にも相當の距離があり、之に調和することよりは、却つて反撥的傾向を呈するやうな場合も屢々見受けられる。現に北米合衆國が廣大なる面積と豊饒の資源とを擁しつゝ、そして一方籽の人口僅に十三人といふ状態にありながら、其の面積二十分の一にも満たざる日本、其の人口に於て一方籽百五十七人の稠密さを有する我が國民の移住を肯んせずといふが如きは、たとへ如何なる理由に基くにもせよ、論理以外の當相である。この故に吾々は移植民政策の重要性を認識することに於て、敢て人に譲らずと雖も、同時に事實問題としての價值性を度外に置くことは出来ない。

吾々の斯く言ふは、次の數字を無視し能はぬからである。

#### 最近十年間の本邦移民

年次	移出許可數	歸國移民數	差引(△印は減)	(在外邦人送金額)
大正八年	一八、二四四人	一八、一一四人	一三〇人	二九、六四一圓
大正九年	一三、五四一	二〇、三七六	△六、八三五	三四、七〇六
同十年	一二、九四四	一八、七五五	△五、八一	三一、五二三
同十一年	一二、八七九	一四、九一二	△二、〇三三	二五、九七一
同十二年	八、八二五	一〇、七八四	△一、九五九	二五、八五一
同十三年	一三、〇九八	一二、五七九	五一九	二五、一一〇
同十四年	一〇、六九六	一三、九一八	△三、二二二	二五、四五三
昭和元年	一六、一八四	一四、五四九	一、六三五	二四、九四四
同二年	一八、〇四一	一四、七三五	三、三〇六	二四、四四〇
同三年	一九、八五〇	一五、〇〇四	四、八四六	二七、六一三

本表昭和三年度に於ける移出許可數の渡航先きは南米ブラジルの一萬二千〇二名を最多とし、次では比律賓への二千餘、ペルーへの千四百、加奈陀への千〇五十名、



露國へ八百七十、馬來半島へ四百二十、アルゼンチンへ三百八十、墨西哥へ三百五十、北米合衆國へ三百〇六、布哇へ二百六十五、濠洲へ二百七十名等其の主なるものである、又同上歸國移民数は北米合衆國よりの七千九百七十名を最多とし、次で布哇より三千八百、露國より一千五百、ブラジルより九百、加奈陀より五百八十名等其の主なるものである、此の事、特に留目を要す。

### 新領土に於ける内地人口數

	大正九年	昭和二年	差引増
朝鮮	三四六、四九六	四四四、八八一	九八、三八五
臺灣	一六四、三三五	二〇二、九九〇	三六、六五五
樺太	一〇三、七七五	二一九、〇一六	一一五、二四一
關東州	一八五、七一六	二二六、〇七六	五〇、三六〇
南洋	—	九、六七九	—

南洋在住内地人は大正十一年三千三百十人であつたが最近は一年約一千人内外の増加を示す。尙樺太及南洋の内地人中には鮮人臺灣人を含み。關東州の内地人中には朝鮮人を含む。

我が國の移民許可數は上表に明かなるが通り近年の最高記録一萬九千八百五十名に上ると雖も、同時に歸國移民も少からざるを以て、其の出入關係を差引けば、實數甚だ多しとはいへない——大正十年以後の數箇年は前表に示すが如く移出民よりも却つて歸國移民の方が多いのである——既に前に掲げし如く我が國の人口が年々九十萬人を超ゆるの實勢に在るに對し、僅々一、二萬程度の移民を以てしては、假令其の全部が海外に永住すとしても、人口問題の解決上、何程の効果あるかは、多言を費すまでもない。

もつとも我が國には別に臺灣・朝鮮・樺太及關東租借地並に南洋委任統治地域がある。で、此の方面に於ける内地人の出動狀況如何を一瞥することも當面の一要件に相違ない。

之を概算するに過去十箇年間に於ける上記各地域に於ける内地人の増加數は全部を合して約十五萬人餘、即ち平均一年に一萬五千人ばかりを増してゐるに過ぎない。

臺灣は領有後既に三十餘年を経たるに拘はらず、内地人の數は僅に二十萬餘人であり、樺太も亦二十四年の歳月を重ねて尙約二十二萬を算し得る程度に止まつてゐる。又我が國民が極力拓植を獎勵してゐる朝鮮に在つてすら、漸く四十四萬餘の内地移住者を計上し得るに過ぎずして、此の間に於ける鮮人労働者の内地渡來に却つて押され氣味である。此の情勢は更に關東州に於ても略々同様なるは上記統計に徴して推知し得やう。

斯くの如く過去多年の實驗より歸納し得る我が移植民の實績は寧ろ微々として振はずといふを妥當とする——此の状態は單に臺・鮮・樺太等に限らず、我が内地たる北海道に於てすら、明治の初年以來極力移住開墾を助成せるにも關はらず、現今一方里の人口密度は尙四百十三人

に止まり、之を内地總平均密度二千四百十三人と對照すれば、其の六分の一程度に達せるに過ぎない(大正十四年度の國勢調査に據る)——我が國民が移植民政策の對象として、果して効果的素質を有る民族なりや否や。假りに其の適應性をそれ自らには固有するにもせよ、其の性能を發現し得べき方策



臺灣は領有後既に三十餘年を経たるに拘はらず、内地人の數は僅に二十萬餘人であり、樺太も亦二十四年の歲月を重ねて尙約二十二萬を算し得る程度に止まつてゐる。又我が國民が極力拓植を奨励してゐる朝鮮に在つてすら、漸く四十四萬餘の内地移住者を計上し得るに過ぎずして、此の間に於ける鮮人勞働者の内地渡來に却つて押され氣味である。此の情勢は更に關東州に於ても略々同様なるは上記統計に徴して推知し得やう。

斯くの如く過去多年の實驗より歸納し得る我が移植民の實績は寧ろ微々として振はずといふを妥當とする——此の状態は單に臺・鮮・樺太等に限らず、我が内地たる北海道に於てすら、明治の初年以來極力移住開墾を助成せるにも關はらず、現今一方里の人口密度は尙四百十三人

に止まり、之を内地總平均密度二千四百十三人と對照すれば、其の六分の一程度に達せるに過ぎない(大正十四年度の國勢調査に據る)——我が國民が移植民政策の對象として、果して効果的素質を有る民族なりや否や。假りに其の適應性を自らには固有するにもせよ、其の性能を發現し得べき方策教養、制度等各種の條件に缺くるがため、恰も蠢々乎として東海猫額の地に押し込められつゝあるが如き状態を脱せざるものなるか。幾多の研究問題は確に其處に伏せられて居り、其の難關を打ち破ることが、如何なる宿命的苦難にも屈せざる國民の大事業であらねばならない。

總じて生活程度の高き國民をして、自國よりも程度低き地域に移住せしむることは、尋常一樣の手段を以てしては容易に成功を期し難きことであり、それだけに國家としても、國民それ自らにおいても、相當の方策と自覺とを要とする。然るに我が國民は現在如何なる移植民政策を持ち合はしてゐるか、對米移民問題は恰も泣寝入り同様の姿であり。假りに排日移民法が米國民の反省に依つて修正せらるゝ時機に達したとしてもそれは唯不合理極まる人種的差別主義の色彩を緩和するに過ぎずして、堅く閉ぢられつゝある彼れが鐵扉を開くといふのでは無い。別に濠洲や、加奈陀等の如きに於ても依然胸を披いて邦人の移住を迎へやうとはせず、而かも之に對して吾人の寡聞なる、我が外交方針が如何に働きかけつゝあるかを知る能はざる實情に在る。此の間、唯だ南米移民に對して若干の保護奨励を與へられてゐるだけであり、それは年々九十萬人にも上る人口増殖問題と對照せば殆んど百と一との差を見る心地する。詮じ詰むれば移植民問題は多年識者の關心事なるに關はず未だ確乎たる方策が樹立されてゐないではないか。

歴史を繙くまでもなく英國國民は如何にして濠洲を開拓したであらうか。又他の歐洲各國國民が兩米若しくは亞弗利加を開發するに方り如何なる政策が行はれたであらうか。必ずしも過去の事實だけでは無い。現代に於ても移植民政策に對する各國の努力を知らんと欲せば幾多の實例が直ちに指摘せられ得るのである。例へば英國が各自治領の利害に切念しつゝある如き、或は埃及・中・小亞細亞等の問題に深き關心を拂ひつゝある如き、何人も夙に熟知する所であらう。我が國にも曾て滿韓移民集中論を唱道せる外交家があつたが爾來政府並に一般國民は之に對して何程の熱意を注いだか。之を自然の推移に放任し、或は生活程度高き國民を驅つて生活程度低き地に進ましむることの至難なるは上述の如くである。殊に我が近域には賃銀低廉にして且つ勞働力に強き支那人があり、彼等は何等政府の保護なくとも群を作して滿蒙方面に移住し、其の數近年毎百萬に上ると稱せられてゐる。單に原始人類の移動を見送るが如き態度を以て成行きに放置するに於ては、其の結果は寧ろ知るべきのみである。今日の濠洲人、今日の加奈陀人は殆んど英本國より獨立せる自治者であるが、其の祖先は決して本國の保護なく指導なくして彼地の開拓に成功し得たのでは無い。

若しも移植民政策が全然無用であるといふならば、それは論外又は別箇の問題として取扱はるべき見解である。然れども人口問題の解決上或は國民經濟の發展上、此の政策の重要性を見失ふ能はずとする限り、既記の如く年々一萬人乃至二萬人程度の移植を以て足れりとすべからざるは語を俟たない。然らば其處に如何なる方策を見出し得べきかと必然に要求せらるゝ問題であらう。吾々は之が解答として差當つて先づ



國內移民の一事を擧げる。そは目前の具體案として何等他國の拘束を受くることなく直ちに實行に着手し得る事業である。即ち北海道、樺太は勿論、内地に於ても尙開墾の餘地ある方面に人民を移すべく十二分の奨励法を講ずることである。現に露西亞の如きは五箇年間に一千萬町歩の新農地を開拓する計畫を樹て、昨年度に於て既に百五十萬町歩を完了したと傳へられる。又富源廣大なる米國ですらソルトレーキ地方を始め、コロラド、ワシントン、オレゴン等十有餘州に互り國費を以て水利灌漑事業を開き耕地を取り擴げつゝある。更に加奈陀がアルバタ、マニトバ及サスカチオン等諸州に於て加奈陀鐵道會社をして巨資を投じ水利事業を行はしめつゝあることや、埃及に於けるナイル河の大堰堤工事の如き、印度に於けるイラワディ流域の拓植事業の如き、此の種の實例も決して乏しきを憂へないのである。同時にそれが失業問題解決の一策として効果的なるは改めて説明を要しないであらう。

次に夙に世に唱へられつゝある滿蒙及西伯利方面の開発に就ては事新らしく論及せずとしても、更に南洋方面の存在を見忘れてはならない。現在南洋諸島中には瓜哇を除きボルネオ、セレベス、ニューギニア等何れも尙殆んど未開の地域であり、就中ニューギニアの如きは將來最も有望視せらるゝ一つである。是等諸島の面積は英蘭兩ボルネオが約二十九萬方哩、セレベスが七萬二千方哩、英領ニューギニアが十六萬方哩、同蘭領が十五萬二千方哩。之を日本内地の十四萬八千方哩なると比すればボルネオ及ニューギニア共に我れに二倍し、而して其の人口密度は我が内地一平方哩に付き三九六なるに對しニューギニアは僅に三、英蘭ボルネオすら尙一二未滿である。故に適當なる方策を講じ、施すに途を以てしたならば少くとも二三千萬位の人口は收容さるべき餘地あるを疑はない。殊に比較的生活程度の低位に在る朝鮮人を先鋒とし其の勞働力と耐久性を善導したならば、彼等が現に滿洲及西伯利方面に流出すると同様、若しくはより以上に成功するであらうことを期待し得る。勿論内地人も齊しく移住を奨励すべきであり、それは單なる移民としてのみならず、産業開發、輸出増進、文化發展等の爲にも重大意義を有する事業である。姑息に遲疑する論者は此の種の計畫を以て或は空想と同一視すべけんも、曩にはハワイ島に十萬の邦人を送り、近くは南洋に委任統治を開始して以來既に六七千の疏球人はサイパン島に移り同地に安住しつゝあるのである。問題口國家の方策が宜しきを得るや否やに在りて、國民の智能技術又は志望に缺如するが故では無い。就中朝鮮人の如きは一層移住の好適地を見出すべく望みつゝある。

但し滿蒙にせよ西伯利にせよ、將た南洋にせよ、其の領土は外國に屬するが故に、それは當然に外交政策の運用に依らねばならない。外交の働さが因循事勿れ主義であり、消極的退嬰的、傍觀主義である限りは、如何なる發案計圖と雖も悉く互餅に歸する。外交の刷新は經濟國策の一大要件たらねばならない。同時に我が國民をして成るべく自由に、手輕に、海外に進出し得せしむべく方針の轉換と改善を圖るが急務であり、徒らに區々の繩墨を設けて渡航を抑制するが如き時代錯誤の舊風は速に一掃を必要とする。

之を約言するに從來の如き不徹底、否、殆んど無方針とも云ふべき移植民政策の認識價値は既に問題では無い。そは年々九十萬内外の人口増殖に對して僅に二萬人程度の出入に過ぎないからである。故に國家としては根本的に移植民政策そのものゝ大方針を確立し、積極的及徹底

的なる保護、指導及奨励を與へなければならぬ。之を忘り之に逡巡する時、國民自らが受取るべき結論は最早や明白ではないか、



但し滿蒙にせよ西伯利にせよ、將た南洋にせよ、其の領土は外國に屬するが故に、それは當然に外交政策の運用に依らねばならない。外交の働きが因循事勿れ主義であり、消極的退嬰的、傍觀主義である限りは、如何なる發案計圖と雖も悉く瓦餅に歸する。外交の刷新は經濟國策の一大要件たらねばならない。同時に我が國民をして成るべく自由に、手輕に、海外に進出し得せしむべく方針の轉換と改善を圖るが急務であり、徒らに區々の繩墨を設けて渡航を抑制するが如き時代錯誤の舊風は速に一掃を必要とする。

之を約言するに從來の如き不徹底、否、殆んど無方針とも云ふべき移民政策の認識價值は既に問題では無い。そは年々九十萬内外の人口増殖に對して僅に二萬人程度の出入に過ぎないからである。故に國家としては根本的に移民政策そのもの、大方針を確立し、積極的及徹底

的なる保護、指導及獎勵を與へなければならぬ。之を怠り之に逡巡する時、國民自らが受取るべき結論は最早や明白ではないか。

#### (四) 合理的解決策

上來説述する所に依り、人口問題解決策としての移民政策が、現在に於て如何なる状態の下にあるかは既に明瞭と信ずる。隨て問題は再び還元する。我が國の人口及其の増殖率が、自ら有する土地面積に對比して世界最高度の實態を呈し、既に飽和點を破り、或は將に破らんとするが如き境地に在るを如何にすべきか。これか解決案は今後の移民政策に待つの外なきか、それとも世に所謂人口調節法を採用するが妥當か。

問題は嚴肅であり、國策の中樞、國民生活の根柢を衝く。いはゆる國難の別語は國民の生活難であり、國民の生活難は活動に堪へ得る總ての國民が、適當なる業務勞役に依り、必要なる糧を求め能はぬからである。若し總ての國民がこの業務勞役に依り生活の資源を得るならば、たとへ幾億萬の多數と雖も、其處に人口過剰の嘆きはない筈であり、生活に餘裕あらば國家的にも社會的にも誼はしき問題はなくなる。此の意味に於て、可憐なる兒童の學校入學難から、長じて後の就職難、不景氣、失業苦、思想動搖、あらゆる不安と不平とは人口問題と表裏因果の關係を有する問題である。

翻つて廣き視野より俯瞰すれば、其處には我が日本よりもヨリ不幸なる、ヨリ艱難多き國民が少くない。而も其の不幸にめげず、其の艱難に退嬰せず、これに打勝つべく精進して倦まざる國民の前には失望と悲觀とが無い。唯だ孜孜として運命の打開に奮闘し、そして着々として改造復活の事業に希望の瞳を輝かしつゝある——前に舉示せる白耳義及獨逸等の例を今一たび回顧するが、——神は決して生を奪はず、地球の面積には限りあれども、人類の叡智能力には無限の發展性が天賦づけられてゐる。問題は唯だ之を自覺し活用するか否かにあるのみ。積極的に活用するものは祝福せられ、消極的に因循遲疑するものは神に見放されるだけである。

それ故に人口問題解決の鍵は必ずしも其の土地、其の面積、其の人口密度、其の繁殖力に在るのではない。結局は人間それ自らの能力問題である。國民それ自らが其の人口を利用し消化し得る能力を持つか否かの問題である。移民政策が必ずしも人口問題解決の唯一手段でない。曾て米國に多數の移民を送りたる獨逸は自國工業の發達に依り、後に至つて却つて人力の缺乏を感じ其の移民を呼び還したことがある。又いはゆる人口調節の如きは、或る特殊の場合、即ち例へば遺傳性惡疾患者の如きを除くの外、生物自然の機構と性能を破壊し、若しくは之を忌避抑塞することに依り、何等祝福せらるべき理由あるを知らない。若しも或る國家が人口の過剰を持て餘すならば、それは其の國家の政策が、國民の能力が、未だ必要なる程度に發揮されてゐないが爲の結果であり、若し亦子孫の多量生産に憚む國民があるならば、それは又國家の施設が、社會共同生活の擁護が人命を尊重する程度にまで完備されてゐない證據である。



更言するに、總ては國家の大方針、特に國民經濟の建て前如何に依つて如何様にも清算し決濟される。故に我が國に於ける人口問題の解決は、其の全部的責任を經濟國策の上に投げかける、眞實に有効且つ有意義なる移植民政策も勿論其の一部面に外ならない。而してそれは當然に政治の經濟化を促すと共に積極的なる産業立國主義を要求する、産業の興隆發展する所、國民經濟の充實増進する所、人口過剰の憂苦は自然に消散する。



## 第三章 國家及國民經濟の實態

### (一) 日本の國富より

我が國民の生活態が、如何に在るかの綜合觀は、前章の人口狀態に次ぎて、國家及國民經濟の實情に眼を注がしめる。之が爲には國富及國民所得並に經濟財政關係等の各方面に互り、客觀的檢討を加ふるの必要を告げる。それは國民の生活環境と生活機能とを如實に反映する意味に於て、假令全部的と言ふ能はざるも、其の主要狀態を寫象せる見取圖たるを疑はない。

元來國富及國民所得に關する調査は、各國それ〴〵國情を異にし、制度的にも、經濟的にも、其の他各般の方面に於て一律に推計し難き實狀に在るを以て精密には殆んど不可能なる事業である——蓋し如何なる統計と雖も神ならざる限り精密には絶對の正確を期し得ないのであつて、此の見地よりいへば總ての數字は大體の概念を把握する爲の資料に外ならない——それ故に吾々は専門學者の領域に深入りするよりは、當面所要の輪廓を知るを以て足れりとしなければならぬ。

先づ我が内閣統計局の調査に係る日本の國富總額を一目するに、

年次	日本國富總額(百萬圓)	國民一人當
大正二年末	三二、〇四三	六〇〇圓
同 八年末	八六、〇七七	一、五三〇
同 十三年末	一〇二、三四二	一、七三二

右掲の總額中、其の主目を略示すれば右掲左表の通り、

種目	大正二年末	同 八年末	同 十三年末
土地	一三、七九五	三三、〇八五	三三、二四七
山地	一、四六八	六、四一二	三、五二三
湖川及港灣	二、七六七	四、五九六	五、一五八
樹木	一、七六〇	四、五三三	一、七四六
建築物	二、六三一	八、五六〇	一六、三二六
家具及家財	一、五六六	四、四二三	九、六八三
製造工業機械	三九九	一、一〇二	一、九八七



鐵道及軌道	二九九	一、一一〇	三、五四四
船舶	四七一	一、一八一	三二〇
農産品	九九四	三、六二四	一三、三一〇
工業品	七四七	二、六三〇	二、三一〇
金銀貨幣及地金	七四六	二、三六〇	一、八二三
各省財産	二、一一六	一、五四八	六、四八三

概算して我が國富總額は、大正二年歐洲大戰前の財界不況時代より約三倍となつてゐる。殊に大正八年好景氣の最高潮に達せる前後に於て躍進的趨勢を示した——但し此の間に於ける物價價格の變動を見落してはならぬ。尙大正十三年以後の變遷狀態に關しては未だ詳細なる計數を得るに至らない——此の中に於て如何なる種目が増進又は減退せるかに留目せば、蓋し興味津津たるものがあらう。

次に之を主要列國の國富と對照する。

國別	國富總額	人口一人當	推計者	年次
日本	一〇二、三四二(百萬圓)	一、七三一圓	內閣統計局	一九二四
英吉利	二三六、三三〇	五、二四七	ジイニ	一九二五
米合衆國	七六二、三五六	六、六〇七	同	同
佛蘭西	一〇三、五二〇	二、五四九	同	同
獨逸	七一、六一四	一、一五四	ヘルフェリツヒ	一九二二
伊太利	四四、七三三	一、一一七	ジイニ	一九二五
加奈陀	四四、三二三	四、九五八	ユイツ	一九二二
白耳義	二三、〇七一	二、九五三	ジイニ	一九二五
和蘭	一八、五七〇	二、六二〇	ムイデイ	一九二二
澳洲	一九、四三六	三、四五〇	同	同
瑞西	九、一六〇	二、三五四	同	同
丁抹	五、〇〇〇	一、七六〇	ジイニ	同

表中、獨逸の推計は他と比較して過度に少額となつてゐるが、それは推計上の差異と、同國戰後の最も悲境時代にあつたことも主なる一事由である。之に反して日本の評價は寧ろ決して低しとは言はれない。

單に國富總額よりいへば、日本は前記各國中第四位に立ちつゝあれど、之を人口一人當りに割れば其の實極めて低位に在ることが判明する。即ちそれだけ、國民生活の苦難が想像されるのである。

(二) 我が國民所得より



表中、獨逸の推計は他と比較して過度に少額となつてゐるが、それは推計上の差異と、同國戦後の最も悲境時代にあつたことも主なる一事由である。之に反して日本の評價は寧ろ決して低しとは言はれない。

單に國富總額よりいへば、日本は前記各國中第四位に立ちつゝあれど、之を人口一人當りに割れば其の實極めて低位に在ることが判明する。即ちそれだけ、國民生活の苦難が想像されるのである。

## (二) 我が國民所得より

轉じて我が國民の所得を一瞥する。

日本の國民所得 (單位百萬圓)

年次	所得總額	增加指數
明治二十年	二二三	一〇〇・〇
同三十年	四二九	一八三・七
同四十年	一、五三二	六五六・二
大正元年	二、二四六	九六二・二
同五年	二、三六三	一、〇二二・二
同十年	一〇、六八八	四、五七七・五
同十四年	一三、三三二	五、七三一・三

數字的には過去約四十年間に於て、國民所得額は實に五十七倍餘に増してゐるが、併しこゝにも人口増加物價及支出關係(國費及地方費の負擔を始め生活の向上に伴ふ經費増加等)を考慮しなければならぬ。それで國富對照の例に隨ひ左に六大國民所得表を掲げる。

國別	國民所得	人口一人當	推計者	年次
日本	一二、八八三(百萬圓)	二一八圓	內閣統計局	一九二四
英吉利	四三、八三一	九七七	ボウレイ及スタンプ	一九二四
米合衆國	一四二、五一八	一、二七二	シツラス	同
佛蘭西	二一、九〇七	五四九	同	同
獨逸	二四、九八七	三九八	ロゴウスキー	同
伊太利	一〇、三五二	二六〇	シツラス	同

日本の分は對照に便するため、大正十三年度の國民所得額を擧ぐ。

即ち國民所得額は必ずしも國富總額の多少と一致せず、殊に日本の國民所得額は過去半世紀未滿にして五十七倍したりとはいへ、實質的には尙甚だ少く、其の人口一人當りに至つては、六大國中の最低位に在ることを見遁してはならない。言ひ換ふれば、日本は其の國富を開發し又は利用する點に於て、未だ六大國の何れにも智能乃至努力の及ばざるを提示してゐるのである。

實をいへば上記の國富總額にせよ、國民所得にせよ、我が內閣統計局の調査は他の諸國に比して寧ろ甚だ甘さに過ぐるやに推せらるゝのみならず、英・佛・獨・伊の何れもが、該調査年度以後の數年間に於て著しく國力を回復しつゝある。就中獨逸の如きは殆んど面目を一新し、伊太利も亦大いに復興の實績を認めしむるに充分である。これに反して日本は最近數年來殊に昨年以後其の國富及所得を減ずること少からず



して若し嚴密に其の評價を行ふ時は、國富總額の如き、恐らく前表の數字より二割乃至三割の減退を免れぬであらう。

且つ我が内閣統計局は國民所得額を算出するに方り、人的所得なりと稱し、普通にいふ所の物的生産所得とは別の推計を用ひつゝある。故に世上我が統計局の調査を信ずるに足らずとし、別に農商兩省の生産統計及海陸交通運輸の收入等を精算して、我が國民の所得總額は七十億乃至八十億圓に止まるとの説が他方面より發表されてゐる。此の推計に隨へば、我が國民一人當りの所得は前表よりも更に約四割を減少して僅に一百三十餘圓となり、日本以外の五大國中、最も所得少き伊太利と比較するも、尙漸く其の半額に達するに過ぎない。米國民に比すれば約十分の一、英國民に對しては七分の半佛國のそれと對照しても彼れが四分の一未滿の所得しか無いのである。何れにもせよ、我が國民所得が主要列國中、最少にして貧弱なるは掩ふべからざる事實といはねばならない。

斯く國民所得の貧弱なることは、抑々何を意味するか。國家の武力は如何に強剛なるにもせよ、國民の經濟力が薄弱であつては、決して幸福とはいへない。否、國民生活の痛苦不安は悉く其の所得の少きより生ずる悲曲である。國民の所得が、其の人口を養ふに事缺かずとしたならば、所謂人口過剩問題も起らなければ、思想の惡化も、財界の不景氣も脅威性を與へずに濟むであらう。故に國家の政策は、何を措きても國民所得の増進に全努力を傾倒すべく差向けられねばならない。それは即ち政治の經濟化、産業爲本主義の開立以外に、何等方策はあり能はぬのである。

### (三) 國費の負擔より

既に國富及國民所得を概観し、就中其の國民所得の極めて貧弱なるに對して國民が負ふ所の國費は何うか請ふ左表を見よ。

國別	國費總額		
	行政費	軍事費	國債費
日本	九三三 五五%	四八六 二八%	二八九 一七%
英吉利	二、七〇三 三六%	一、一〇〇 一五%	三、六〇〇 四九%
米合衆國	三、一七二 四四%	一、五三二 二一%	二、四三〇 二二%
佛蘭西	四、五八八 二八%	三、二八二 一九%	八、五五五 五三%
獨逸	四、〇九四 八八%	三三七 七%	二三一 五%
伊太利	三、五三二 五〇%	一、七一一 二四%	一、七九一 二六%

六大國々費割合 (單位百萬圓、一九二八年度の現計、%は國費總額に對する百分率を示す)

一見して直ちに分明なる事實は第一に日本の軍事費が其の國費總額と對照して六大國中最高比率を示してゐることである。第二には其の行政費が國費の過半を占むることにて、亦列國と趣きを異にしてゐる點である——獨逸の制度は他と異り其の國費の約半額は地方交附金及賠



米合衆國	七、一三五	三、一七二	一、五三二	二、四三〇
佛蘭西	一六、四二六	四、五八八	三、二八二	八、五五五
獨逸	四、六二二	四、〇九四	一九九	五三三
伊太利	七、〇三四	三、五三二	三三七	二三一
		五〇%	七%	五%
			一、七七一	一、七九一
			二四%	二六%

一見して直ちに分明なる事實は第一に日本の軍事費が其の國費總額と對照して六大國中最高比率を示してゐることである。第二には其の行政費が國費の過半を占むることにて、亦列國と趣きを異にしてゐる點である——獨逸の制度は他と異り其の國費の約半額は地方交付金及賠償支拂金なるを以て之を識別するを要す——それで第一の軍事費に就いては現に我が國朝野の間に種々の論があり。就中陸軍の縮少、其の經濟化に關する輿論の要求は益々高まりつゝある(後章參照)。第二の行政費に關しては其の内容多岐多様に互るを以て、細かには一々其の支出用途を検討し、取捨増減を必要とすべきも、概括的には矢張り節約の急務を感ぜしめる。其處に行政・財政・稅制等諸制度の根本的整理、國民負擔の輕減、無駄排除の要求が合理づけられる。

尙ほ一步を進めて言ふならば、上記の國費は單に中央政府の一般會計を擧げただけであつて、其處には別に特別會計に屬するもの約十八億圓(一般會計との重複を除き)があり、更に地方財政所屬の道府縣及市町村費負擔も十五億圓に上る。それでは是等各會計を合すれば國民の公費負擔は實に一戸當り四百圓、一人當り八十圓にもなるのである。假りに我が國民所得が内閣統計局の推計の如く一人當り二百十八圓となるにもせよ、又其の所得増進率が既往半世紀間に幾十倍せるにもせよ、其の中より如上八十圓の負擔を差引く時は、其の殘額は僅に百四十圓内外に止まるのである。そして國民所得の四割近くも公課に懸けてゐることになるのである。

事實斯くの如くにして國民の生活が多幸であり裕福であり得やうことは、如何なる樂觀者流と雖も恐らく考へ及ばぬ筈であらう——此の計算の中から、特別會計の分を除いたとしても國民一人當りの負擔は五十餘圓に上り、其の所得額の二割五分近くになる——現に所得稅、營業收益稅、地租關稅等國稅に由る負擔だけでも一人當り十五圓餘、同各種地方稅が同じく十一圓餘、合計二十六圓餘は直接的に賦課せられてゐるではないか。屢々減稅問題の起るは之が爲であり。富の分配に關する社會的及經濟的難問題が、勞資關係其他種々の形を採りて發生し來るも亦畢竟は國民所得の小額にして生活の辛酸多きに起因する。

但し若しも斯くの如き公課負擔が、主として生産的方面に投ぜられつゝあるものとせば、それは一時的犠牲として忍び能はぬことでは無い。其の結果としては國民所得額が直ちに現實に増進するに相違ないからである。然るに我が國のそれが如何に在るか上掲の國費割合が既に之を表明してゐる。勿論、其の行政費中には各種の生産費——産業の獎勵、保護及助成費等——を含んで居り、大まかには全部の國費が直接又は間接の意味に於て生産的性質を帯びざるなしと言ひ得ぬでもない。例へば軍備も外交も産業及通商保護の爲であるといへば言ひ得る。警察も司法も亦何等かの關係に於て、生産的事業に必要な働きを爲しつゝあるは言ふ迄もない。併しながら斯かるは普通に言ふ所の生産事業とは全く異なる。

試みに我が國費に就きて各省別内譯を見る。

(參考の爲に大正二年度の歲計及歲入表を附載す)



歳出入一覽 (一般會計、單位百萬圓)

歳出	大正二年		昭和四年		歳入	大正二年		昭和四年	
	出	計	出	計		入	計	入	計
外務省	七		二一		租稅	三六九		八九二	
内務省	五三		二二〇		印稅收入	三一		八六	
大藏省	一九九		三六三		營業及官有財産收入	一四九		四八九	
陸軍省	九五		二三五		其他	二六		三二	
海軍省	九六		二六九		計	五七五		一、四九九	
司法省	一三		三七		臨時部				
文部省	一一		一四六		公債金	一三		九一	
農林省	一七		六三		前年度剩餘金	九四		八二	
商工省	一三		一三		其他	四一		八一	
逓信省	七七		三六三		計	一四六		二五四	
拓務省	—		三五		合計	七二二		一、七五三	
合計 (皇室費共)	五七四		一、七七三						

上表中大正二年は決算、昭和四年は田中内閣の公布豫算(四捨五入)。以て過去十六年間に於ける國費の増加を見るべし。此の間特別會計、殊に地方費は一層急激の膨脹を示した。

大正二年度に於て五億七千萬圓の歳出が、昭和四年には三倍以上に増加して十七億七千萬圓にも上つたが、さて此の中に直接産業統理を任務とする農林及商工省の經費は其の總額の幾割を占めてゐるか。大正二年に在つては僅に一千六百萬圓、歳出總額の約三分五厘であり、昭和四年に於ても兩省合して七千五百萬圓、即ち歳出總額の四分五厘程度に過ぎない。之を以て陸海軍、大藏及内務等のそれと對照せよ。又文部省の經費が此の十餘年間に十數倍せるを見よ——但し昭和四年の逓信省費三億六千萬圓中には一億三千萬圓の恩給費が含まれてゐる——我が國費が如何に軍事に重く、そして又直接生産事業に接觸せざる行政上の事務費用に多額の支出を爲しつゝあるかは、上表に依つても略々想像せられ得るであらう。例へていへば、政府事業の全部が産業發展の要素若くは助成機關であるにもせよ、假りに十七億の總歳出より先づ國防費五億を天引きし、次いで恩給の一億三千萬、國債費の二億八千萬、教育費の一億四千萬を控除し、そして更に各省諸官吏の俸給、給料、旅費及手當四億一千萬圓を差引けば何程の金額が後に残るか、而して其の殘額中の幾割が直接生産事業關係費目として抽出さるべき實質を包含するであらうか(昭和四年度總豫算に現はれたる項以上の事業費は外務、内務、農商遞の各省を通じて約一億四千萬圓のみ。又假りに水道、港灣其の他の補助、獎勵、保護及研究費目等の全部を合算しても約一億一千七百圓に過ぎない)。

豫算の建て前既に斯くの如くである。故に其處には國民負擔の増加にも關はず産業不振、財界梗塞、國民所得の缺乏を訴へられつゝあることが、我が行政機關の價值性を正直に物語つてゐるではないか。同時に獨逸の復興が國防費の重荷より免れたること、並に其の行政費の巨



られ得るであらう。例へていへば、政府事業の全部が産業発展の要素若くは助成機関であるにもせよ、假りに十七億の總歳出より先づ國防費五億を天引きし、次いで恩給の一億三千万、國債費の二億八千万、教育費の一億四千万を控除し、そして更に各省諸官吏の俸給、給料、旅費及手當四億一千萬圓を差引けば何程の金額が後に残るか、而して其の殘額中の幾割が直接生産事業關係費目として抽出さるべき實質を包含するであらうか（昭和四年度總豫算に現はれたる項以上の事業費は外務、内務、農商遞の各省を通じて約一億四千萬圓のみ。又假りに水道、港灣其の他の補助、獎勵、保護及研究費目等の全部を合算しても約一億一千七百圓に過ぎない）。

豫算の建て前既に斯くの如くである。故に其處には國民負擔の増加にも關はず産業不振、財界梗塞、國民所得の缺乏を訴へられつゝあることが、我が行政機關の價值性を正直に物語つてゐるではないか。同時に獨逸の復興が國防費の重荷より免れたること、並に其の行政費の巨額を厭はず、主としてこれを産業振興の爲に傾注しつゝあることに依り、十五億乃至二十億麻内外にも上る賠償金を支拂ひて尙餘りある所以たるを知らねばならない。

#### (四) 國債問題より

我が國民の一部、殊に政界及財界の或る方面には如上の事實に眼を閉ぢて別箇の事實、即ち國債の増加と、其の利拂ひとに壓迫せらるゝため、遂に今日の經濟國難を招來せるものゝ如く切言主張する人々がある。例へば民政黨内閣の所謂非募債主義は此の種の見解に出發せる政策であり、其の緊縮と消費節約主義も亦同一着想に立脚する。これ又勿論思慮ある人々に取りて十二分に吟味を缺いてはならない問題である。で又試みに六大國の國債高を一覽せんか。

#### 六大國々債額 (一九二八年度)

國別	總額	一人當	同上邦價換算
日本	五、三九八百萬圓	八八圓	八八圓
英吉利	七、七一一百萬磅	一七〇磅	六六〇圓
米合衆國	一七、七二八百萬弗	一四一弗	二八〇圓
佛蘭西	二九二、九〇〇百萬法	七、一八九法	六七〇圓
獨逸	七、八九〇百萬金馬克	一二三麻(賠償金を除く)	五八圓
伊太利	八七、七八七百萬リラ	二、一六五リラ	三九〇圓

表中の邦貨換算は概算を示す。殊に佛米の分は爲替の變動甚だしきため精密には換算し難い。尙ほ獨逸の國債額の少きは同國民が絶大の犠牲を拂ひて内債を切捨てたるに由る。

我が國富一人當り一千七百圓と假定し、八十八圓の國債負擔は固より決して輕少とは言へない。されど之を英・佛・伊等に較ぶれば、其の實質的國力に於て將又大戰の禍ひを脱れたるだけに、素より放慮すべからざれど、さりとて極度に咨嗟するには及ばぬことを知り得やう。それよりも、問題は國債の多少に存せずして、それが生産的なりや否やに在る。歐洲各國の如く、其の大部分が戰時公債なるに於て、之が爲に餘儀なくさるゝ國民の負擔は重荷に相違なく、年々の利子だけでも、國家の財政及國民經濟を壓迫すること尋常ではない。之に比すれば我が國の國債は日露戰爭時代頓に増加したりといへ、他は鐵道、拓植事業などが主目となつてゐる。左に之を略表すれば、

#### 國債種目別 (昭和三年四月一日現在)



種 目

制度變更・諸祿處分に依るもの

鐵道敷設

築港疏水道路採鐵製鋼及電話擴張等

戰爭及軍備擴張

紙幣鎖却、國債借換

煙草及鹽專賣

行政整理及軍備制限整理

復興事業

拓植事業(朝鮮・臺灣・樺太・關東州)

爲替資金疏通等

對支借款關係

震災手形損失補償及善後處理

合 計

金額

九六、一〇九千圓

一、四七七、七五四

二〇四、五八九

一、六八三、四四三

三一三、二六九

一二、二九四

九〇、三四〇

三七五、六五〇

四〇一、〇三三

四七七、二七三

一二六、九九四

一六九、一〇〇

五、三九七、八六六

因に昭和四年三月末國債總額五十八億三千餘萬圓となつてゐるが、それは主として復興事業の進行、臺灣融資損失補償等の爲に増加したのであつて、此の外に常に國債増加の主因を爲しつゝあるは鐵道の建設及内外債の借換である。

仔細に點檢すれば此の内、何等生産的性質を有せざるもの少からずと雖も、過去は逐ふべからず、今に於て戰爭費十六億圓、其他の使途を論ずるが如きは寧ろ識者の與せざる所である。殊に鐵道事業の過大を非難するが如き、必ずしも全部的に妥當の見解とは認められない。現に何れの線路と雖も各地の人々に取りては必要とせられてゐる。其の港灣・治水・道路等に於けるも亦然りである。

素より理由なき國債の増加は何人たりとも之を悦ぶ筈はあり得ない。然れども其の性質の生産的公債である限り、敢て之を否定し呪咀すべき道理はない。それが生産的である以上、必然に國民の所得を増進すべき資本であり、國民の所得に増加せば、利子の負擔の過當ならざる限度に於て強めて憂ふるを要しないからである。故に吾々は此の原則的意義の下に、生産増加、産業發展の爲に緊切なる公債計畫を絶對的に忌避するが如き消極的政策を極端に支持せざるべからざる理由を認め能はぬ。

若しも我が國民經濟の立場より見て、政治財政上の壓迫を感ずべしとせば、それは國債よりも寧ろ龐大なる官營事業を最とせねばならぬ。此の故に、吾々は現に特別會計に屬する官營商工業の大部分——鐵道・電話・專賣事業・陸海軍工場・製鐵及製絨所等——を擧げて總て之を民營若くは半官半民事業に移しては何うか(後に述ぶ)そして其の財源を以て産業の開發、指導、保護、獎勵に充當することが、姑息なる緊縮政策や、非募債主義乃至消費節約よりも遙に効果的なる方策では無いかと考へる。いはゆる産業合理化は先づ此の官業の民營化に就いて

審議せらるべきであらう。

要するに日本の國民所得より概觀したる我が國民生活の實態は、未だ十二分に國富を利用せず、利用すべく全能力及全能率を發揮せず、制度的にも、財政的にも、經濟的にも、贅冗不合理の事實が極めて多い。英・佛・伊に見るが如く、必ずしも國債の負擔が多大なのではない。